

2470

南島傳珍傳



260950

219.7 N 812 n



唯まの思ひ成敷業
事も要人直に為
湖合文成るゝの觸
所可い成家出書
めはらふお運下すの
口ねるゝの初め
竹成言やがく徳澤
是下へは成事てふ
岸

三月廿日 御

種子島守時君

近衛關白植家よ種子島守時忠君に與ふるの書翰

大隅國熊毛郡 種子島守時君所藏

南島偉功傳序

種子島古稱多嶺。久著于國史。有平信基者。爲左馬頭行盛子。封南海十二島。始居此地。子孫相繼而治焉。因以島氏。十四世孫曰時堯。天文中獲銃於葡人。傳其製法。是爲本朝火器之始。於是種子島氏

之名聞天下。顧以其僻在海陬。其
他事蹟則世莫得而詳焉。蓋其祖
宗闢草萊。敷政教。以立基業。後世
紹述。益弘其緒。儼爲南海一邦君
矣。元和以降。臣屬吾薩藩。然視同
公族。或遇以賓禮。而完其先封。扞
衛一方。以迄明治初年。其間武功

治績頗多可觀者。製銃一事。特其
顯著者已。西村子俊世仕種子島
氏。常憂其鄉志乘未備。茲叙歷代
政事。以及地理風土。編成一書。曰
南島偉功傳。子俊有才學。善文章。
此書攷古徵今。詳覈有法。信可以
俾種子島氏功業垂諸不朽矣。頃

將上梓問世。來乞余言。乃書以爲序。
 明治三十二年五月
 從四位男爵島津珍彥撰

種子島家系圖

○清盛

安藝守。播磨守。從一位太政大臣。

◎基盛

安藝判官。大和守。平相國清盛之長子。

◎行盛

正四位下。播磨守。左馬頭。
 壽永之役戰死于壇浦。

○信基

小字菊王丸。稱藏人。肥後守。
 平氏之亡也。母抱依北條時政。時政請賴朝。奏請封信基於種子屋久等十二島。是爲種子島氏之祖。

○信式

太郎左衛門尉。

○信貞

太郎左衛門尉

○眞時

中務左衛門尉

○時基

中務左衛門尉

初北條氏在鎌倉以寧天下以我僻在南海故三年一親于京師至足利氏之時亦然

○時元

左近將監

○賴時

左衛門尉 藏人頭 對島守 母野邊肥後守盛忠女

賴時始與島津氏修好島津氏賓禮之

○清時

左近將監雜髮號長叟

○時長

稱三郎二郎 播磨守

○幡時

左近將監

○時氏

稱三郎二郎 左近將監

○忠時

左兵衛尉 武藏守 母稱寢山城守重清女

○惠時

左兵衛尉 加賀守 母蒲生刑部少輔宣清女

○時堯

左衛門尉 彈正忠 左近衛將監 母島津薩摩守

忠興女

天文十二年始獲鐵砲於蕃舶

○時次

左兵衛尉 母稱寢大和守尊重女

○久時

稱三郎二郎 左近太夫 母家臣黒木道純女

○久照
稱彈正。佐渡。母新納波門久門女。

○久道
稱藏人。美濃。伊勢。母島津圖書久濃女。

○久珍
稱彈正。母吉川次郎兵衛時吉女。

○久尙
稱彈正。母島津內匠久照女。
明治二年
王政復古奉還種子島

○時丸
母島津貴年女。

○守時
母同前
兄時丸早世。守時繼統。幼失怙恃。孳々不能自保。舊臣保育。以待其成長。

○忠時
武藏守。左近太夫。母家臣前田十郎二郎重弘女。
寬永二十年始築邸鹿兒島移住焉。至是與島津氏君臣之分始定。然島津氏視同公族而猶存賓禮。

○久時
稱三郎二郎。左近太夫。藏人。母太守家久公女。
為國老者數十年矣。幕府準諸侯遇之。

○久基
稱彈正。薙髮號栖林。母北鄉作左衛門久精女。
元祿十一年國王遣久基甘藷一筐。

○久達
稱傳次郎。四郎助。太郎左衛門。

○久芳
稱八郎次。藏人。左內。母家臣川島某女。

○安潮

其地是
只和次早世守由海濱故天許許年。不詳其詳。其地有只許。

○潮丈

於其地有年丈

于其地有年丈
其地有二年

○八尚

其地有年丈
其地有年丈

○八念

其地有年丈
其地有年丈

○八童

其地有年丈
其地有年丈

○八淵

其地有年丈
其地有年丈

凡例

一種子島氏の門地功業、並に高く兼ね隆なり。雖志乘未だ備らざるを以て、世に顯揚せず、時彦深く之を悲み、淺學不文、叨に自ら揣らす、其事略を叙して、二卷を編成し、南島偉功傳と曰ふ、冠するに南島の二字を以てせしは、種子島氏の祖平信基朝臣始て南海十二島に封せられしを以なり、

一史料は種子島氏家譜を経とし、家乘、舊記、古文書及び口碑録、聞書、或問昔話、率育紀事等を緯とし、其外参考引用の諸書は、書名を記事中に挿めり、史料を蒐集するに當りて、郷儒前田豊山、平山椒垣二翁、及び岩河鼎三、肥後時宏、渡邊昌藏、西村時三等、諸氏の協助を得、在京の學友には、萩野禮卿、岡田君格二兄の助力を辱くせしこと多し、因て此に其高誼を深謝す、

一著書の匆匆なる可らざる時彦固より深く之を知る然れども客居多年、塵累に拘せられ、自ら郷黨の父老を訪ひ、舊家の祕庫を發し、徧く好史料を求むる能はず、而して間を偷みて筆を執り、匆匆編を成し、以て之を世に公にす、或は恐る脱略する所多くして、而して潜徳を發揚するに足らざらんことを、是れ時彦の深く憾みて措かざる所なり、請ふ讀者諸を諒せよ、

明治三十二年五月

織部丞時貫十二代孫

西村時彦敬識

南島偉功傳目次

上卷

- 發祥……………一
 - 門地……………七
 - 墾地勸業……………一九
 - 教化……………三三
 - 武功……………四九
- 下卷
- 鐵砲記……………一
 - 甘藷傳……………三七

土工……………六二

外交……………七〇

結論……………八六

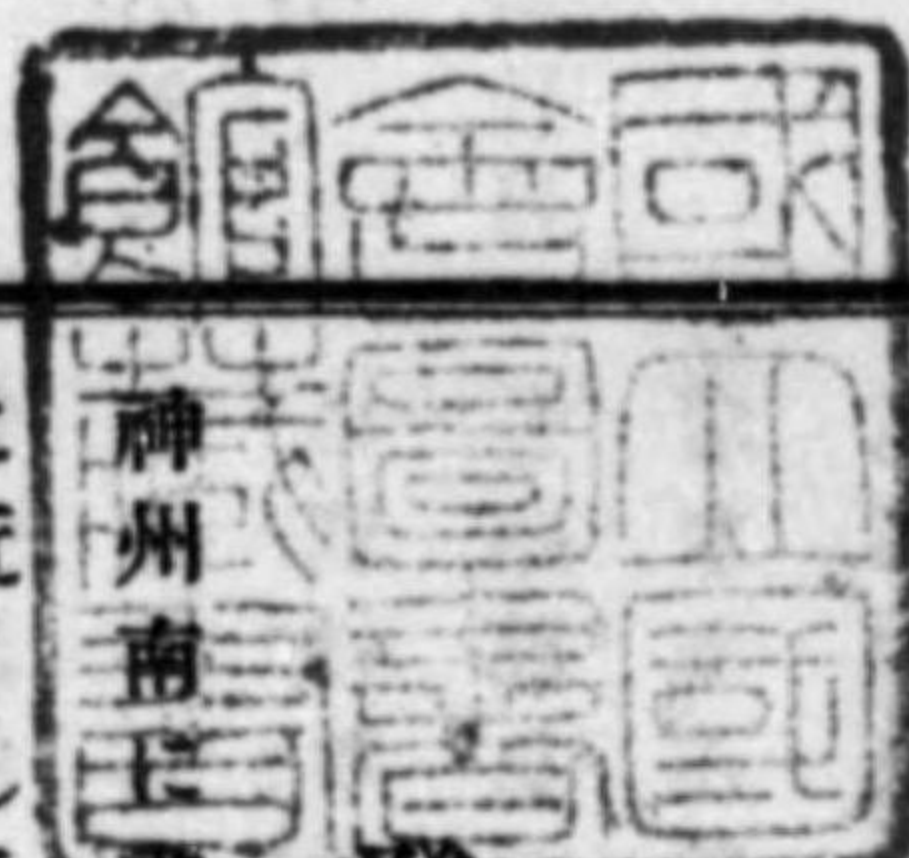
以上

南島偉功傳目次終

南島偉功傳卷上

多嶽 西村時彦著

發祥



神州南土盡る處の海上には、群島碁布して豆の如く蟻の如き中に、最大隅の陸地に近くして蜿蜒小蛇の浮ふが如き者あり、種子島と曰ふ、鐵砲傳來に因て其名を上國に馳すること久しからざるに非ざるも、僻境遠土の事とて、世人概皆遑視して其歴史風土に通ずる者少く、偉功の傳ふへき者多しと雖、亦將に惡浪怒濤の中に没せんとす、亦惜む可らすや、何をか傳ふ可きの偉功と謂ふ、七百有餘年間、此土を領有して儼然たる南海の小諸侯と稱せられし種子島氏の治績是なり。

種子島は古昔多禰又は多嶽と稱し、大寶中には益救島を多嶽島に併せて太宰府所管の一と爲れり、益救島は則屋久島の古名稱なり、當時多嶽壹岐對馬を三島と稱したりき、養老六年此の三島の司に闕あれば太宰府の官人を選ひて之に補せ

可傳の偉功

王朝時代の
施政

鹿皮の外に別物なし

らる、天平五年に多嶽島熊毛郡大領外從七位下安志託、益救郡大領外從六位下加理加、多嶽直能滿郡少領外從八位上栗麻呂等に姓を賜はりしことあり、當時多嶽益救二島は三郡に分れたりけん、天平十四年三島即ち多嶽壹岐對島は郡司に擬すとあり、同十七年諸國出舉正税を論定し、每國數あり、但し多嶽對馬兩島は並に此の限に非ず、以て其未開を知るべし、寶龜元年八月從五位中臣習宜阿曾麻呂を多嶽島守と爲す、當時は一國同様に島守をも置かれし者なり、其後多嶽島を停めて大隅國に隸屬せしは、淳和天皇の天長元年に在り、合併の理由として太宰大貳朝野峯守が上言に曰く、伴の島は南海の中に居て、人兵乏弱、國に在りて良に扞城に非ず、島司一年の給物本稻三萬六千餘束にして、其島は鹿皮數百領を貢調し、更に別物なし、有名無實、多損少益と謂ふ可しと、因て能滿を取謨に益救を熊毛に合し、四郡をひと爲して大隅國に隸せらる、初の三郡は此に至りて四郡となり居し者なり、人兵乏弱、鹿皮の外更に別物なしと云へるに觀れば、今日の小蓬萊と稱せらる、膏腴の土は、徒に荆榛に委せられて、鹿豕獐々たるのみなりけん、其より三百五十六十年間の事蹟詳ならず、後近衛家の庄園となりしと見え、建久八年大隅國

多稱島五百町

田帳に島津莊殿下御領、地頭左衛門兵衛尉云々深川院百五十町、財部院百町、多稱島五百町の三ヶ所、保延年中以後新府不隨國務とあり、深川院は日向國諸縣郡にして、財部院は大隅國噲啖郡に在り、今や田畑を合して五千四百餘町歩に上れる、種子島は、當時僅に五百町と記さる、建久中に至りて猶且土壤開けず、人稀に租少かりしや知るべきなり、

種子島の北端に國上村と云ふ處ありて、此村に大内屋敷と稱する古跡あり、王朝の比は朝廷の官人の居りし處なるを以て斯くは稱すとかや、天平寶字中三品忍壁親王の孫茅原王の多稱島に流されて住み給ひし古跡は、今も茅原と稱へ、種子島氏の時に射圃と爲れり、近衛家の代官見和十次郎有光の居たりし處は今は現和村と稱す、其外古史を參考して記さまほしき事多ければ、此書は鎌倉以後種子島氏の治績を主とするを以て之を畧す、

鎌倉覇府の時國郡に守護地頭職を置くに及びて、種子島の地頭と爲りしは大浦口某なり、大浦口氏は鎌倉に在りて、代官上妻某を遣はし、島に在りて政務を綜理せしむ、上妻氏は全島を分ちて三郡と爲し、野間某熊毛郡高野某の三人をして各

鎌倉時代の施政

南海十二島の領主

其一郡を知らしむ、三吏剃髮せしより島人之を三入道と云ひしとかや、或は曰く三入道は建久以前より在島したりと、當時は三歳一たび方物を買すべき制度にて、其貢する所は鹿皮數十領に過ぎず、官屢之を賑恤し、出入相償はざりきと古記に見えたり、數十領は數百領の誤に非ざるか、王朝時代の貢物に比して少きに過ぐればなり、其數は正確ならざるにもせよ、天長中より三百六七十一年を経て、猶且鹿皮の外に貢物なかりしは如何に、其草味未開なりしかを知るに足れり、變遷如此なりし種子島の生民は、鎌倉・頼朝の時に至り始めて一定の領主を戴くとを得たり、是ぞ肥後守平信基朝臣にして、種子島氏の元祖なる、初め信基朝臣鎌倉に在り、始めて南海十二島に封せらる、十二島は種子屋久惠良部、硫黄、竹島の五島及び七島にして、七島は口之島、臥蛇島、中之島、諏訪之瀬島、平島、惡石島、寶島の惣稱なり、此の南海群島の當時の状態如何なりけんを知る可らずと雖も、其草味未開は種子島に比して更に甚しかりけんかし、信基朝臣は治所を種子島に定め、世々に居り、因て氏と爲せり、後屢世變を閱して領土漸く減したりと雖も、永正年中に至るまで三百餘年間は、猶初封を全有せし者と覺しく、種子島氏に傳はれる文

書に七島貢物の文あり、

七島臥蛇之島より納申候

御役所

一綿十八把この内九把納申候

鯉ふし五れん

一叨煎の小桶

以上

永正十年癸酉三月吉日

豊臣氏の移封

八十四年を経て、永祿四年十六代久時の時に至り、豊臣秀吉九州を平定してより後、命して薩隅日三州の豪族の封地を移易せらる、蓋し其勢を殺がんとてなり、當時は既に七島を失ひしも猶種子屋久惠良部三島を領有せしを、此年六月移して薩州智覽院に封せられ、種子屋久二島は島津右馬頭以久の有に歸したりき、以久は後の佐土原藩主の祖なり、然れども種子島氏の種子島に於ける歴史は誠に相離る可らざる者ありとて、慶長四年三月舊領種子島に復封せられたり、秀吉の威

○綿は民部式に太宰府毎年貢調綿三千疋買綿使進之とある買綿の遺なるへし

○叨煎の叨の字は何の意義にや又如何なる者なるを知らず今の所謂鯉の煎じに非ざるか賦役令に堅魚之煎汁とあり煎汁はイロリと訓す今の煎じなり南島には古來其製法ありて一丁四升を買せし者なりとぞ

舊領安堵

島津氏二島を借る

借地證書の

焼失

島民の追慕

八石米船の由來

島津氏の勢を以するも、猶且つ種子島氏の種子島に於ける歴史を奪ふ能はざりしは亦榮なりと謂ふ可し。而かも此の復封に際しては、一の記すべき者あり、島津氏は種子島氏の舊領に安堵するに當り、屋久惠良部二島を一時借用せんことを申込み、情誼上已むを得ずして之に従ひしかば、島津氏はやがて返付すべき證文を興えつ、證文ありとて、屋久惠良部の荊州たらざるを知る可からざりしと雖も、他日壁を完くする者なきに非ざりけんを、當時借地の證文を保管せし種子島彈右衛門尉時定私曲ありて、慶長十一年丙午十二月二日切腹せし折、自ら之を焼失せりき、是より逝水復た返らざりけり、

何處の婦人も、昔時は眉を剃り齒を染むる習なるに、屋久島の婦人は、屋久嶋の嶋津氏に歸してより、舊領主種子島氏の有に復せんまでは、眉も剃らじ、齒も染めじとて、眉をも立て、白齒にて世を送れりとぞ、以て種子島氏の功德民に在るの深きを知るべし、

屋久島は古來材木に富みたるが、其島津氏の有と爲りし後も、種子島氏は年毎に米八石を屋久島の民に興えて、入用の材木を伐採す事を許さる、之を八石米

七百餘年の舊家

贊皇化底治績

葛原の皇胤

船と云へり、屋久島は田地少く五穀に乏しきを以て救恤米を興えし古例に據るか、亦以て其舊く且つ深き緣故を徴すべし、斯く初封漸く減せしものから、種子島に至りては太祖信基朝臣より先代久尙に至るまで、廿五代七百有餘年間、紹承繼有して克く先業を守れり、嗚呼、鎌倉覇府以前に於ける種子島は、草昧未開の一絶嶋にして、生民蠢々、鱗介と擇ふなかりけんを、信基朝臣以後、瘴癘を驅りて、風氣を移し、産を興し、教を敷き、以て皇化を贊し、治績を底せしは、願ふに亦偉ならずや、今其功德の國と民とに在る者を述ぶるに當りて、請ふ先づ其世系門地を叙せん、

門地

儼然たる南海の一諸侯として、羣島を領有したり、種子島氏の祖平信基朝臣は、實に桓武天皇の皇子葛原の親王の御末なる太政大臣平清盛に出づ、清盛の長子基盛、

保元元年十七、檢非違使を以て兵を率ゐて宇治を守り、途に宇野親治に遇へ

基盛の勤王

り、基盛呼んで曰く、敕を奉して兵士の甲を齎らして京に入るを禁ず、卿若し官家を奉せんと欲せば、我に従ふて去れ、否らざれば則過るを得ずと、親治曰く、上皇の召に赴くなり、と、基盛圍みて之を撃んと欲す、親治弓を彎きて之を射る、基盛の兵披靡す、既にして援兵四合す、基盛士卒を指麾して曰く、敵に後援なし、盡く之を生獲せよと、遂に親治以下十六人を虜り、之を闕下に致す、基盛飛矢體に滿ち、流血淋漓たり、帝之を壯なりとし、即日敕して正五位下に叙せらる、後正四位下に叙し、出て大和守と爲る、將に京師に赴かんとするに及び、路に宇治川に泗きて溺死す大日本史

其子行盛

正四位下左馬頭と爲る、壽永三年備前兒島に壘し、五百餘騎を將ひて拒守し、頼朝の將佐々木盛綱の敗る所と爲る、帝崩し左近衛少將有盛と射て數人を殺す、敵は舟に入る、乃ち短兵を執り奮戦して而して死す、初め父没するの日、行盛幼弱なり、長するに及び、其母の夢あるを以て日に提婆品を誦して、以て追福し、艱難窮隘に處すと雖、未だ嘗て廢弛せず、是に至りて、亦之を誦す、聽く者之を悲め

行盛の純忠

行盛の至孝

行盛の文學

家風の淵源

り、行盛權中納言藤原定家に従ひて和歌を學ぶ、其西海に赴くや、平生著す所の稿一卷を遺し、和歌を作りて別を留む、定家之を讀み、感泣して謂へらく、他日敕を奉して和歌を撰ば、必ず當に之を載すべしと、其父俊成千載集を撰び、薩摩守忠度の歌を載せて其姓名を没せしを、定家之を惋惜し、後數朝を更て新敕撰集を撰び、行盛の歌を載せて其姓名をも書せり大日本史

時彦云く、新敕撰集に載せられし行盛朝臣の留別の御歌は左の如し、
流れての名たにもとまれ行水のあはれ果敢なき身は消えぬとも

基盛朝臣父子の勤王の功如此く高く、行盛朝臣の忠孝又彼が如し、而して行盛朝臣の和歌は敕撰の歌集にも載せられたり、是れ種子島氏家風の淵源、後世子孫の銘記して忘る可らざる者なり、

行盛の子即ち信基なり、初め行盛の難に西海に殉するや、信基尙幼くして襁褓の中に在り、幼名を菊丸と云ふ、母と共に京師に潜匿せしが、兵亂既に平くに及び、其母抱きて北條時政に依れり、北條氏は平氏の世臣にして其恩を荷ふこと淺からず、而して源頼朝の外戚を以て、權勢おさく諸將を壓し、其力以て禍を轉じて

母子鎌倉に至る

三鱗徽號の由來

十二島の封を受く
肥後守に任す
藤原姓を冒す

福と爲すに足れりしが、母子の鎌倉に至るや、時政之を迎へて善く待遇し、養子と爲して成長せさせ、自ら冠を加えて偏諱を與え、時信と名乗らせて三鱗の徽號及び寶刀一口をぞ與えける。時信容儀端麗にして歌舞を善しけり、一日時政頼朝を私第に饗し、宴酣なる比ほひ、時信に命じて舞はしめしに頼朝見て之を憐み、時政に此は誰が子なりやと問はる、時政云々の由申上げしに、頼朝俄に打驚きて、平氏猶遺孽あるか、殲さでは叶ふまじとなり、時政大に懼れ、如何にもして禍を免れしめんと思ひ、頼朝に申請ひて、時信を南海十二島に封せんことを朝廷に奏請せり、許されて十二島の外に近衛家の舊領なる日州深川院隅州財部院を兼領し、肥後守に任し、名をも信基と改めて、種子島に下向あるべきにぞ決定しける。信基朝臣名門の貴公子にして年尙少かりければ、初は其の僻遠を憂ひて遠島入部を好ませられさりけれども、時政に其地は鹿豕多く、以て狩獵を樂むべしなど諭され、且は平家一門の滅亡に際し、絶えざることを縷の如き家系を存せんことを、遂に其勸にぞ従はれける。源氏の威焰いと熾なる時なれば、種子島の地頭なりし大浦口氏の藤原姓を冒し、家の紋も揚羽の蝶にして似通ひたればとて龜甲に向蝶の幕の紋

信基朝臣の入部

をも申受け、僕従は皆時政より附與せられしとなん、其入部は建仁年中なるべし、鎌倉より御供せし家臣の今に至るまで連綿たる者多し、大浦口氏の代官上妻氏は、此より留りて種子島氏に臣屬し、其子孫十餘世に傳へて今に至れり、一説に云く、信基朝臣は先づ肥後に下着し、此の國にも所領あり、飛地を兼領せる日隅の間にかけて數年逗留あり、其間に出生ありし公達多く、種子島、黒河、岩河、肥後、財部、末吉、内山、等諸所の領主と爲りて安堵を遂げらる、是れ皆北條氏の庇護に因れり、能登國笠志の領主と爲りし黒河兵衛尉は信基朝臣の第三子にして名を信氏と曰へり、當時十二島は掛持にして、折々入部ありて政道を施されしが、既にして種子島に居城ありし者なりと、舊記を失ひて其詳を知るに由なし、

當時の居城は今の本城と云ふ處なりしとぞ、

二代信式三代信眞并に太郎左衛門尉と稱し、四代眞時五代時基并に中務左衛門尉と稱し、六代時充左近將監に任す、七代頼時は左衛門尉藏人頭を経て對島守に任す、是に至りて始めて島津氏と隣好を修む、八代清時左近將監と稱す、島津氏盟

島津氏と隣好を修む

島津氏の盟書

國主と對座

三年一觀

文武兼備の名將

平姓に復す

書を清時に贈り、天下向如何様に轉變すとも、二なく契るべく、患難の折は互に相助くすくへきことを誓へり、九代播磨守時長の記に、太守陸奥守忠國とは御對座なりと見ゆ、島津氏既に上賓を以て之を待ち、又誓ふに、敦睦を以し、孤島に僻在して、國主と抗禮相交ること如此なりし、所以の者は同じく封を鎌倉の時に受けて、門地威望の他家に冠絶する者ありしが、故なるべし、十代幡時十一代時氏并に左近將監と稱す、十二代忠時左兵衛尉より武藏守に任す、優美間雅にして、乃祖の風あり、是より先き鎌倉覇府の天下を宰するや、種子島氏は南海に僻在するを以の故に、三年一觀の命あり、足利氏の時に至りても亦此の例に遵ひ、三年毎に京師に參觀せらる、忠時京師に在る三年に及び、弓馬蹴鞠を學び、小笠原備前入道宗信より射術を、飛鳥井中納言雅庸より和歌及び蹴鞠を、各皆傳の免狀をぞ授られける、十三代惠時薙髮して加賀入道と號し、廣く四方の摺紳豪傑と交り、近衛植家大友宗麟等と往復の書牘家に傳ふる者多し、十四代時堯初の名は直時、彈正忠に任し、從五位下に叙し、左近衛將監に進む、時堯以前の任官宣旨には、概皆藤原姓を署したるが、時堯以後に至りては、任官の口宣案皆平姓を署したり、一は世變を経て復

た源氏の嫌を避くるを用ひざると、一は家聲益隆にして本姓に復すべき時機なりければにや、今請ふ前後二様の口宣案を示さん、十二代忠時のに曰く

口宣案

上卿中山中納言

明應六年三月十六日

宣旨

左衛尉藤原忠時

宜任武藏守

藏人左少辨藤原冬光奉

時堯のに曰く

口宣案

上卿中山大納言

弘治四年二月十七日

宣旨

從五位下平時堯

宜任左近衛將監

藏人頭左大辨藤原賴房奉

時堯琉球國王と往復書牘あり國王の書には種子島殿平時堯公と署したり威名遠く馳す英風想ふ可きなり時堯の父惠時島津薩摩守忠興の女を娶りて時堯を生み時堯の女は國主島津義久に嫁して其夫人と爲れり種子島氏の島津氏と婚姻相通せしは此の時を以て始と爲す信基より時堯に至るまで十四代の間は猶獨立の一諸侯たるを失はず時堯の子十五代時次早世し十六代左近太夫將監久時の比に至りては島津氏の附庸と爲り内外の征戰常に島津氏の陣に屬したり

島津氏との婚姻
獨立の一諸侯
島津氏の附庸

島津氏に臣屬す

き蓋し善隣の誼を結ぶに先づ婚姻を以して其交情を密にし然して後勢の強弱は遂に其をして附庸と爲るを免れざらしむ戰國の習亦怪しむに足るなきのみ寛文二十年始て邸を鹿兒島に築きて之に居りしより君臣の分漸く定りしは實に十七代武藏守忠時の時に在り是より先き兵亂既に平ぎて海内事なく而して島津氏は外既に琉球國を征服して之を管領し内は則舊家雄藩の勢赫々として徳川幕府猶且之を敬憚せり此の時に當り絶海の彈丸黒子を守る種子島氏が名門を大國の下に持し先業を雄藩の中に守らんと欲せば則豈常格に拘りて自尊の擧ある可けんや此に至りて島津氏に事へて臣節を執りしは亦事宜を得たる者なり

然れ共島津氏の種子島氏に於ける舊誼は大に他の巨室と異なる者あり薩隅日三州には島津氏の入部以前又は同時に入國せし豪族も亦多く強弱の勢島津氏に臣屬すと雖も傾軋猶甚しく叛亂相踵き斯る豪族中には島津氏に弓を引きし者も多かりけるに獨種子島氏に至りては始終善隣の誼を盡して絶えて相敵視せず去れば世々の藩主も亦誓書を交換して相盟ふに誠を以し君臣の分漸く定

島津氏猶賓
禮を存す

るに及びて、一門格と稱せしと雖も、猶賓禮を存せり、一島の主を以て島津家久の女を娶れる忠時は、國中の乗物を許され正保四年六月正月の進上は一門諸家に拘らす、種子島家に限れる式日あり、忠時の時は正月十一日其子十八代藏人久時より改めて正月四日と定められ、延寶八年賀年の式も亦之と同じく、一門家老一所持一所持は薩藩に在り領地の拜禮畢りて後、更に席を改め、久時君一人を召して酒を侑めらしが如き、久時の子十九代彈正久基の時、藩主に參候するや、門内下乗に及はず、玄關まで乘輿すべしと免されしが如き、元文元年十月九日萬斛以上は乗物免許の人ありといへども、無役の嫡子は之を許されざるに、二十代久達の子廿一代久芳の如き、部屋住の當時より乗物を許されしが如き、元文三年十二月其他島津氏より賓禮を存せられし、特例枚舉に暇あらず、去れば徳川幕府を始め、世人も亦其閱閱甚だ高きを知りて、之を待つこと尋常諸臣の例に異なる者あり、寛永七年庚午四月十八日將軍徳川家光其父大相國秀忠と同じく島津氏の江戸邸に臨むや、十七代忠時も江戸に在りて兩將軍に謁せしに、特に白銀百枚を賜はり、忠時も亦給二十領を獻したるが如き、同じく十八年同二十年江戸に至る毎に、登城して屢將軍に謁し、獻賜格に逾え

徳川幕府の
優禮

賓禮の特例

大名並の侍
遇

しが如き、特に久時に至りては元祿元年十二月老中阿部豊後守を以て大名に準せられ、江戸にての乗輿を免許せられしが如き、承應元年には久時特に大名並の行列を許され、天鷲紗を以て長柄傘と手鍵とを蓋ふことを許されしが如き、徳川將軍猶且つ破格特例を以て種子島氏を待てり、櫻町天皇の位に即き給ふや、享保二十年十一月十一日久達藩主の命を以て京師に入り、參内御太刀を獻納し、龍顔を拜し奉る、仙洞御所も同斷なりきとぞ、亦榮と謂ふべし、廿二代久照彈正と稱し、廿三代久道藏人と稱し、廿四代久珍、廿五代久尙並に彈正と稱す、世々藩主島津氏と婚姻絶えず、忠時久時以來の家格舊例を持せしが、久尙に至りて王政維新の際に領土を奉還せり、其子廿六代時丸早世し、其弟守時家を嗣ぎたり、今此に天明中の儒臣平山新兵衛信友の命を奉して作りし歴代歌を録せん

歴代歌

歴代歌

栢原皇胤葛原藹、太師平公稱清盛、一家顯貴古今少、野史稗說總存名、冑子基盛將畧好、平治突戰親督兵、神魂忽化水滸去、宇治河邊人愴情、行盛累官爲典厩、榮耀威儀比公卿、天運循環兵革起、一家摺紳共出京、信基時在襪襟裏、阿母負抱東州行、幸

遇執政恩寵厚。大開基業種陽城。種陽城下富昌地。孫子支葉連彫。信式遐齡。迨八十。信真垂拱。執權衡。真時時基廣德政。時充威名震八紘。賴時壯年老武事。可惜終結。子路纓。清時温和社稷器。時長幡時又聰明。日州邊邑產令子。支族世臣遠相迎。一朝衣冠號時氏。仁慈高明安蒼生。緇衣修梵本源寺。夙夜誦經凝丹誠。忠時戎衣討叛虜。都鄙歎美稱豪英。惠時純剛人震懼。時堯揮毫鬼神驚。偶逢異客獲奇珍。屢屬太守破賊營。時次俄爾入鬼簿。久時承統繼阿兄。處々戰陣動績盛。更學蹴鞠最研精。鐵衣再入鷄林域。征戎七年盡忠貞。忠時剛爽有威烈。久時當時稱老成。久基多年勞國務。德化功業有誰爭。久達寬裕能容物。久芳相繼鳴家聲。園中桑麻餘恩澤。城上雲烟含禎祥。創業由來數十世。鄉里安々屬昇平。令胤連綿千萬歲。大宗小宗總繁榮。

儒臣平山信友奉命作

是に因て之を觀れば、萬原の皇胤平家の正統を以て家を將に絶なんとするに起し、十五代以上は儼然たる南海の一諸侯として雄を海上に稱し、中葉以降時勢事宜に制せられて大國の附庸と爲り、再變して雄藩の一門に準せられつゝ、猶破格の待遇に因て寶禮を保ち、以て舊封先業を守り、以て家聲を墜さざる者、廿五代七

門地の光輝

六十餘州卒見

百有餘年の久しきに及ひしは、實に種子島氏の光輝ある門地と爲す。薩藩の鴻儒白尾國柱之を頌して曰く、信基の入部より今茲文政丙戌まで六百有餘年、歴々として太祖以來の宗邑なる本島一圓を領知し、家聲を墜さざるは、誠に本藩無雙にて、六十餘州にも亦如此は、罕なるべしと、真に然り、名門舊家として觀ること、卒なるのみならず、門閥功德並に高く兼ね隆なる種子島氏の如きは、亦殆んど希なり、いでや聊其治績を徵せん、

墾地勸業

衣食走りて禮節を知るとかや、治民の先は實に物を開きて務を成し、用を利して生を厚くするに在り、絶海孤懸の種子島は、古昔人稀に租少く、政費を償ふに足らざりしは、天長中大隅國に合併せしめられしに徵すべく、鎌倉霸府の時に至りて猶且つ鹿皮を買するに過ぎず、而して官毎に之を賑恤したりと云へば、生齒固より繁からず、田地固より闢けず、蠢々たる横目縦鼻の鱗介、徒に生して徒に死するに過ぎざりけん、嗚呼寸地と雖王土なり、絶島の爺嬢も亦王臣に非ずや、而かも之

開物成務利
用厚生

衣食足而知
禮節

を治め之を化する者なくんは、彼等は何の日か皇澤に浴して生甲斐ある神州の赤子たるを得べき、其をして衣食既に足りて又禮節をさへ知らしめられしは、實に肥後守平信基朝臣以降累代の恩澤と謂はざる可らず。

行政區劃の
遺規

信基入部の當時は、南北十六里東西一里半乃至二三里、周回三十六里餘の一大島も、烟戸の疎にして貧しかりしこと、田帳に多禰島五百町とあるにても知るべし、信基朝臣先づ種子島を區劃して上中下三郡と爲し、三郡を十數村に分ち、代官上妻氏の舊に依りて政を布けり、後世十八箇村に分ちて行政區域を定めしは、蓋し其遺規に遵へるなるへし、所謂十八箇村は府治所在の西之表を除きて、國上、伊關、安納、現和、安城、古田、住吉、以上四之表を加へて、今の北種子村と爲す、納官、増田、野間、油久、坂井、以上今の中平山、莖永、上中、下中、西之村、島間、種子上今の南種子村なり、是なり、屋久島は後十四箇村に分れしが、其他諸島の村域今詳ならず、

墾地
御開の田
種子島の神
農氏

信基各村を巡視して其土宜を相し、民に勸めて開墾に従事せしめ、親しく耒耜を執りて以て率先せられけり、爾後島民信基朝臣の開墾せられし田を名けて御開と曰ひ、各村今に至るまで其地名を存したり、信基朝臣は實に種子島の神農氏と

開墾發達

米は産物の
大なる者

や謂はまし、其後歴代の領主勸農を怠らす、舊記古文書の生産發達の度を徴すべき者なきも、十七代忠時始て島津氏に隸屬せし時呈出せし文書に、高壹萬斛と記し、正保度に牛馬惣計千百四十四匹とあるを見れば、信基朝臣より三百餘年間の開墾發達に勤めたること知るべきのみ、但未だ其反別を詳にせずと雖、十六代久時の時、慶長十四年六月十日古田村の蓮勝寺に高十斛を附したる證文ありて、總都合壹町四反二畝二十四歩、合高拾石五升六合七勺九才とあるを見れば、高反別の比較も亦推知し難からず、斯くて歴代力を開拓に盡し、農を勸め耕を勵し、結果は、米を以て全島産業の大部分を占むる者と爲すに至れり、請ふ左の表を見よ、

寛永十三年 檢地石高八千二百七十三斛二斗一升

此比較反別千七百七十四町七反一畝歩餘

天明元年 檢地石高一萬六十五石八升二合六勺六才

此比較反別千四百二十九町二反九畝歩餘

明治十二年 田畑反別五千四百町五反二畝二十四歩

此比較石高二萬九千九百九十五石五斗七升八合

古今の比較
反別

民有地反別

是れ家譜中に見へし最少最多の竿入石高と、晩近の田畑反別とを挙げし者にして、此の比例に因れば、田畑のみにて寛永度に比して一倍半、天明度に比して殆んど倍せり、明治十二年の調査に據れば、昔時鹿皮の外に、貢物なく、信基朝臣入部の際すら五百町と聞へし、種子島の民有地總反別は一萬四千七百九十四町三反餘、地租一萬四千餘圓に上れり、是れ實に信基朝臣以降累代領主が、勸農墾地に務め、い功績に非ずや、

田反別	二千四百三十三町五反二十三歩
比較石高	一萬七千三百三十八石六升九合
内	
畑反別	二千九百六十七町二畝一歩
比較石高	三千八百五十七石七斗一升貳合

鹽鐵の利
鎌倉傳の鹽
業
鹽戶

鹽鐵の利は早く既に信基朝臣の時に創せられたり、是より先き島民鹽鐵を製するを知らず、常に給を他邦に仰ぎしが、是に至りて信基朝臣民に潮を汲みて鹽を煮ることを教ゆ、之を土居大釜鹽燒と云ふ、鎌倉傳なりとぞ、遂に瀕海の地を劃して以て鹽戶を置く、大崎、立石、湊、砂坂等是なり、串目分けにて山野をも多く給はり、鹽屋奉行を置きて之を管理せしめらる、後世鹽田を開きし事は後文に詳なり、又

砂鐵

殖産
生蠟
不世出の經
世家

瀕海の沙濱に砂鐵を産するを發見し、師を他邦より雇ひて鑄鐵の業を創せり、種子島の古より鍛冶匠多きは、之が爲にして、製する所の乃物尤銳利と稱せらる、は、砂鐵の良好なるが爲なり、鐵砲傳來の時、其製法を傳へて、直に鑄造することを得しも、亦斯業の信基朝臣の時より起りしに、因れり、其後十九代久基の時、鐵山師二人、春田某及び百姓三人を雇ひて、更に鑄鐵所を現和村に起し、盛に斯業を擴張されたりき、民今に至るまで其利に頼れり、

始て甘藷を琉球國に獲て以て本邦に傳播せしは十九代彈正久基の功なり、事は後の甘藷傳に詳なり、藩政代に於て産出の最大なる者は、米に繼ぎて生蠟を推せり、生蠟も亦久基の獎勵に屬す、久基は元祿享保間の名公にして、薩藩不世出の經世家と稱せられ、常に心を濟世安民に存し、力を殖産興業に盡されしか、接榼は最其獎勵せし所に係り、遂に生蠟を以て重要な輸出品と爲すに至れり、

天保十二三年比より五十年前の事か、とよ、家臣を接榼稽古の爲に旅行せしめられ、昔時は寄接なりけるに、此の比より離接と云ふこと始まりけり、然るに天保中に至りて、島間村庄屋の方にて、古帳箱の中より百田紙七八枚綴の横折帳

接榿傳法書

一冊出でたり、此は享保比久基君より村々に分ち給ひし接榿傳法書にて、慈遠寺本堂の前池の涯なる古木をコツバ榿と云ひ、芝庭の方なるを平右衛門榿と云ひ、此の二本は實成最上の名木なれば、此の枝にて穂木を取り、接立榿五十本植付けなば、十箇年目より新地三十石に相當すべき實成相違なし、其接方は云々として、接目の卷方より、日當日陰の地理、又は土のかぶせ方に至るまで、細密に傳授しあり、後世の稽古接方などの及ぶ所に非ず、名君の手腕凡智を以て窺ひ難し或問昔話

生蠟の産出

接榿は島中大分の御取仕立にて、生蠟中年に五六萬斤、豊年には七八萬斤の産出あり、久基君御勳功なり、其砌大阪表生蠟の價は、上にて壹斤七匁位、通例は五六匁位なり、同書

藥園掛
樟腦
楮
蠶業

之に繼くは莪菜茯苓等の藥品にして、藥園掛を置きて之を管理し、甘藷も亦食用の餘を輸出せり、或は樟腦を煮、或は楮を植えて製紙業を創し、或は蠶業を勧め、蠶業は文政天保の比、羽生六郎左衛門と云ふ人、養蠶の法を習ひて島民に傳授し、官其糸を高價に買上げて獎勵ありけるが、天保二年甘藷の虫害多く、之を蠶

養蠶の頓挫
蠶德辨論

植林
牧畜
砂糖製造の
創業

虫と稱して、養蠶流行の崇りとの流言あり、因て三年間ばかりは養蠶を停めて之を試むべしと決せしより、其業振はず、六郎左衛門之を慨嘆し、蠶德辨論と云ふ一篇を著はして其不平を洩せり、其後又々養蠶も行はる、やうになれり、或は植林を勵まし或は牧畜を奨め、苟も民を利し家を富すべきことは、歴代之を勉められしより貨殖の道大に進みたり中にも、廿三代久道の時に至りて、砂糖製造を創せられしは、功德の大なる者なり、當時の藩制は、私に砂糖を製し若しくは之を賣る者は、死罪に處し、之に黨する者は流罪に處するの法律ありて、本藩獨り琉球并に大島諸島より納むる砂糖の利を收め來れり、此の時に當りて砂糖製造を創せんとす、事の困難知るべきなり、文政十年始て府庫の缺乏、島民の飢饉に迫るを名として、砂糖を製せんことを請ふ、島地は砂糖黍に適すべきを以て、六七年を経ば百萬斤に達すべしと見積り、百萬斤として概算を立て、其三分一は上納し、雜費を引去りて、十五萬三千八百四十六斤の潤益を見んとするなり、收穫三分一の税とは亦過大ならずや、久道の夫人は藩主の同胞なる勢力もありけん、民の飢饉を救はんとする誠心の人を動す者もありけん、幸に製糖を許されしが其製造

本島唯一の物産

高に制限あり、天保十年迄は十五萬斤を限られ、其より二十萬斤に増加せんことを請ひ、天保十五年には三十萬斤を許されつ、頻に蕃殖増加して遂に六十萬斤にも及び、舊藩代に在りて既に百萬斤に達したりとも云へり、去れば今日に至りては島民其遺業を擴張して、産出益多く、遂に本島唯一の物産と爲りて、製造高二百五十萬斤、價額拾貳參萬圓に達し、二萬四千餘人の經濟は糖業の利に頼るに至りし者、實に先君の恩澤なり、

海運の發達

物既に阜んなり、販路を求むべき海運は如何ん、種子島の海運古より開けしは、其地理の然らしむる所なるべく、而して領主種子島氏の發祥の地が海に濱したる鎌倉なりしより、海事に長けし臣僕も亦少からざりしとに因て、益其盛を致せしなるべし、維新前まで御船手の船頭を勤めたりし松下某外四人の祖先は、鎌倉より信基朝臣に従ひ來りし者にて、當時より御維新まで世々其業に従へりき、足利氏の時には渡唐船の新造渡唐の水夫募集等、皆種子島に於てし、早くより唐土琉球と交通せしに見れば、其發達一朝に非らず、(渡唐船の事は後文に詳なり)物産の開くるに従ひて、交通の便益開けしや、知るべし、序に記す、種子島の物産を他國に

渡唐船の新造

手形銀の免許

積出すには、手形銀と稱えて、關稅を本藩に納め來りしが、享保度よりは格別の由緒あるを以て、手形銀を免せられ、種子島より直輸出を許されたりき、亦以て種子島の薩藩に於ける特殊の由緒を證すべく、而して産業の益發達して富資を増殖せし所以の者、偶然に非ざるを知るべし、

生活の度

明和安永比までは、田舎など先祖の功勞あるもの、み板屋御免にて、其餘は皆草屋なりけるが、安永六七年比より瓦葺も始り、天保十二三年比には田舎在郷家作の美々しさ、所詮前方の如く御取締家作に制限ありの手も届かせられざりし有様と爲れりとぞ、奢靡は領主の禁する所にして、衣食住とも、士民各其分に應じて制限ありけれども、天保十二三年以降に至りては、殖産發達の結果、島民生活の度も亦漸く高くなりしなるべし、

領主の仁政

草味の比より奉戴したる領主、率育したる島民なれば、上下の情自ら洽ねく、其關係は父母の赤子に於けるが如き者あり、去れば古來賦稅の薄き、七島貢物の文書に徴して一斑を知るべく、官財を捐て、民利を興すに急なる、諸種の殖産事業に觀るべく、凶荒には倉廩を發きて救濟賑恤せしと至らざる所なし、天和中十八代

公帑疲弊するも増税せず

久時數度の江戸參勤に、費用多くして公帑疲弊し、殆んど領地を割きて以て負債を償はさる可らざるに至りしも、世々の封地を割きて萬石の列を下るは名家の耻辱なりとて、君臣共に之を憂へつゝ、整理の法を講しけるに、斯る際にも島民に重税を課するに忍びずとて、遂に増税の策を棄て、家老物奉行以下群吏の俸を公帑に納め、諸士社足輕高及び諸扶持高は皆五分の一を納めしめて償却の法を立つべしと評議一決しけるを、久時其すら聞届けらるべくもあらざりけるを、已むを得ずして之に従はれたりきとなん、誰か其民を愛するの深きに、泣かざらん、此より銳意節儉して負債を償却せしのみならず、文化度の大凶荒に遇ひしも、能く賑恤の効を收めて、民を流離の中に救ふを得けり、此の時民飢えて食なく、馬毛種子島の前三里に生ひし蘇鐵の實を取りて之を淹水に漬し、團子と爲して打食ひつゝ、因て以て命を助かりし者多かりけり、是より諸所に蘇鐵を樹えらる、此時數千石を他國より買入れて救米と爲し、家老醫者を遣はして村里を巡察せしめ、手に手を盡して救濟されしも、春より秋にかけて食に乏しかりければ、斯くても餓死する者猶多かりけり、若し島主の仁政なかりせば、海上の離小島はなれとこの大飢饉、如何なる

凶年の救恤

慘状をか來しけん、幸に仁愛の領主を戴きし島民の禍を避けて禍を得しは、獨り此年のみならず、全島人口の古今多寡を比較するに

人口の古今比較

寛文七年	六千四百五百人
元祿九年	八千六百九人
同十二年	一萬二百四十九人
享保十九年	一萬二千六百七十六人
元文三年	一萬三千七百二十九人
天明七年	一萬六千四百三十一人
文化元年	一萬四千二百九人
慶應四年	一萬八千餘人
明治十五年	二萬百十七人
明治三十年	二萬四千二百二十六人 <small>但戸數五千三百二十二戸</small>

此の表に據れば、享保天明の交は著しき増殖を示し、文化度には著しく減したり、或人曰く、増加は當時甘藷の蕃殖之を助けしものにて、其減少は疾疫凶饉に罹り、

人口の増加は仁政に因れり

生民の爲に土地を開し領主

軍役の用意

累年温度の増加は此に至りて其災殃を免れざりし者なりと、要するに人口は年を逐ふて増加せり、此は實に島主撫育の政行届きて生々存々の道を得たる者、其大原因に非ずんばならず、世に數十萬石乃至數萬石の大小名多しと雖も、彼等は鎗先の功名に因て、生民の開きし美田に依頼し、以て權力を争ひし者のみ、種子島氏の一萬石、小は則ち小なり、去れど此は七百餘年來、生民の爲に鹿豕、榛々たりし榛莽、荆棘を開きて、民を育し、士を養ひし者なること、以上叙述する所の如し、此を彼に比するに、功德の國と民とに在る者、同日の談に非ず、種子島氏が僅々一萬石を以て武家として國家に盡すべき軍役の用意如何ん、文化十三年丙子二月十九日に調査して本藩に呈出したる文書に曰く

覺

- 一家中總人數 四千二百七十三人但下人
- 一家中 人數 一千人
- 一所總高 一萬六十五石八升二合六勺六提

外二石五斗七升三合九勺六提
右種子島本源寺慈達寺御免地

- 一家中高 三千五百三十石七斗九升二合五勺
- 一寺社領高 四百三十五石三斗四升二合九勺
- 一十八ヶ村
- 一現用夫 七百三人
- 一浦用夫 百四十六人
- 一總寺數 二百七ヶ寺
- 一家中足輕人體 八百七十貳人
- 一家中足輕高 三百八十一石八斗九升六合八勺

右之通云々

士分の多き所以

當時の全島人口一萬四千二百九人と注されし際に在りて、殆んど六千に近き家士足輕人夫等を扶持して、以て所謂軍役を勤めんとす、其苦心も亦想見すべきなり、想ふに種子島氏の家臣足輕割合に多き所以の者は、鎌倉以來の舊家名族にして、本支分脈歴代増加し、家臣も亦七百年間には分家に分家を生して、以て斯くは

兵を農に寓す

割合に繁殖せし者なるべく、且又戦國の際は海上に孤立して屢隣國豪族の襲來を受けしことあり、獨立防禦の必要よりして多く士分を取立てしも亦其一因ならん、農民の割に士分足輕多くして其祿は少く、而かも能く士風を維持せし所以の者は、蓋し兵を農に寓するの意を師としたる者なり、君家の祖信基朝臣猶且耒耜を取りて荆棘を開墾し、御開と稱する田地長く辛酸を後世に示すほごなれば、其家臣も亦争てか安閑として暖飽を經營慘憺の餘に開かれし君家の祿に貪らんや、朝には弓槍を鍛ひ、夕には耒耜を取りて且つ墾き且つ耕しつ、廉恥を養ひ忠勇を尙ひて以て一旦の用を需ちし者なりけり、君家は如此にして士を養ひ、臣子は如此にして公に奉ず、其一萬石小なりと雖も、誠に四五萬石に相當する者あり、亦尙ふ可らずや、抑開物成務の業、利用厚生の方に至りては、草創の艱なる彼が如く、累代恢宏に勤めしこと斯の如く、而して後無より有に入り、衰より盛に進み、生齒漸く殖えて、烟戶益稠く、絶海孤懸の王土をして衣食足らしめ、鱗介と擇ふなかりし皇家の赤子をして生を養ひ、死を送り、以て人倫を全くせしむる者、茲に七百有餘年なり、其功德豈尋常諸侯と比すべけんや、宜なる哉、領土奉還の際、廿五代

壹萬石は四五萬石相當す

舊君臣の情義

久尙の本島を去らるゝに臨みては、士民路を夾みて號呼哭泣しつ、考妣を喪する者の如くなりしや、又其子守時の孤と爲り、鞆々依る所なきに當り、種子島の舊臣慨然相謀りて、先君の恩を報するは此の時に在りと爲し、迎へて種子島に至るや、老幼涕を揮ひて、八百年來の名門唯此の一塊肉あるのみと打嘆きつ、力を戮せ心を一にして之を鞠育せし所以の者、以て舊君臣の情義浹洽、今に至りて渝らざるを見るべき也。

教化

既に其衣食を足す、民に教ゆるに道を以せざる可らず、請ふ教化の功を叙せん、平家の一門は皆文雅風流にして、高祖行盛朝臣の和歌も亦載せて新敕撰集に在り、是れ家風の淵源する所にして、種子島氏は絶島に僻居せしと雖、猶流風遺音の存する者あり、且つ太祖信基朝臣が近衛家の舊領地に封せられし故にもや、因りけん、歴代近衛家と應酬し、叙任等も其執奏に依り、京師に至る毎に、先づ其門に至り、遂に摺紳中にも交通しつ、自ら風雅の習に染みて、世々文學を尙びけり、即ち是

平家の流風遺音

文化の由來

れ文化の由て來りし所なり、但草創の際より戰國の時に至るまでは、家譜及び諸文書の録する所、干戈に關する者多く、教化の事は文獻の徵すべき者なし、當時に在りては海内皆然り、獨種子島氏をのみ怪む可きに非ず、

宗教

願ふに戰國の文學は五山僧徒の手に在りしが如く、種子島の教化も亦昔時律宗僧徒の贊せし所興りて多きに居るなるべし、種子島一圓は律宗にて、慈遠寺の如きは大同年中の創立と聞え、其他舊刹も多かりしに、十一代時氏の時より法華宗に改められ、一島一宗を以て感化せしめられしこと、律宗の時の如し、

口碑に據れば、當時十代幡時の弟にして律宗の僧たりし自悦房改宗を肯んせず、

尋ぬとも跡は白波あら磯のみるめもなみに何と争へ

と云ふ歌を残して之く所を知らざりしとぞ、

法華宗と爲りても高僧多かりしは、日州龍源の徒忠首座と云ふもの、法華一乗の妙理を聞かんとて種子島に來りしに徵すべく、忠首座亦文字あり、彼等が與えし文學の功も亦大なりしを疑はず、

忠時君の連歌

領主には十二代忠時君尤文字を好み、京に出で、和歌を飛鳥井中納言に學び、連歌師宗磧と交善し、永正五年宗磧忠時を慕ひて京師より種子島に至りし時、日州の連歌師眞存珠全等も亦會し、千句の興行あり、一時唱和の盛なる想見るに堪へたり、今に傳はりし懷紙に

秋や先千種にやらの萩の聲 宗磧

野はしづかなる露のあけぼの 忠時

時堯君の能書

時貫の文學

とあり、其他詠歌多し、十四代時堯又文學を學び、尊圓法親王流の書を學びて神に入れり、上の好む所下は之より甚しく、鐵砲傳來の當時西村織部、時貫あり、蠻船に乗組み居たる明人五峰と筆談し、漢文を以て語言を通し、文之も頗解文字と許せしを見れば、其學を好み、文を修めしや知るべし、是れ實に天文十二年にして、藤原惺寓の生時を去ること十九年前なり、彼の忠首座は時堯の命を奉じて五峯と筆談せしに、五峯知己の異邦に在るを喜ひたりとあり、去れば此も亦薩摩の桂菴文之等に比しては先輩とも云ふべき、圓頂方袍の儒者なりけん、鐵砲の製造法を傳へんとて、君父の爲に葡萄牙の船長に嫁したりと聞へし、八板金兵衛清定の女

圓頂方袍の儒者

女流の和歌

若狹が異國に在りて詠せし

月毛日毛大和濃加多楚奈津加志幾我二親迺安留登於毛惠婆

の歌殊にめでたし、婦人猶且然り、當時種子島の教化は文獻に乏しと雖も、亦以て推知し難からず、十六代久時儒術を崇尚し、僧文之と交善し、因て先考の功を顯はさんとして、文之に請ふて鐵砲記を代作せしめらる、其子十七代忠時和歌を善す、儒臣肥後休兵衛英信の家集に、歌會歌合等催されしこと、亦も多く、且つ敷島の道に深く御心をかけさせ給ひ、中につきてつらね歌の御興行度々なりとそ記したる、

英信の哀悼の歌

空蟬をはかなきものと思ひしに人はからさへ残らさりけり

の一首尤人口に膾炙せり、

時に元和偃武の際にして、幕府には林羅山の優待されし比なるが、此頃より種子島の文學は漸く起りしもの、如し、蓋し薩摩は文學夙に開けて、桂菴和尚の如きあり、藤原惺窩薩摩に至りて其書を得しより、復た明に遊ばずして歸京しつ、文之は其高弟にして、種子島氏の領地なる屋久島より出でし如竹山人の如き、實に文

元和偃武の際

山栖君の勸學

正寢の日講

士道の掟

之の門に出で、帷を浪華に垂れ、藤堂藩に仕へ琉球國王子の師と爲れるあり、種子島の文學、豈獨り此の間に、索寞たらんや、而して後山栖あり、

山栖は十八代藏人久時老後の別號にして、忠時の子なり、屢江戸に參勤して、徳川將軍の殊遇を蒙り、破格の行列を許されしも、此人なり、夙に儒術を崇尚して、學問を奨勵し、家臣小田宗意をして京師に游學せしめられ、天和三年十二月三日始めて宗意に命じて大學を大廣間に講釋し、家中の諸臣をして聽聞せしめらる、領主の講經を正寢に聽かれしは、此より以前にも之ありしや否やを詳にせず、此に至りては諸士一人も残らず、定日の四ツ時分より出頭して聽聞せしめ、以後此を以て例と爲されけり、其後名越治十郎下村新左衛門に命じ、日を定め課を分ちて四書を講せしめられけり、此より學術稍盛なり、元祿十二年久時家臣を戒めし掟十數條あり、其士道に關する數則に曰く、

一諸士忠孝之道能相守、奉公方緩疎有間數事、付兄弟親族之睦、朋友之交、正禮義、不可紊人倫之法、就中學文武藝士之要用なり、俄に鍛鍊難成事、平生無懈怠、其人に相應可相嗜之、其外諸藝同斷之事

一諸士萬事用儉約、永々相續奉公可相勤心入可爲肝要、或飾妻女之身、或好酒肴、不知內証不足、或は士に不似合致才覺、都而損身如是、以不勤身上令衰微、奉公難勤輩、訴訟雖申出、差而不請付可及沙汰事

一酒宴ケ間敷儀一切令停止候、總て分に不合致大酒、任醉狂口論喧嘩、失士之正道、諸人之嘲哂甚可耻之能々可相守事

一若者數人列立、徒に夜行辻立彌停止之事

一傍輩中雖有私遺恨、於奉公方は互令熟談、堅固に可相勤、以狐疑奉公之障於有之者、可及沙汰事

其叮嚀親切慈母の赤子に於けるが如しと謂ふ可し、

附録山栖君遺事

○山栖君人と爲り方正にして、毎日の御座所寸分も違はず、兩膝の當らせらるゝ所ばかり、疊くぼみ破れしよし、又烟草を召上かるにも、吸付けらるゝ、筒所いづも同じ處にて、烟管の顛の程に、火入の灰うかちしよし、殿門を下る毎に進止常處ありし漢の霍光にも比すべきか、

山栖君遺事
方正

能書

濶達

寛仁

○人未だ嘗て山栖君の筆を取りしを見ず、或時稠人廣座の中にて、御直筆ならては叶はぬ事あり、人々如何にか書き給ふと手に汗を握りしに、筆を取りてすらく、と走書あり、極めて見事なりければ、是より能書の譽世に高かりしとぞ、

○山栖君御一世に十一箇度の江戸參勤あり、江戸にて拵えさせられし御武器は、奇麗なるもの多く、金覆輪の鞍、并に金の左巻の大小、及び龍の金蒔繪の御弓二挺、殊にうつくしきものなりけり、山栖君弓馬の達人なりけるが、或時江戸邸に諸大名參られ、君の射術拜見仕りたきよし申され、乃ち射させ給へり、此の日いとうつくしき上下を召されけるに、其御袴にて矢につきし土をさつさと拭きつ、射られければ、諸大名濶達大度なるに驚かれしとかや、

○江戸にて山栖君短刀拵方の爲に、御供士の内より一人持せ遣はされしに、其者不圖或る茶屋の前に行掛りしを、主人見付け、不拂の費用受取るべしと云ふ、只今持合なしと断れども聞かず、遂に其短刀をもぎ取り、費用の拂濟むまで預るべしとて返さねば、詮方なく歸りて山栖君へ有の儘を申上げしに、時宜によりては左様の事もあるものぞと仰せられ、茶屋拂の銀を賜はりて受返せしと

慈愛

ぞ、家臣之が爲に死を思へりとなん、

○山栖君御下島の時は、其翌日直に諸士并に二男三男、いまだ御目見なき者までも召出されて御目見あり、終りて隠居老體の面々、役人の妻女までも召出されけり、何か遊藝等御覽のせつは、いつも家中の妻女などへも陪觀せしめられしとぞ、今も故老の輩其寛仁大度を語傳へたり

○山栖君の時柳田彌左衛門と云ふ貧窮の隠士あり、火繩を作りて一家の糊口と爲しけるが、毎朝人の起きぬ間に起出で、本源寺なる御廟所に詣で、御花香僧の參らぬ前に掃治を爲すこと、十年一日の如くなれども、人は之を知らざりけるにや、其噂を爲すものだになかりけるに、山栖君御墓參の度々一點の塵だにあらぬを訝り給ひ、本源寺に殊勝に思召さる、旨御沙汰あり、本源寺よりは、御廟所掃治行届き候ふは、御花香僧の業のみに非ず、毎朝柳田彌左衛門と申す者、人知れず參拜して掃治仕るを見届け候よし言上しければ、彌左衛門を召出して御尋あり、彌左衛門は微賤の私御廟所を汚し、恐入り存じ奉り候へども、御高恩は小身者とても同じ事なれば、這ひ廻りての掃治は御罰も中らじと存じ、

陰徳陽報

栖林君の奨

勵

毎朝人の起きぬ間に參り候ふものを、御沙汰を蒙り、恐入りたる旨申す、何にても望の品褒美に遣はすべしとの御意に、彌左衛門此は殘念至極、如何に貧窮したりとも御褒美のほしさに仕りたるにはあらずと御斷申上くるを、邪を正し善を褒するは政道の本にて、辭退は政道の妨なりと仰せ下されしより、然らば望の品申上くべし、私事火繩を削りて口を糊し候ふ處左利シヨリなれば左及の小刀一本頂戴仕りたくと申す、左及の小刀幾百本にても遣はさんは易けれど、寡慾の彌左衛門が心に忤らんも如何とて、即ち左及の小刀をぞ賜はりける、後に彌左衛門へ米幾苞とかを賜はりしとなり、

十九代久基は久時の子にして老ひて栖林と號す、天性英邁、治術に練達し、殊に心を教化に用ひ、禮義廉恥の風を鼓舞せられければ、風尙一變して質朴沈勇の俗と爲り、士氣大に振へり、久時の遺制に遵ひ、儒臣鮫島意春、下村新九郎、時兼等をして經を正寢に講せしめらる、意春京師に學びて儒醫たり、新九郎幼より僧と爲りて京師に遊び、後還俗して山崎闇齋の門に入り、從ひて東都に至り、苦學數年、學業大に進みしを、久基召還して士籍に復せしめ、儒臣をぞ命せられける、是より先き平

學校教育の始

山[▲]玄[▲]意[▲]も亦文學あり、嘗て東都に遊學し、最詩を好み、享保十七年唐船漂來し、中に江南太倉州嘉定縣國學生陳全仁と云ふ者あり、玄意之と應酬して唱和の詩あり、其子信友も亦詩を善す、著書數部、家に藏せり、意春の子意仙も亦醫にして儒臣と爲れり、此より文學勃興して文化文政の盛運を開けり、安永七年始て學校を大園と云ふ處に起し、記録所を附屬せしめ諸士を教授すると與に、諸文書を編輯せしめらる、是れ學校教育の始にして、薩藩が始て藩學を興し聖堂を建てしは安永二年なれば、之に後る、こと五年に過ぎず、講堂には朱子の字を集めし翰林の二大字を扁しけり、其額近比までは或方に殘れりとぞ、當時の儒者は意仙信友に繼きて田上義福なり、義福程朱の學を奉し、又詩文を能す、文化六年廿二代久照の論達に曰く

- 一 此節致下島令見分候處、島の風俗以前より、正敷方に相直り、幸の事に候、然共間には取違ひ候向も相見得候間、禮義正敷致し可相守候
- 一 諸士武藝兼々懈怠無之と相見得、幸に存候、後來猶以出精專之事に候
- 一 學問之儀第一之事候間、專可致出精候

風俗と學問

文學の精華

一島の風俗往時に比して正しくなりしは、學を勸めて子弟を教育せし結果なるべし、文政二年廿三代久道より家老に諭し、數則中、又學問に關する一節あり、曰く、

諸士學文武藝心掛何様に候哉、自身には身弱にて乍思不任其意、一統へは其方共より相勸め油斷無之筈、左候而取分出精候者は、時々可申出事に候、當時分而致出精候者も有之候哉、承置度候

歴代の領主風俗に注意し、學問出精を奨勵せしこと一にして足らず、勉強上達の者あれば、祿を増し格を昇せて、其發達を謀りしは此の一節にても證すべし、田上義福に繼きては、平山西海前田紫洲、同中洲渡邊竹亭、平山竹隱等の諸儒相繼きて崛起し文化文政より天保弘化の比を文學の精華と爲すべし、西海久しく京師に學び、梅辻春樵、摩島松南、中島棕隱、猪飼敬所等と交り、書を中林竹洞に學び、漫遊詩稿一卷を上木して、詩名當時に鳴れり、紫洲も亦京攝の間に遊び、野田笛浦、篠崎小竹、後藤松陰等と交遊せり、其詩稿一卷は、琉球を経て清國に入り、翰林院編修林春溥の評を獲たりき、竹隱の編輯せる種陽詩集は、古より當時に至るまでを網羅し

て五十餘家に及へり、亦盛ならずや、當時の畸人に木原靖共と云ふ者あり、稱して半六公と曰へり、門を閉ちては書を讀み、門を出て、は酒を乞ひ、放言世を弄びしか、自ら地球儀を製し、歴々として歐米諸洲を指示し、且つ天下の大亂を豫言せり、人以て狂と爲し、信を置く者なかりしとぞ、好みて詩を作り、每首一東の韻を用ひしより、人因て一東先生と云へり、其後の學者としては、義福の子青山、西海の子武經、武肅、紫洲の子豊山、及び遠藤謙太郎、吉良太郎、鮫島新藏、美座三山、羽生彦八等にして、先考城之介、時樹、字子所、號大塊、宕陰、鹽谷先生に學べり、亦嘗て學校掛として諸生を教授せりき、

郷中教育

薩摩の武人間には別に一種の教育法あり、之を郷中と謂ふ、今の所謂青年會にして、頼山陽が詩に詠して健兒の社と云へりし者は是なり、種子島と亦其設あり、府元士族(府元は城下の謂也)を方限々々(方限は地域也)に因て一團と爲し、一方限毎に大中小の郷中を立つ、六七歳より十五歳迄を小郷中と爲し、十六歳より廿歳迄を中郷中と爲し、廿一歳より廿五歳迄を大郷中と爲す、苟も士分たる者の家に生れし以上は、惣領二三男たるに論なく、六七歳以上廿五歳迄は此の郷中に加盟すべき義務あり、其年

郷中の三綱領

比と爲りても加盟せざれば、殆んど人の齒する所と爲らざるが故に、父兄親戚一統の耻辱たるなり、大中小の三郷中を通じたる掟あり、今其數節を抄せんに、

- 一 忠、孝の教を守り、文武兩道を可相勵事、
- 一 禮、義、廉、耻を尙ひ、患難危急相共可救事、
- 一 長幼可有序事、

是れ實に郷中の三綱領なり、毎月數次、或は二五八を以て、或は三六九を以て、夜をトして相會す、會は會員の宅を輪番に用ゆるなり、小郷中に於ては、年少者は素讀を爲し、年稍長したる者は小學を講釋す、中郷中は學庸論孟を、大郷中は五經及び左傳を講じ、及び輪讀して互に意見を闘はすなり、毎會圖を引きて圖に中りし者は講讀を辭するを得ず、去れば家貧しくて耕作に従事せざる可らざる子弟の平生學校にて學習し能はざる者と雖、夜間には俚諺鈔經傳餘師の類をなりとも繙きて下讀せざる可らず、若し圖に中りても下讀せざりしが故に口を開く能はざる者は、薄く平たく削りたる竹鞭を以て掌を彈ちかる、なり、郷中の制裁は極めて峻嚴にして、其法三章あり、一は竹鞭なり、一は會員の自宅を巡訪して謝罪する

郷中の制裁

なり、一は除名なり、故なくして缺勤し、又は行義あしく、父兄に孝悌ならず、若しくは士分として有るまじき所行等、郷中の決議に因て其々に制裁を加へらる、少年輩鞭たれて掌の腫れあがることあるも泣く能はず、泣けば則嗤笑せらる、謝罪の回禮は、父兄の面目をも汚す者として指彈せられ、除名に至りては、最後の懲戒として其不忠不孝破廉耻を責め、復た相與みせず、武邊に至りては各別に其師に就きて之を習ふに、郷中は其勤情を監督し、一月十五日以上の通學を怠りし者は、謝罪回禮に處せらる、其他小郷中に在りては、或は深夜少年をして遠隔の墓地に獨行せしめ、或は年長者より種々なる疑問を設けて其答を爲さしめ、膽を鍊り才を試むる方便亦多し、斯くて氣節を砥礪し、膽畧を鍛鍊して、士風を養成せりき、種子島に游べる者の尤奇なる感動を起すは、和歌の盛に行はるゝことなり、老いも少きも、婦女子も、文字を知ると知らざると、殆んど歌よまぬはなし、一朝一夕にして斯る風習の養成さるべきに非ず、其由來する所は種々なるべきも、前にも記し、如く、太祖信基朝臣が平家一門文雅の流風を傳へられしと、累代京帥に往來して搢紳に出入し、自ら風雅の好尚を導きしと、僻遠なる小蓬萊島の生活餘裕あ

氣節膽畧

和歌の流行

りて、末世の濁流に染ます、其心寛にして其氣長閑なるも、耳目の樂なきより、自ら風雅の道に精神の樂を求むればなるべし、肥後英信に繼きては、羽生檢校、

檢校年へて江戸より歸りし時の歌人口に嘖々たり

此も亦命なりけり故郷に歸りきて聞く入相の鐘

續きては、梶原景伯、美坐時保、前田宗恭、田上青山、平山優子、同武經、山田歌子、大山時里、檜原長之等あり、初は二條家風なりしを、景川景樹の流を酌みて歌風を一變せしめしは、前田宗恭の功にして、平山優子、大山時里などの和したるに因れり、去る明治十四年に今古人の歌を撰びて熊毛集と名け、上木して世に公にせしが、京都の渡忠秋其撰を嚴にして猶八十五人を得たり、村山松根之に序して、みやびたるさまの中々に都はづかしく見ゆるがいとあやしくて、つらく思へば、此は遙なる海中に立はなれて、わろかしこき世の濁にします、見るもの聞くものにつけて、自らのとやかなる心の言葉の花にほひ出るなるべしと云へり、忠秋も亦其書の後に、

さつまかた熊毛の里も言葉の花はみやこにおくれざりけり

歌風の一變

兵學

とかきつけたりき、
武事教育は固より舊時に在りて忽諸にせざる所なりしを疑はず、十代幡時少きより兵法を好み、天犬の兵術を修行せられけり、小幡山鹿二流の兵學は十九代久基其蘊奥を極め、家臣之を相傳せし者多く、弓術は十二代忠時君小笠原備前入道宗信より傳授を得て、永く射禮を傳へたり、其他刀槍の術各家を成して士に教へし者あり、

教育の普及

要するに種子島は種々の淵源する所ありて文學風に開け、傑出の儒者知名の文士をこそ出さざりつれ、士分として四書を講釋する能はざる者なきほどに教育は普及されたりき、或る古老は云へり、種子島は所詮武術を以て本藩人士の上に出でんこと容易ならず、せめては文學を以て百二都城に冠たらんのみとは、一家中の默契する所なりき、故に力を盡して文學を奨勵し、尙四書を講釋する能はざるほどの者は、鹿兒島なる種子屋敷在番の役人たる能はざらしめしほどなりきと、去れば古來薩藩にて文學最開けしは種子島と都の城とを推したるも亦故あり、維新後に至りても、力を教育に盡し、近來就學兒童の數は、他所に比して蓋し其

累代教化の功

下に出です、願ふに蠢々碌々として、鱗介鹿豕と擇ふことなかりけん、島民も亦冠裳の俗に化して、人倫を尙び、王道に遵ひ、克く忠、克く孝、以て其公に奉ずる所以の者は、豈種子嶋氏累代教化の功に非ずや、

武功

勤王報國の事蹟

既に其土を墾闢して、島民の衣食を足し、又申ぬるに教化を以して、風を移し俗を易ゆ、其民亦以て用ゆ可きなり、今や此に種子島氏が其民を用ひて以て國に報ひ王に勤めたりし事蹟を叙す、べき筆路に遭遇せり、

頼時君の戦死

鎌倉以來天下小康を保ちしかは、種子島氏は此の間に於て利用厚生以て實力を養へり、南北朝の時に至りて、僻遠なる小蓬萊も亦干戈を動すを免れず、五代時充の時文和二年癸巳八月の譜に、時充攻めて日向國の凶徒を討ちて功ありと見えしを始とし、應安六年には九州各地に戦ひて功あり、其子頼時貞治五年四月島津氏を援けて九州に打入り、肥後日岡より進みしに、敵の襲ふ所と爲り、箭に中りて討死をぞ遂げらる、家臣下野小藤太秀遠は箆に一箭を餘しけるが、頼時を射し者

を射て之を殺し、其身も亂軍中に切死せり、此の戦に討死せし者家臣上妻九郎左衛門家信以下百二十二人に及び、僕岩元勘助と云ふ者、單身脱し歸り、其状を八代清時に告げ、此度同行の人々は皆討死し給へり、我のみ争てか生き候はんとて其場に自刃してぞ果ける、以て頼時士を養ふの厚きを知るべし、

内城之役

天文十二年隅州の豪族稱寢右近太夫重長兵數百を遣はして種子島を攻む、隅州より兵船に取乘りて浦田に渡り、内城に攻入りしを、我兵撃ちて之を退け、り、此より屢稱寢氏と兵を構え、隣邦の群雄中には攘奪の志を抱きし者猶多かりけんも、種子島氏が能く其土を守りて、威を海上に保ちし、所以の者、涵煦、教養の久しきに因れるなるべし、

元龜元正の亂

此年八月十四代時堯始て鐵砲を葡萄牙國人より獲たり、事は後文に詳なり、元龜天正の際には、群雄四方に割據して各其雄を擅にし、干戈騷擾、殆んど寧日なし、九州の地亦英傑蜂起して、嶋を負ひ嶮に據り、中にも薩摩の島津、日向の伊東、肥後には阿蘇大宮司、相良修理太夫、肥前に隆造寺、筑前筑後に立花高橋、豊後に大友宗麟入道あり、其外大姓豪族、各其兵を擧げて鯨吞蠶食を是れ事とし、朝には味方

久時君の初陣

鐵砲組の戦功

九州平定

と爲り、夕には敵と爲りて、兵亂絶えず、殆んど鼎沸の如し、此の時に當り種子島氏も亦或は援を請はれ、或は進みて無道を討ちしこと多く、中にも天正八年肥後矢崎合戦、及び同國馬場楠の役、同じく十二年肥前島原の戦、皆島津氏に屬して戦功あり、分けて天正十四年筑前岩屋の城攻には、十六代久時生年十九歳の初陣に、強敵を撃取りて功名を顯はせり、種子島氏の家臣皆鐵砲を練習し、島原合戦にも鐵砲組あり、發すれば中らざるなきを以て、敵兵披靡し、向ふ所皆撻てり、太守家久感嘆措かず、感状をぞ贈られける、其餘九州内地の小戦は今盡く録せず、天正十五年三月豊臣秀吉親ら大軍を率ひて九州を征伐し、島津氏も亦出て、降り、是に至りて九州平定せり、

小田原の役 鐵砲を獻す

天正十八年豊臣秀吉親ら諸軍を率ゐて小田原を討つや、大に諸侯の兵を徴す、十六時久時も亦南海附庸の小諸侯として島津氏に屬し、兵を率ゐて大阪に至る、秀吉我島の邊境に在りて、最も奔走に勞するを以て、故さらに其役を免し、鐵砲二百挺を獻せしめらる、因て久時俄に島に歸り、夜を日に繼ぎて製造せしめ、數の如く獻上されけり、

征韓の役

陣寨造營の功

初度の渡韓

文祿元年壬辰正月豊臣秀吉大兵を發して朝鮮を討つや、種子島氏も亦島津氏に屬して渡海すべきの命に接す是れより先き天正十九年家臣上妻七兵衛家長を遣はし、歩卒を領して先づ肥前名古屋に到らしめしが、波濤の爲に遅參せり、過怠に因て急に陣小屋八十二軒を造り、以て其罪を償ふべしと責めらる、當惑極なかりけるも、家長膽略才幹あり、筑後國上妻庄なる同族の助力を得て、遂に土木の功を成し、以て陣寨を造營しけり、此歲四月諸將開帆す、時に久時病に臥して未だ至らず、家長急に島に歸り、老臣西村越前時安の屋久島に閑居する者を起して、相共に其出兵を促がしければ、久時先づ時安家長を以て陣代と爲し、兵を領して朝鮮に渡海せしめらる、翌年五月久時病癒え、從士同姓彈右衛門時定、次第兵衛尉時宗、十郎時家、西村讚三郎時邑、野間筑前家年、其子新太郎家成、日高勘當實俊、長野三馬秀季、田上但馬家兼、遠藤内六兵衛家成、鮫島休覺、武田一作兵衛、田上伴五左衛門家方、田上六左衛門、日高彌四郎、池龜丹波、平瀬新兵衛、村松七兵衛、桑山十郎兵衛、纏持は岩本勘解由兵衛、馬取は柳田源右衛門、野間の與三兵衛、三之亟、宮之浦の五右衛門、陣僧には本妙寺日香、其餘壹百五十餘人を引率して渡韓あり、釜山浦に至りて

古田御前の教訓

再度の渡韓

島津義弘の陣に屬す、久時神文を呈し、義弘も亦神文を下さる、先着の時、安家長、久時君落馬の創痕癒えしを見て、一驚一喜したる故事は、今も古老の口に語り傳へられたり、久時は左近太夫將監に任じ、文武兩道の名將なり、父は左近衛將監時堯にして母は古田御前と云へり、古田村の人なり、古田村は溪谷の間にありて、峰巒之れを繞り、道に霜置かぬ南の果の種子島も、此村ばかりは冰霜の威烈しき處なるが、古田御前時堯に別れまゐらして後、幼少の久時を養育するに、名門大族に生れ給ひし御身は、戰國の習、如何ならん寒地にも出戦し給ふべき折あるべし、幼少の御時より鍛ひまゐらせでは叶ふまじとて、わざと居館を古田村に築きて、養育の處と爲し、極寒の曉にも霜を履みて、武藝を習はせたりける程に、處々の合戦にも武勇の譽高かりけるが、我國諸軍渡韓の後、餘の寒威に往々將士の爪を落す程なりけれども、久時は平然として寒を恐れず、軍功人に絶しけるとぞ、此年十二月歸島あり、文祿四年六月久時再び朝鮮に入り、從士は次郎右衛門尉時滿、肥後三郎盛隆、鮫島彌市家治、武田一作兵衛、羽生大炊、羽生嘉右衛門良能、遠藤内六兵衛家成、牧伊賀胤能、布施五郎右衛門、日高大藏實行、岩河外記、遠藤西之助家貞、石堂休内、

三度の渡韓

古市源右衛門、池龜丹波、平瀬新兵衛、遠藤喜左衛門、鮫島休覺、日高彌左衛門、日高清右衛門、鮫島清右衛門、田上但馬家兼、田上伴五左衛門家方、日高造酒允、羽生伴左衛門、鮫島休作、阿世知源之丞、小牧田清左衛門、桑山十郎兵衛、其餘家士足輕百餘人、陣僧は屋久島の顯壽寺日啓なり、慶長元年三たび薩州知覽院より渡韓あり、時に知覽院に移封されければなり、六郎右衛門、七助時元、次第兵衛時宗、西村越前時安、上妻七兵衛家長、其子彌九郎家直、西村七左衛門時金、下村宮内時只、平山播磨友重、同三右衛門友秀、鮫島孫右衛門、古市木工兵衛實置、古市源右衛門、日高勘當實俊、日高權右衛門、日高掃部、内田備後、河屋又左衛門、河野後藤兵衛重安、梶原八左衛門景命、篠河半兵衛、田上吉右衛門、牧瀬四郎左衛門、榎本又助、日高甚左衛門、牧瀬紺左衛門等從軍、此年歸朝して伏見に抵る、翌くれば慶長二年二月和破れ重ねて征韓の師を起す、久時四たび諸將と共に朝鮮に入れり、從士は時定、時元、時宗、西村時安、上妻家長、遠藤家成、西村時金、鮫島彌左衛門、日高大膳宗房、田上家兼、同家方、内田備後、日高實俊、武田一作兵衛、鮫島休覺、古市源右衛門、池龜丹波、篠河半兵衛、日高大内藏實行、長野秀季、河野重安、牧胤能、日高權右衛門、桑山十郎兵衛、篠河吉兵衛、秀信、羽生治

四度の渡韓

南原城の捷

兵衛能有、牧源兵衛常雪、日高甚左衛門、鮫島清兵衛、田上吉右衛門、牧瀬紺左衛門、同四郎左衛門、榎本又助、古市左兵衛、羽生伴左衛門、同五郎左衛門、日高彌左衛門、馬取には柳田助兵衛、柳田源右衛門、道具は岩本勘解由兵衛、坂元の與太兵衛、其餘雜兵百餘人、陣僧は本瑞院日相なり、茲歲八月諸將南原城を攻む、島津義弘其後援を絶んとて金州に向ふ、久時留つて南原を攻め、十五日の夜に落城しけり、久時進みて首數十を斬る、黎明穎娃主水親智強敵に押へられしを、久時打見て馳せ行き、馬を下りて敵を二刀まで刺して之を救ひければ、主水必死を免れつ、拜謝して立去りしとぞ、從兵も亦功あり、各物を賜ふて之を賞せらる、新寨の戦には、種子島勢の鐵砲最寄手を惱まし、明兵遂に大に敗る、久時を始め、士卒に至るまで首二三級を獲さるなく、種子島一手の首數都合五百二十一級と注されけり、翌三年十一月諸將軍を旋さんとす、時に小西攝津守行長、五島淡路守、有馬修理太夫、大村丹後守、松浦法印、鎮信等順天城に在りて明の大軍に圍まれ、海陸路絶えて、五將歸るを得ず、島津義弘其子忠恒と議して曰く、順天の圍を破りて五將を救ひ出さゞれば、日本の瑕瑾なりと、乃ち寺澤志摩守正成、立花左近太夫宗茂、高橋主膳正等、順天城の五

新寨の捷

大海戰

久時の負傷

將を救はんとて、十七日軍船を艤して南海の上に打ち出て、明の水師と戦ふ。久時輕舸を走らして諸軍に魁たらんとす。明の列艦矢石を飛ばすこと雨の如く、久時其腋を射られて十餘の創を負ひ、流血淋漓たれども、屈せずして戦益力む。久時鐵砲を善し、十匁筒を籠替え、打つに百發百中なり。家臣も亦一人の砲術を善せざる者なし。久時士卒に命じて虜箭雨注の間に立ち、銃を叢めて連發せしかば、敵の弓手盡く斃れし間に、久時の船頭なる山縣五郎左衛門及び水手なる尼泊の五助島間の吉右衛門宮之浦の五右衛門等は、鈎を以て虜艦を勾留せしに、虜兵は又も射出すこと霰の如く、五助五右衛門矢に中りて死し、其外我兵淺手深手を蒙る者多く、海中に陷溺せし者も亦少からず。折しも坂元の與太兵衛岩本勘解由、兵衛と與に虜艦に飛乗りて、管笠を高く指上げつ、種子島左近將監久時先陣とぞ呼はりける。之に續きて久時及び時定時宗田上伴五左衛門内田備後遠藤家成等血戰して首數十級を斬り、諸軍に先ちて虜艦一艘を奪ひ、我軍遂に大に捷ちたり。此より管笠を馬印に用ひらる。後には笠形の纏と稱したり。鐵砲は久時の父時堯の時に傳來して、而して之を外征に用ひしは實に此役を以て始と爲す。遠く威

久時先陣

管笠の馬印

七年の軍勞

名を外邦に輝し、所以の功甚だ大なりと謂ふべし。久時、四度の渡韓、七年の軍勞、枚舉に遑あらず。君は傷き、家臣は數多討死し、國の爲に盡瘁するや、亦深く且つ大なり。因に記す久時矢創の血付きし肌着は、長く種子島氏に傳えて傳家の重寶たり。

關ヶ原の役

關ヶ原の役には、久時島に在り、家臣數十人をして役に赴かしむ。攝州尼ヶ崎に至り、關ヶ原の軍敗れて島津氏退去の報に接し、空しく引返せり。其内家臣三人は伏見に戰死しき。

琉球の役

慶長十四年島津氏の琉球國を征するや、久時は家臣數十人をして同姓六郎右衛門西村作左衛門、山縣勘解由左衛門、徳永小右衛門、鮫島善右衛門、同彌太左衛門、同九右衛門等、其軍に従はしむ。

島原の役

寛永十五年二月鬼利支丹宗門一揆肥前島原に據るを以て、幕府九州の諸侯をして之を討たしむ。十七代忠時軍卒二百餘人を卒ひて肥後八代に至り、島原の平定を聞きて軍を旋さる。其後海内恬安の世と爲りては、種子島も磯打つ波の音靜にして太平の樂を享く。

英國人の上陸

ること久しかりしが、文武の修養は片時も怠らず、文政七年に至りて、大崎と云ふ處の沖合に、異國船來れり、家譜に謂是伊奴鬼利須也とあり、英國船なりけん、船員岸に登れりとの急報あり、是れより先き文化以降外人屢我邊を窺ひ、國防の論漸く熾にして、攘夷の説漸く起り、異國人上陸せば撃攘すべしとの下知なりければ、異國船到來と聞きて、一島の騷擾大方ならず、矢倉臺より鐵砲三發を放ちて非常召集を行ひ、數組の士卒を分ちて要地を守らしめ、一隊を遣はして大崎に到らしむ、時に外人既に船に乗りて岸を離る、乃ち鐵砲を放ちかけて之を退け、り、其後益戎備を修めて不虞の手配を爲し、が同じく十二年十二月又も莖永村の竹崎浦と云ふ處に、異國船來泊の報あり、老臣一番組の小頭三十騎、歩卒若干を率ゐて進發す、當時の令に曰く、異人亂妨甚しくは二番組を増發すべく、此の時螺を吹かん、若し驍勇禦き難くは、三番組を繰出すべく、此の時鐵砲三發を放たん、各兵器を携へて登城期に後る可らずと、一番組竹崎浦に至れば、則外國船は唯薪水を需めしのみにて直に開帆しけり、嘉永安政の比に至りては、邊境多事、海内騷然、攘夷の説益甚しく、世を舉げて邊防の策に汲々たり、去れば種子島氏も異國方と云ふ役

異國船の渡來

米艦の測量

人を設け、望樓を海岸高地に築きて、防備甚だ嚴なり、安政六年六月十八日、米艦來りて、種子島を測量し、論せども去らず、既に二番組三番組をも召集して、將に大事に至らんとせしも、やかて開帆して之く處を知らざりけり、此の船中に淡路の民政吉と云ふ者乗組み居て通譯せり、彼は其前年密柑船を乗出せしに、洋上颯に遇ふて北米に漂流しつ、米人厚く之を遇して測量艦に乗組ませし者なりけり、種子島は南海に孤立し、且外船の來泊、一再ならざるを以て、其防備に苦心せしや、復た他藩の比に非ず、

海防の苦心

五卿の警衛

慶應二年幕府五卿を太宰府に錮するや、五藩をして之を護衛せしむ、薩藩も亦其一に居れり、種子島氏の臣二十人之に屬して太宰府に至る、既にして幕府五卿を取らんとするや、五藩の兵之を肯んせず、物論洵々、不測の變あらんとす、我家臣等相議して、人毎に紙燭を製し、君家の徽號三鱗を畫きて之を藏す、一夕火あり、衆皆幕兵來りて五卿を奪ふと爲す、我家臣等紙燭を取りて本營に至る、營兵未だ列を成さず、唯三鱗の徽號のみぞ庭上に煌々として營内を照しける、やがて火熄みて、隊長其忠敏事に服するを賞せしとぞ、

出兵の願

廿五代久尙は、憂國の念尤切にして、勤王の志夙に深く、平生士氣を鼓舞して、竊に一旦に備へられしが、尊王攘夷の説其極點に達し、危機漸く迫るや、種子島氏の家臣も亦皆奮起して、事に従はんことを請ふ。上妻宗武等之が唱首たり、因て久尙より本藩に請ふ所あり曰く

私領種子島之儀、遠海端島にて急速出兵難致、機會取後れ候儀も難計非常之砌、時節柄壯士共激昂罷在候に付、兵士二小隊前以上京爲致置度、急變の際御用相勤めさせ

王事に盡させ申度奉存候間、御聞届被下度此段奉願候以上

卯九月十五日

種子島彈正

彈正とは久尙の通稱なり、遠海の地急速出兵し難く、機會に後れざらんが爲に、豫め二小隊を上京せしめんとは、實に時宜に合したる處置なり、藩命に曰く、

本文之趣殊勝の至候得共、非常の時節柄、多人數猥に他國へ出張爲致候義決而不相成就者、平日武備充備し御指揮相待候様被申渡候

九月

伊勢

島内の守備

當時此の處置にして行はれ居たらんには、二小隊の兵少しと雖も、以て各地に轉戦して應分の功を立てざるを保せず、然れども藩命は内に在りて武備を充實するに在り、是れ遠海の端島にして、古來外船の來泊多きを以て、萬一の占據に備へしに因れり、果して然れば則赫々の戦功なしと雖も、島地防備の任は盡し得たりと謂ふべし、

軍資を獻す

明治元年戊辰二月官より金八百兩を借らんことを申越さる、種子島氏の君臣相議して曰く、時局甚だ艱にして、實に報國の秋なり、金を獻して以て志を表せん、若かすと、即ち金八百兩を獻す、是より先き島内武備の充實を命せられしを以て、左の一書を呈出し、更に家老西村時措組頭上妻宗武をして出兵を請はしむ曰く、

覺

一 種子島惣人數之内

精兵千二十六人

内 當番四小隊

人數三百七十一人

守備兵の數

内

小隊長	四人	半隊長	一人
分隊長	四人	小頭長	一人
小頭	二十人	旗手役	四人
戰士	三百二十人	樂隊小頭	一人
大太鼓役	四人	喇叭役	四人
笛手役	四人		
軍用金五千兩			
大砲	十挺		
施條銃	三百五十挺		

私領種子島之儀右之通平日備付罷在候ニ付右之内二小隊出兵被仰付度先達奉願候得共御聞届無之残念至極奉存候殊に兵士共憤慨罷在候因而此度一小隊にても出兵被仰付度此段奉願候以上

辰三月四日

種子島彈正

献金及銃

官其志を嘉みして游撃隊を命せられしも未だ出兵の令に接せず此の月十一日内城と云ふ處にて勢揃あり久尙令を下して報國の氣を鼓舞せらる時に東征の令既に下りて而して我兵殆んど出兵の機を失ひしかば上下之れを慨き千歳一遇の時機に際して報國の志を表せざるは遺憾なりとて此歳五月二日再び家老知覽行修をして軍用金と施條砲とを獻して以て軍用を資けしむ蓋し種子島氏は十九代久基の理財に長じたりしより以來其遺法を紹承して殖産興業に力を盡し盛に大阪貿易を行ひて府庫充實する者久しかりしかば國亂に遭遇して軍費の準備に乏しからず此に至りて十六代久時の豊臣秀吉小田原征伐に際して遠土なるか故に鐵砲を獻して役を免れし先蹤を追ひ金と銃とを獻したりし者なり種子島氏の兵は斯く島地防備の爲に残されたりしと雖も家臣にして京攝の間に游學し居たる中田市藏は官軍小荷駄方として擢用され幼より僧と爲りて京都東漸寺に在りし竹菴は東國の地理に精はしきが爲に官軍の郷導と爲りて戰死し其他軍に従ひし者なきにあらず既にして亂悉く平き大權古に復し王政維れ新なり維新の後は常備隊一小隊を置かれ未だ幾ならずして解かる

家臣の従軍

忠君報國の
武功

種子島氏が彼の如き名門舊族より起りて、自ら其土を開きつゝ、八百年来、涵煦教養せし士民を用ひて、忠君報國の武功を盡し、事蹟斯くの如し之を以て各地の小諸侯に比するに、讀者は決して其下に出でざるを知るに足らんか。

○武功

六四

南島偉功傳卷上終

南島偉功傳卷下

多 嶽 西村時彦著

鐵砲記

世人が種子島とだに聞けば、直に鐵砲を聯想せざるなきほどに著名なる鐵砲の傳來は、種子島氏の歴史中に於て最も光輝ある功績なりと爲す。當時十三代惠時退隱し、其子十四代時堯家を嗣きしが、事は并に惠時時堯の譜に見えたり。惠時の譜に曰く、

天文十二年癸卯八月廿五日西村浦一大船漂來、不知自何國來、其人形不類、語不通、見者以爲奇怪矣。西村宰有西村織部亟時貫者、以杖書於沙上云、船客不知何國也。有大明儒生五峰者、書云、是南蠻種之買人也、非可怪者矣。時貫即遣人告惠時、惠時命群臣使輕舟、挈之。廿七日入船於赤尾木津、買胡長有二人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多他孟太、共手携一物、其爲體無可比倫、其爲用奇也。妙也。名曰

二鐵砲を獲
たり

家譜の明文

○鐵砲記

一

鐵砲、惠時時堯見以爲兵器之甲也。而求蠻種之鐵砲二爲家珍矣。令鐵匠製之。形象雖頗似之。有所未盡。

時堯の譜に曰く

笹川小四郎の製藥

天文十二年癸卯八月廿五日南蠻人來。時堯見所持之鐵砲其用奇學之。然言語不通。幸客中有明儒者。以文字通之。時堯大悅。由之聞之。熟習之。得百發百中之功。群臣亦多倣之。且令笹川小四郎學製其藥之法。

是れ實に我邦に於て始めて始めて鐵砲を獲たりし權輿なり。翌年蠻船再來の事は惠時の譜に在り。曰く。

金兵衛清定の鐵砲製造

天文十三年甲辰春。南蠻船漂來于熊野浦。船客中有一人鐵匠。惠時時堯以爲天之所授。即遣金兵衛清定者。學製鐵砲。并年而新製數十鐵砲。流布于世。日本鐵砲權輿歟。

武家御内書

此に至りて我邦始めて鐵砲製造の法を傳え并年の間に早く既に數十張を製するを得たり。時堯之を國主島津貴久に贈り。貴久之を將軍足利義晴に獻す。義晴近衛植家をして武家御内書を時堯に贈らしむ。其文時堯の天文十八年九月の譜に

在り。曰く、

雖不寄思儀候。鐵放藥事。南蠻人直被相傳。調合無比類之由被觸御耳。武家御内書如此候。於無相違者。可爲御祝着之旨候。聊以不可有御他言由候。猶自島津匠作可有傳達候也。

三月五日

種子島彈正忠殿

華押

大友義鎮の謝禮

天正六年大友義鎮書及び刀劍を贈りて我鐵砲を贈るの厚誼を謝す。慶長十一年時堯の子久時僧文之に請ふて鐵砲記を代作せしめ。以て先考の偉功を天下後世に傳ふ。其文成りしは實に慶長十一年に在り。當時を去る六十三年に過ぎず。文中にも鶴髮之翁猶有明記之者矣と云へるが如く。當時の事を目撃したる故老も生存し居たりしなるべく。精確なる事實に據りて。當時の碩學文之の大手筆を揮ひ

鐵砲記の註脚

し者なれば、叙し得て詳晰明確、實に不朽不磨の史證として諸書に引用せられたり、今鐵砲記を録するに當りて、補ふに註脚を以し、讀者をして彼此參考、以て當時を追想せしむ、因に記す、註脚は尤多く坪井文學博士の鐵砲傳來考、及び管菊太郎氏の日歐交通起源史等に據り、交ゆるに所見を以したり、其文に曰く、

隅州之南有一島、去州一十八里、名曰種子、我祖世々居焉。

太祖信基朝臣の封を受けしより以來、世々種子島に居りしこと前文に詳なり、

古來相傳島名種子者、此島雖小、其居民庶而且富、譬如播種之下一種子而生々無窮、是故名焉。

古老の傳説に、彦火々出見尊海宮より還御の時、五穀の種を得給ひ、初て此島に耕牧の道を開かれしに因て種子島と名け、葺不合尊も此島に渡りまして、猶耕耨の道を教へ給ひ、其時の皇居の跡に神社を創建せしと云ふ、即ち浦田神社なり、地理纂考の著者云く、此は大穴持少彦名神を誤り傳へたるなるべし、出雲風土記に、飯石郡多禰郷者、所造天下大神大穴持命、與須久奈比古命巡

島名の解

年月日干支

行天下時稻種墮此所、故云種、神龜三年改字多禰と見えればなりと

先是天文癸卯秋八月二十五丁酉

後奈良天皇の時にして、明の嘉靖二十二年、西曆紀元千五百四十三年九月二十三日なり、今茲明治三十二年を去ること三百五十七年前にして、月日干支までも叮嚀親切に明記したる、精確と謂ふべし、

西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類、其語不通、見者以爲奇怪矣

小浦の地形

西村は西之村と云ひ、今は西之と字せり、島の南端にして小浦は村南岬角の東に在り、右手は屋久島と相對し、左手は渺々たる太平洋に面し、懸崖千仞、絕壁削るが如く、巨濤洶涌、亂礁碎けんと欲し、東端纔に一帶の沙灣を開き、白沙青松風景甚佳なれども、漁舟の外は巨船を泊すべくもあらず、太平洋上より未到の島影を望見したる漂泊船は、兎も角もとて此の沙灣を擇めるなるべし、

其中有大明儒生一人、名五峰者、今不詳其姓字

明儒五峰の姓

西村織部亟の世系

或書に汪五峰と記したるを見たり、如何なる出典ありてか汪とは書しけん、文之の當時猶姓字を詳にせざりしと云へば、想ふに臆測なるべし、時西村主宰有織部亟時貫者、頗解文字

織部亟は種子島氏の祖信基朝臣の孫信眞の第六子四郎左衛門尉信時より九代の孫なり故に種子島氏を指して我所由頼之宗子と云へり、世々西之村を領せしより西村を氏と爲せり、時貫は壹岐時弘の子にして、越前時安の父なり、十五代時苗の譜に、舊領西之村に自牧を傳來せしが、牧場は私領に非ざれば設け難きも、一所持の由緒に因りて、退廢す可らずとの命ありしこと見ゆ、延保天和此なり維新の際まで此の村に西村氏の假屋ありき、

偶遇五峰、以杖書於沙上云、船中之客不知何國人也、何其形之異哉、五峰即書云、此是西南蠻種之賈胡也、粗雖知君臣之義、未知禮貌之在其中、是故其飲也、抔飲而不杯、其食也、手食而不箸、徒知嗜慾之愜、其情不知文學之通、其理也、所謂賈胡到一處輒止、此其種也、以其所有、易其所無而已、非可怪者矣

葡萄牙人

所謂西南蠻種の賈胡とは、古來の傳説も今日各家の考證も、葡萄牙人なりと

日本國と歐羅巴

葡人初來の年代

爲すこと異口同音なり、按するに以太利人マルコポーロと云ふもの、大陸を横行して支那に入りしは元の時にして、其東洋紀行又元寇の事を記し、ジバングージバンを支那音にて讀みし者、日本國の形勢を畧述せしより、歐人始めて東洋に日本あることを知りしも、未だ其地を踐みし者あらず、其後葡人バルトロメ、ヂアスと云ふもの、阿非利加の南端なる岬を探見して喜望峰と名づけたりしは我文明十八年四曆千四百八十六年にして、此より印度航路始めて開け、葡人漸く東洋に入り、我永正十五年明の正徳十三年四曆千五百十八年には既に支那南邊の諸港に出入し、通商互市を明朝に請ひ、明の嘉靖年中に至りては既に廣東媽港に據りしとなり、是に因て之を觀れば歐羅巴人の東洋に入りしは葡萄牙人を以て始と爲し、彼等は遂に媽港を根據地として、極東の諸港を探見したるなるべし、而して其始めて日本に入りしは、何年比なりや、諸説紛々として一定せず、天文十一年葡人始て豊後の神宮寺浦に漂泊せりとの説に據りて説を立つる者尤多けれど、其出處たる大友記は月日をさへ記さざるが故に果して正確なりや否を知らず、好しや來れりとするも、何の寄與する所もなくし

て去れる者なり、葡人の來航にして年號月日も正確に、且つ文明に關して獻せし所の者も亦大なれば、漠然たる漂泊船の有無論は扱置き、事實上日本初來の葡人は此の年に在るなるべし、

於是織部丞又書云、此去十又三里有一津、津名赤尾木、我所由賴之宗子世々所居之地也、津口有數千戶、戶富家昌、南南商北賈、往還如織、今雖繫船於此、不省要津之深而且不漣之愈也、告之於我祖惠時與老父時堯、

赤尾木津の地形

赤尾木は今の字西之表にして、古來種子島氏の城下なり、島の北端國上村より南の方三里の西海岸にして、前面蜿蜒たる馬毛島を相去ること五里の外に望み、高處より北の方遙に皆を決すれば、大隅佐多岬燈明臺の燈光を望見すべし、

十三代惠時左兵衛尉加賀守に任し、老ひて家を時堯に譲り、薙髮して加賀入道と稱す、時堯の事は前の門地及び教化の部にも出てたり、

即使扁艇數十擘之、至於二十七日己亥、入船於赤尾木津、丁斯之時、津有忠首座者、日州龍源之徒也、欲問法華一乘之妙、寓止津口、終改禪爲法華之徒、號曰住乘院、殆

忠首座の通譯

通經書、揮筆敏捷、偶逢五峰通言語、五峰亦以爲知己之在異邦也、所謂同聲相應、同氣相求者也、

琉球婦人の通辯

忠首座の傳は未だ其詳を知るを得ず、學内外に通じ、筆翰飛ぶが如くなりしに觀れば、亦僧にして而して儒なる者なり、蓋し時堯君の命を受けて重譯通辯の任に當れるなるべし、ビントの紀行に據れば、船中には更に一の琉球婦人ありて通譯せし者の如し、

賈胡之長有三人、一曰牟良叔舍、一曰喜利志多侘孟太

船客百餘人とあれども、百餘人盡く皆葡萄牙人なるに非ず、南洋又は支那南部等の種々なる乗組員より成りしなるべく、中に三人の葡萄牙人ありしものか、鐵砲傳來考の引用書中に、アントニオ、ガルワノと云ふもの、著はせし葡人の海上發見を録したる小冊子(弘治三)の文あり、紀元千五百四十二年我天文十一年暹羅國のド、ラ府に、明嘉靖廿一年チエゴ、デ、フレイス或る船の船長として碇泊せり、同人は嘗て、支那に向て一艘の舟に葡人三人乗組みて通過せしを見受けたり、三人の名は、アントニオ、デ、モト、フランチスコ、チモロ、アントニオ、

ガルワノの聞書

ペロタなりき、彼等は三十餘度北に在る、リアンボ波のに向て進みしに、暴風に遇ひて大陸より吹隔てられ、數日の後三十二度種子島赤尾木港は凡三十分餘の位置に在リの點に於て、東にジールバングリ日本國兒の元時代の支那音、ならんとする、島兒は音調の爲に添えし者并に其島の富を見受けたり云々と見ゆ、此の書傳聞を録したる者なれば、其年月も相違あるべく、千五百四十二年とあるは千五百四十三年即天文十二年にあらざるか、果して然れば此の葡人三名は所謂賈胡之長有三人と符合せり、

又ビントと云ふ葡人、少きより四方に飄浪し、遂に東洋を横行して、閱歷甚だ多く、老後歸國して東洋紀行を著はせし者あり、其東洋紀行に、二人の葡人と同じく、種子島に至りて鐵砲を傳へし事實を叙したるが、其年代は千五百四十五年、即ち我天文十三年交趾の首府らしき地を出發して翌年種子島に漂泊せし者にて、鐵砲記の天文十二年と符合せず、且紀行中には随分誇張の言多し、然れども此のビントは旅仲間の大誇張家にして、己の閱歷を誇らんが爲に、小説的虚構の記事多く、且つ晩年閑居の際、四十年前の經歷を胸臆に追

ビントの紀行

三葡人の名

探して叙述せし者なれば、年代地理等の、朦朧なるも怪しむに足らず、千五百四十五六年比の事と記憶して筆を執りしも、實は其前年即ち此の天文十二年の事なりしなるべし、而して三人の葡人同道せしことは、ガルワノの聞書と鐵砲記の本文と相合せり、去れば二種の紀事は、一は傳聞に據り、一は記憶に因りて、年代こそ相違すれ、同一事なるべくこそ思ふれ、但其人名相合せず、ガルワノの所謂三人の葡人は

○フランシス、チモロ

○アントニオ、デモト

○アントニオ、ペロタ

にして、ビントの一行は

○メンデズ、ビント

○クリストファノ、ボレロ

○ダイゴ、チエモト

なり、想ふに始て歐羅巴語を聞きし當時の父老は、寢耳に水と云んよりも甚

しく怪訝したるなるべく、其名乗れる人名も、碌々聞覚えかねしなるべし、今日とても白髪之父老に西洋人の名前を云聞せんに、二度や三度にては記憶されず、記憶したるが如きも數日を経て其口に上るを聞けば、早く既に脱誤あり、況んや初來の歐人に初對面せし當時の人々なれば、三葡人の人名に、聞違覺違なきを怪ます而して似寄りし音を聞覚え語り傳へしや疑ふ可らず、牟良叔舍はガルワノの一行中フランシスに似て喜利志多はピントの一行なるクリストファノに似たり、他孟太はガルワノの一行中アントニオ、デモトに似て、或はメンデンス、ピントーのメンデとも音談されざるにあらざるか、買胡の長三人ありと云ひながら、二人の名を録して一人を逸したるは疑ふべく、喜利志多他孟太の名の餘に長きは、一人の名として如何に當時父老の聞覚え難かりけん、或は二人の名なるを、遂に一人の名に誤認したるか、日交通史談の著者も斯の考あり、兎も角も邦人の口に上り易からざる葡人の名を假名には記さず、漢字もて填しつれば、今敢て輕しく妄斷を下さず、

手携一物、長二三尺、其爲體也、中通外直、而以重爲質、其中雖常通、其底要密塞、其傍

人名の考

有一穴、通火之路也、形象無物之可比倫也、其爲用也、入妙藥於其中、添以一團鉛、先置一小白於岸畔、親手一物、修其身、眇其目、而自其一穴、放火、則莫不立中矣、其發也如掣電之光、其鳴也如驚雷之轟、聞者莫不掩其耳矣、置一小白者、如射者之棲鶴於侯中之比也、此物一發、而銀山可摧、鐵壁可穿、姦究之爲仇於人之國者、觸之則立喪其魄、況於麋鹿之禍於苗稼者乎、其用於世者、不可勝數矣、時堯見之以爲希世之珍矣、始不知其何名、亦不詳其爲何用、既而人名爲鐵砲者、不知明人之所名乎、抑不知我一島者之所名乎、

鐵砲の名稱

支那の砲

鐵砲と云ふ名稱は、西村氏系圖にも、時貫の譜に船客之内有手携一物者、何人名曰鐵砲とあり、支那にて砲は古昔石を遠方に放抛する機械なりしことは、其字石に従ふにても知るべく、或は木にて作り、或は紙にて作りしを、元の時より鐵にて製造するに至り、鐵砲とは名けつらん、支那にて火砲は宋元の比に創まれりとかや、明の時には火藥を用ひしを神機槍砲と云へり、後に火槍あり、火藥の力にて槍を放つものなり、今も支那にては銃器を槍と云へり、歐羅巴にては古來火器を用ひし事跡あれども、其制傳はらず、獨逸國のベルト

火器の發明

小銃の起源

ル、ジュワルツと云へる人、初て砲火薬の調製を發明せしやと思ふ、は千三百二十年比我元應二年元の事かごよ、尋きて金屬造の砲身を見へし火砲を創造し、砲火薬を調製し、英國王エドワルト第二も鐵造の火砲を造られしは火薬發明後十八年に在り、千三百年代の末我天授元中には、青銅を以て砲身を造るに、至れりごぞ、以上は大砲なり、歐羅巴に於て始めて小銃を作りしは、千三百六十四年我正平十九年に在り、以太利國ベルジヤ城兵備の爲に五百挺の小銃を作らしめしに始まれり、
 我邦に於ても鐵砲と云へる名稱は久しく傳はりしと見え、元寇襲來の繪巻物に、砲彈地に落ちて碎くるさまを畫き、其旁に假字にて「てつぼう」と題せり、後には鐵砲又は鐵砲等の字を用ひき、此は所謂石火矢にして、小銃には非ず、始めて小銃の種子島に入りし時、其類相似たるをもて同じく鐵砲と呼びしなるべし、其重寶なる物なればとてテウホウとも呼び、近衛公の御内書には鐵放の字をも用ひ、種子島より傳はりたれば直に短銃を種子島とも呼び、後には百目位の筒を大筒と云ひ、小なるを小筒とも云へり、鳥銃とも稱せしは

小銃の名稱

明人の其形に因て鳥嘴銃と名けしが爲か、或は飛鳥可射落と云へるに因るか、

鐵砲の形容は文之の筆に狀し得て精微なれども、時堯之を見て希世の珍と爲せし機會に就きては、本邦の文獻に乏しけれども、彼のピントか紀行中には詳に之を叙したり、今此の文に據りて、葡人の來航及び上陸の狀況を寫さん曰く、

葡人上陸の狀況

予等の書の船は暴風の爲に吹流されて、二十三日間も洋上に漂ひしが、やかて一島に近づきて錨を下せしに、二艘の小舟に數人取乗りて訪ひ來れり、西村織部丞の訪問ならん吾等は交易の爲に支那より來りぬ、許さるべくやと云ふ、彼方に見ゆる大國日本に運上をだに納めなば許し候はんとて、更に港の在る所を示しければ、ピント等は、ミアイジマ馬毛島にはあらざるが、赤尾木津に墜き來誤れんと云ふ大なる町の傍なる岬に碇泊せり、やがて島主は數多の商人を引連れて舟に來り、時堯家臣を率ひて交易の爲に銀棒入の箱を開かしめられしかいと磊落快活なる御氣性にて、尤目立ちし三人の葡人と種々の物語

時堯君の蠻船訪問

日本人の親切と禮義

葡人の銃獵

時堯君の驚嘆

あり、年老ひたる琉球婦人の通辯を爲す者を呼ひ寄せ、何處より何國へ赴くやなど問はせらる、正直なる外國商人の暴風に吹きつけられしと聞きて、痛く憐憫を懸けられ、時堯氣字の大、御柔の宜を見るべし 御殿へも參るべきやう諭して歸られたり、斯くて翌朝積荷の品々を島主の御覽に供えんとて陸揚せしか、其品多からざりしかば三日ばかりの間に皆賣盡したり、ピント等三人賣拂ふべき貨物をも持たざれば、銃獵に出て、寺々を見物し、手此一物を携へしして時を移しぬ、寺は甚だ莊麗にして、慈遠寺本源寺な 僧徒はいと親切に待遇せり、凡て親切と禮義とを重んずるは日本人のいと快き資性なるべし、初來の歐人をの親切を感ぜしめ、日本人全體の性質として、歐羅巴に吹驅せしめし種子嶋人の面目如何ん、亦是れ領主教化の功なり、三人の内にてチエゴ、チエモトと呼ひしは、鐵砲打の上手にて、時々游獵に出掛けしが、但或る池沼の片邊に來掛り、群り居れる鳥を射落して、數多の獲物あり、里人等は此の手に驚き、直に島主に注進しけるに、島主は折しも御乘馬にて此處に通じ、掛らせられて驚嘆し給ひ、三人の手を取りつゝ、殿中に導かれて饗應あり、遂に殿中に宿し、錦繡の衾に夢を結びぬ、因てチエモトは鐵砲を献上しければ、島

葡人を饗應す

時堯君の百發百中

主の感斜ならず、貳千兩を謝儀として、チエモトに贈り、其厚情に報ひられたり、云々銃獵の手練を驚嘆して奇世の珍と爲し、鐵砲を獲て二千兩を贈れる、後の本文と相合せり、蓋し事實に相違なからん

一日時堯重譯謂二人蠻種曰、我非曰能之、願學焉、蠻種亦重譯答曰、君若欲學之、我亦罄其蘊奧以告焉、時堯曰、蘊奧可得聞乎、蠻種曰、在正心與、眇目而已、時堯曰、正心者先聖之所以教人、而我之所以學之也、大凡天下之理、不從事於斯、動靜云爲、自不能無差矣、公之所謂正心、豈復有異乎、眇目者其明不足以燭遠、如之何而眇其目乎、蠻種答曰、夫物要守約、守約者以博見爲未至矣、眇目者非見之不明、欲守其約以致之遠也、君其察之、時堯喜曰、老子之所謂見小曰明、其斯之謂歟、是歲重九之節、日在辛亥、涓取良辰、試入妙藥、與小團鈿於其中、置一小白於百步之外、放之火、則其殆庶幾乎、時人始而驚、中而恐而畏之、終而翕然亦曰、願學、時堯不言其價之高而難及、而求蠻種之二鐵砲、以爲家珍矣、其妙藥之擣篩和合之法、令小臣篠川小四郎學之、時堯朝磨夕淬、勤而不已、擣之殆庶者、於是百發百中、無一失者矣、

ピントの紀行には鐵砲を獻したりし、返禮に貳千兩を贈れりと云ひ、鐵砲記には其價の高くして及び難きを言はずして、蠻種之二鐵砲を求めて家珍と

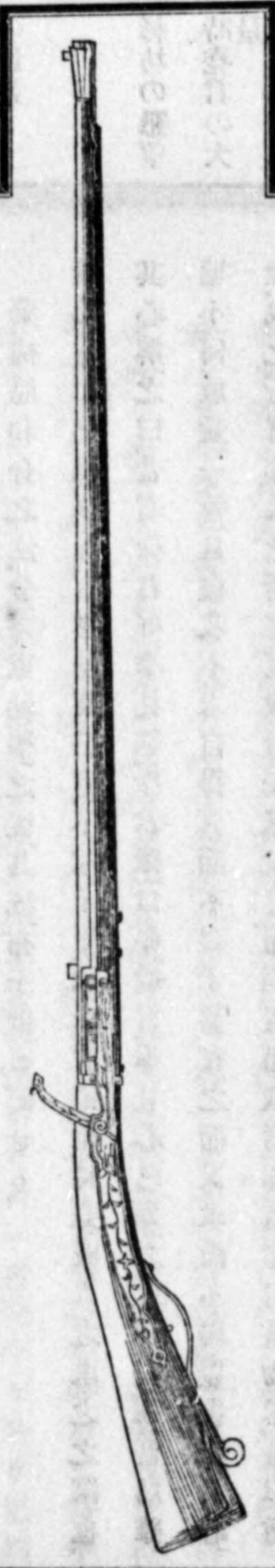
鐵砲の代價

時堯君の熱心

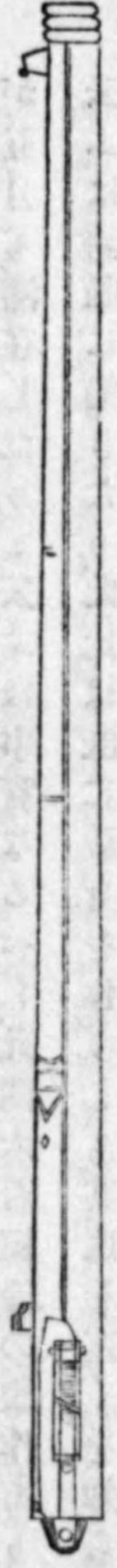
爲したりと記し、其言相符す、但ビント等は道に體面を飾りて自ら其價を要求したりとは記さで、返禮に贈金されし如く記せども、此は鐵砲記の文事實に相違なく、東南洋を横行せる無頼の洋客の習として、格外の高價を貪りて賣渡せし者ならん、時堯をして庸將凡主ならしめば、外人の一日も早く立去らん事を冀ひ、斯る珍器を見ても、金を吝みて買取らんとはせず、以て火器傳來の好機會を逸せしならん、區々遠島の小諸侯を以て、此に珍器を獲て、帝國文明の先導者と爲り、以て偉功を千載に垂れしは、亦豪傑ならずや、

ビントの紀行に記すが如く、時堯は砲術を習はんが爲に、彼の一行の葡人を城中に止宿せしめて、優待厚遇せし者の如し、ビントの紀行に曰く、斯くて島主はチエモトに向ひ、鐵砲ありとも、彈藥の法を知らざれば、其益なかるべしとて、彈藥の製法を教へよと請ひしに、チエモトも快諾して之を教え、島主は自ら之を製造するに至れり、島主も今は他事を打捨て、朝夕鐵砲を弄びて、恰も狂人の如く、或は銃の模型を作り、或は鐵を鍛鍊するなどに、餘念なかりき、元來器用なる日本人の稟性として、製作の法も遂に成功し、半年の後我等出

○鐵砲記



是レ八板金兵衛尉清定ガ命ヲ奉シテ始テ鑄造セシ小銃ナリ
銃身貳尺三寸六分半臺共三尺三寸四分



是レ時堯ノ始テ葡人ヨリ獲シ銃身ナリ明治二十四年辱クモ
天覽ヲ賜ハリタリ銃身貳尺三寸九分

○鐵砲記

船の折までには、早くも六百挺餘の製作ありたりと、時堯の鐵砲傳來に熱心なりしこと如何ばかりぞや、製藥は篠河小四郎に習はせられしが、遂に自ら其法を傳ふるに至りしも亦宜なり、八板氏系圖にも隔數月開港とあり、彼等が五月も滞在したりと云ふは事實なるべし、此間六百挺餘の製作ありしと云ふは誇張に過きたり、此比は既に銃身を作りしも、其底を塞くを知らざりし頃なるべし。

笹川小四郎の世系

笹川小四郎名は秀重と云ひ、左兵衛滿則の第三子なり、笹川氏系圖にも、其妙藥擣篩和合之法、令秀重始學之、從其流布于世と記せり、

杉坊の懇望

時堯君の大量

於此時紀州根來寺有杉坊某公者、不遠千里、欲求我鐵砲、時堯感人之求之之深也、其心解之曰、昔者徐君好季札劍、徐君雖口弗敢言、季札心已知之、遂解寶劍、吾島雖編小、何敢愛一物、且復我不求自得、喜而不寢、十襲秘之、而況求而不得、豈復快於心歟、我之所好、亦人之所好也、我豈獨私於己而韜匱而藏諸、即遣津田監物丞、持以贈其一於杉坊矣、且使之知妙藥之法與放火之道也。

津田監物名は算長は紀州那賀郡の人、楠正成四代の孫河州交野郡津田城主

津田監物の小傳

津田周防守正信が長男にして、紀州小倉庄を領し、吐前と云ふ處に居住せり、根來寺の杉之坊明算は其舍弟なり、算長或夜靈夢に感じて此迄押領せし領地を盡く其舊主に返し、幼兒に私領を付して杉之坊明算に托し、飄然西國に游ひ、遂に種子島に至りて鐵砲を獲しより紀州に立返り、根來山の麓の村に住める鍛工芝辻清右衛門泉州堺の産をかたらひて製作の法を傳へ、砲術の元祖と爲れり、後將軍足利義晴に召され、從五位下に叙せらる、永祿十年卒し、其子成長して自由齋と號し、家傳を得て砲術家と爲り、諸國を遍歴せり云々、紀州名所圖會に出でしを見たり、其出處の確否詳ならず、且荒誕に涉る者あれど、兎も角も此に記し置くなり、

時堯君の公共心

葡人の再來

時堯既に貳千金を抛ちて此の珍器を獲つ、秘して家寶と爲さんとはせず、人の請ふ者あれば吝まらずして之を與えられしこそ、誠に一家の私に非ずして、天下國家の爲に武器の進歩を促さんとしてなりけれ、

熊野の地形

天笠之比也。

熊野は西之表の赤尾木より九里ばかり、東南なる坂井村に在りて、東海に面す、長汀沙白く、高丘松緑にして、風景甚佳なり、十代幡時紀州熊野の大神を崇敬して、年々熊野に詣でられしが、應永年中彼の熊野神社の庭なる一小石を拾ひて種子島に歸り、神體に崇めて熊野神社と號し奉る、去ればこそ熊野とは名付けられ、神體なる石は、年を経てやう／＼に大きくなり、文政天保の比には其石高さ四尺七寸、横三尺三寸、厚さ一尺四寸許となり、偕又此の神石多く兒石を生じ、兒石又長して母石に異ならずとなり、

天文十二年にも十三年にも、蠻船の渡來は、常に東海岸に在り、其航路の由來する所を知るべし

賈胡之中幸有一人鐵匠、時堯以爲天之所授、即使金兵衛尉清定者學其底之所塞、漸經時月、知其卷而藏之、於是歲餘而新製數十之鐵砲、然後製造其臺之形制、與其飾之如鍵鑰者、

鐵砲製造の完成

火藥製造の業は故障を見ずして成功したりし者の如きも、鐵砲の製造には

痛く苦心を費しけり、金兵衛尉清定は八板氏なり、八板氏系圖に據るに、清定は劍工にして其出生は濃州なり、其譜に曰く、

濃州關之鍛冶善刀劍爲產業而來

天文十二年癸卯八月南蠻船漂來于西之村洋、中畧故使鍛冶清定約師弟學其製也、清定以謂外夷之賊雖告信敢不容寧遣嫡女於船長、以不如結一朝之交而嫁之、既得聞其製方、千慮不通、所以塞其底之術也、隔數月蠻船開港、携嫡女去、臨別蠻人贈遺之品許多也、

同十三年甲辰南蠻船復漂到於坂井村熊野之洋、携嫡女而得相見、幸有船中一人鐵匠者、師之以得塞其底之術矣、時亦有泉州堺之橘屋又三郎者、奇之、亦師清定以得其術也、

元龜元年庚午九月八日死、法號宗宥、

想ふに清定鐵砲鑄造の命を受け、賈胡に教を請へとも秘して授けざりけん、蓋し鐵砲二挺を二千兩に賣付けしほどの輩なれば、報酬を貪りて教えざりしより、清定もこゝに悟る所あり、その一女若狹と云へるが姿色あるを奇貨

八板金兵衛の苦心

若狭女の歌

とし、鐵砲鑄造の法を教え給は、此の女を進らせんと云ひ、葡人は其美を見て心動き、終に其法を教え、若狭を携へて去りしなるべし、八板氏系圖に清定の女子若狭とありて、大永七年丁亥四月十五日生、母檜原氏女法名と記せりと記せり、去れば此時若狭、年十七、花に譬ふれば蕾なりけり、清定教の如く鍛鍊を凝せども、形似を得て其底を得塞がす、時に若狭は夷人に伴はれて遠き異國に赴きしが、或時月を詠めて、月も日も大和の方そなつかしき我二親のあると思へばと云ふ歌を詠せしこと、八板氏の系圖に見えたり、斯くて翌年蠻船再來して父子相會し、清定は船中の鐵匠に就きて、巻きて底を塞くの法を學び、始めて鑄造の法を傳ふるを得し者なり、

されど若狭が事は鐵砲記にも、ピントが紀行にも、絶えて其文を見ず、獨り八板氏系圖と口碑との之を傳ふるのみ、疑ふ可き節なきにあらねども、決して小説的附會として埋没すべきに非ず、維新の前までは、賤しき女すら外國人には見えじと誓ひしものを、まして天文の昔は、女子の外國人に嫁きしを如何に耻ぢたりけん、去ればこそ再渡の時若狭は俄に病死したりと偽りて船

葡人の遺贈品

に歸らざりければ、夷人大に憤りて七代迄崇らんと云ひしより、八板氏には女子生れざりしなど口碑にも残れり、誠に取るに足らざるが如きも、單純なる孤島の口碑、必しも附會のみに非ず、八板氏系圖は之を記して曰く、天文十三年駕蠻船來而父子相見、數日而若狭詐大病爲死、營棺槨而殯葬、蠻人見之、不流涕と、其流涕せざりしは欺かれしを知らばなるべし、君父の爲に一旦蠻人に婚せしものから、深く耻ちて夷人を欺きしと云へるは亦事實ならん、去れば鐵砲記にも此の事は諱みて記さざりしなるべし、ピント等の一行中、とてもさすがに歐洲の基督教國民として平生の無類に似氣なく處女を弄びし事だけは掩匿せし者の如し、貳千兩の鐵砲代を要求しながら返禮に與えられしが如く記したりとすれば、若狭が事の見えざるも宜なり、當時船中の通辯に琉球婦人あり、此も若狭が類にて、故ありて船客に身をよせしものにあらざるか、且つ八板氏には若狭を夷人に與えし時、夷人より贈れりし品なりとて昔より陶器數種を藏せり、皆明時代の古名器なり、請ふ其一二を示さん、

八板氏ニ藏スル葡人ノ贈品陶器縮圖
其一 肴鉢 口徑六寸九分



側面高九分



底徑四寸七分



大明
化年集

面 正

其二 井 口徑一尺



側面高四寸六分



底徑四寸三分



大明
年集



其四 井

正面口徑五寸



側面高一寸七分



其三 德利 高八寸二分

其比婦人の耻とこそなれ、榮譽にはあらざる事どもを、故さらに作り爲し、贈品をさへ高價に買入れて、僞證を作るべくも思はれねば、事實なるべくこそ覺ゆれ。

時堯之意不在其臺與其飾、在乎可用之於行軍之時也。於是乎家臣之在遐邇者、視而倣之、百發百中、亦不知其幾多矣。

時堯の意果して一家の私に非ずして、之を戰陣に用ゆるに在り、戰國の世の習奇珍なる武器の傳來は天下を鳴動し、病者が妙藥を渴望するか如く、鐵砲は如何に戰國諸侯に勸迎されしか。時堯固より私權を弄びて獨雄を海上に擅にせんとにあらざるを以て、之を杉之坊にも贈りたり、之を島津貴久大友義鎮にも贈りたり、而して製造する所の者は國外に弘布せり、是より順風奔空の速力を以て、海内に傳はり、日本の武器兵制、兵學に一革命を與えて、著しき進歩の歴史を留めたり、亦偉ならずや。

其後和泉堺有橋屋又三郎者、商客之徒也。寓止我島者一二年、而學鐵砲者殆熟矣。歸旋之後、人皆不名而呼曰鐵砲又矣。然後畿内之近邦皆傳而習之、非翹畿内關西

武器兵制の一革命

鐵砲又

之得而學之而已、關東亦然。

鐵砲又は堺の鐵砲鍛冶の元祖にて、泉州にての傳説も鐵砲記の文に同じく、其事諸書に見えたれど、此の文よりも詳なるはあらず。

我嘗聞之於故老曰、天文壬寅癸卯之交、新貢之三大船將南游大明國、於是畿内以西富家子弟進爲商客者殆千人、機師、篙師之操舟如神者數百人、艤船於我小島、既而待天之時、解纜齊撓、望洋向若、不幸而狂風掀海、怒濤捲雪、坤軸亦欲折、于時耶命耶、一貢船傾覆、摧化烏有、去、二貢船漸而達於大明國寧波府、二貢船不得乘而同、我小島翌年再解其纜、遂南游之志、飽載海貨蠻珍、將歸我朝、大洋之中、黑風忽起、不知西東、船遂漂蕩、達東海道伊豆州、州人掠取其貨、商客亦失其所、船中有我僕臣松下五郎三郎者、手携鐵砲、既發而莫不中其鵠矣、州人見而奇之、窺伺倣慕、有多學之者矣。

貢船は足利氏の時の勘合船なり、當時に在りては商賣船の異名とも爲りしか、其事は外交の篇に詳なり。

壬寅は天文十一年にして、癸卯は同十二年なり、十一年に發せし船の中道に

天文中の渡唐船

渡唐船と鐵砲

歸島して十二年に再渡せし者とすれば、鐵砲製造業は一時頓挫の時なり、去れば此は十三年製造完成の後の事なるべく天文十二年癸卯に出船して中途に歸島し翌十三年の再航の時には既に船客も海賊防禦の爲に鐵砲を携へしならん、

小銃支那に入る

此に特書すべきは、小銃は我邦より支那朝鮮に傳へし事なり、

格致鏡原曰、鳥嘴木銃小銃の事なり嘉靖間日犯浙倭奴被擒得其器遂使傳造焉、

談餘叢考曰、七修類彙云、嘉靖年間倭入內地有被擒者并得其銃遂令所擒之

倭奴演中國遂傳其法今且遍天下

何氏兵錄曰、中國無鳥銃傳自倭夷得之此與各種兵器不同利洞甲射能命中

弓矢勿及

經國雄略云、鳥銃傳自倭夷十發九中即飛鳥皆可射落因是得名

武備志曰、鳥銃中國本無此器得之於倭奴

懲誌錄曰、天正十四年宗義智渡鳥銃於朝鮮朝鮮有鳥銃也始於此

等諸書に見えたり、小銃先づ我邦に入りて後支那朝鮮にも傳へしなり、其先

小銃朝鮮に入る

鐵砲の權輿

づ小銃を支那に傳へしは蓋し此の貢船往來の比ならんか其後明の邊海を犯したる倭寇中には種子島の島民ありしが如き證據は外交の部に掲げつ、此の輩に因て彼の土に傳へしなるべし、

自茲以降關東八州暨率土之濱莫不傳而習之矣今夫此物行乎我朝也蓋六十有餘年矣鶴髮之翁猶有明記之者矣是知嚮之蠻種二鐵砲我時堯求之學之一發而發動於扶桑六十州且復使鐵匠知製之道而徧於五畿七道然則鐵砲之權輿於我種子島也明矣

斯くも炳然たる事實にして、精確明晰なる史料あるにも似ず、古來鐵砲傳來に關して、年代及び出處紛々聚訟して、一定せざりしは、群雄割據、交通不便の當時に在りて、亦怪むに足らず、或は文龜元年と云ひ陰德太、或は永正七年と云ひ北條五代記、或は天文十年豊後に傳へたりと云ひ采覽、種子島氏に傳來せし年月をさへ誤傳して、或は天文八年或は天文十年に作るもあり、其他殆んど枚擧す可らず、我邦の外務省編纂に成れる外交史稿、猶且つ交聘、漂流、學術、宗教、貿易の前後四篇に於ては、天文十二年に作りながら、贈酬篇には天文

外交史稿の
斷定

黒川博士の
斷定

坪井博士の
斷定

十一年に作れり、此は數人の手に編纂せられて校合社撰なりしに因らん、而かも同書も亦、火器傳來の始は時堯に在りと斷定せり、今外交史稿及び學者の斷案とを掲げて、鐵砲記に云へる權輿二字の的當なるを證せん。

○外交史稿曰く、大西洋葡萄牙人大隅種子島に到り銃器を島主種子島時堯に贈る、是れ西洋火器傳來の始なり、外務省編纂 贈酬篇第五

○黒川文學博士曰く、鐵砲の海内に充滿するや、二千二百〇三年天文十を以て其權輿とすへし、國史案 兵器篇

○坪井文學博士曰く、今甲乙丙丁四種の考證を聯貫して考ふるに、吾邦に傳れる天文十二年八月二十五日は、大凡六十餘年の後に記したる者なりと雖も、癸卯と云ひ、丁酉と云ひ、干支まで具り、且種子島に取りて最も大切なる事件を、當時碩學を以て鳴りし鹿兒島大龍寺文之、種子島時堯の少子久時に代りて、其先々代の爲に記し置きたるなれば、尤信を置くに足るべし、仍て己は、此天文十二年を以て鐵砲傳來の年と斷定す、鐵砲考

昔者採一種子之生々無窮之義名我島者、今以爲符其識矣、古曰、先德有善、不能昭昭於世者、後世之過也、因而書之
慶長十一年丙午重九之節

種子島左近太夫將監平久時

武器進歩の
功

案するに鐵砲傳來の功は、蠻種の鐵砲二張を得て家珍と爲したるに非ずして、實に其製造の法を辛苦經營の餘に傳へて、海内に弘布せしに在り、若し製造の法を傳へずんば、萬金を抛ちて奇器珍物を獲たりとも、何の詮かあらん、時堯の苦心に因て製造の法一たび傳はりてより、海内武器の一革命を來して、兵學兵制の進歩尤著しく、一たび征韓の役に用ひて我武維れ揚り、其後各藩亦競ひて之を製造し且發射の術を講じて士民皆銃を手にする能はざる者なく、維新の際、兵制を更革して新式銃を用ゆるに至りて、我兵尤射擊に長する所以の者は、素養の久しく且つ深きに因り、砲兵工廠の設あるや、銃器の改良屢出て、舶載を凌駕し、歐人をして殆んど後に隨、若たらしむる者あり、皆傳來の久しく應用の熟したるに、職由すと謂はざる可らず、因て以て武を東亞に耀かし、威を西歐に揚げし、所以の者は、一

種子島氏ま
だ鐵砲傳來
の功を賞せ
られず

に種子島氏の之が始を爲し、功績に非ずして何ぞや、抑文明の政は専ら發明創作を奨勵し、苟文明を増進し、福利を冀圖すべき事業は、國家之を賞し之を録して唯至らざらんことを恐る、是を以て蒸々として日に進めり、我國輓近の銃器改良者が爵を授けられ、勳章を賜はるが如き、誠に聖代の美舉なり、種子島氏鐵砲傳來の當時に於ける摸造の始を爲せし功は、決して大發明に譲らざるべし、而かも其功に報ゆる所以の者を見ず、亦文明國の缺典に非ずや、

近衛公の武家御内書と云へる者、初め予輩は誤りて事の天聽に達せしが爲に、褒狀を賜はりし者の如く解釋せしが、重野文學博士の説に據れば、此は然らず、被觸御耳とあるは、天聽に達せしに非ずして、足利將軍の御耳に觸れられしを云ひ、武家御内書は近衛家が將軍の意を承けて御内書を下されし者なりと云へり、苟くも朝廷に聞えしならば、叡聞又は天聽と記さるべく、御耳とは記すまじきなり、當時朝廷虚器を擁し、將軍の武威は攝關をも歴しつれば、近衛家が將軍の意を承けて御内書を贈りしも亦怪むに足らずとなり、誠に左もありなん、且又種子島氏は世々左近將監に任せし者多く、獨時堯

特典なかる
可なす

のみならず、去れば時堯が彈正忠より左近衛將監に任せられしも、家格舊例に因りし者のみ、決して鐵砲火藥の直傳を賞せられしに非ず、是に因て之を觀れば、長く天下後世を益したる時堯の偉功に向ては、朝廷未だ嘗て何等の賞典をも賜はざりし者なり、此は事實の明ならざりしにも因るか、
今や國際の關係は時局の艱難を促かし、東亞の平和を保たんが爲には、上下心を一にして軍備の擴張に熱注するに當り、兵器の改良は殊に軍事の發達進歩に益すること大なるべく、斯業を奨勵するにつけては、先づ其本に報ゆるの特典なかる可らず、而して後に畏けれども、明治の聖代が決して時堯の偉功を忽諸に附し、了るなからんことを卜知する者なり、

甘藷傳

治世濟民の
功

治世に民を濟ふの功は食を給すより大なるは莫し、五穀の産出に限ありて、一たび凶饑に遇へば、民忽ち食に乏しく、餓孁路に横はるを、始めて彼の甘藷を琉球國より獵て、海内に傳播してよりは、五穀の足らざるを補ふて、生民の流離を救へり、

甘藷の權輿

其德澤も亦大なりと謂ふ可し、其人を誰とか爲す、種子島氏の十九代彈正久基なり、家譜に曰く、

元祿十一年戊寅三月、中山國王贈甘藷一籠於伊時、命家老西村權右衛門時乘、植於吾采邑石寺之野、日本甘藷權輿矣、

中山王尙貞の贈

伊時は久基の前名なり、島津國史に明の萬曆中、閩人陳振龍と云ふもの呂宋に於て甘藷の種を獲て歸り、閩中に植えしを、琉球儀間親雲上と云ふもの之を閩人に獲て琉球に播殖すと見ゆ、久基琉球の機務を管理せし時、琉人より甘藷の播殖し易くして收穫多きを聞き、國王に折簡して之を求めしより、中山王尙貞一籠を贈呈せしものなり、久基の孫二十代久芳甘藷傳を作りて、以て久基の功德を後世子孫に傳ふ、其文載せて家譜に在り、曰く、

甘藷傳

古昔周公得禾以名其書、漢武得鼎以名其年、叔孫勝敵以名其子、是皆示不忘也、予亦書甘藷之所由來、以示不忘焉、夫甘藷者異邦之產也、清康熙皇帝放官女於海島、經十有餘年、赦而歸、其皮膚肥膏、血氣丰盛也、帝異之、問云、孤島無人、無人則無五穀、無五穀則何以保命乎、今汝曲眉豐頰、清聲而便體、秀外何哉、答曰、窮居而野處、竹高

甘藷不出百穀之下

而願帝京、坐茂樹以終日、山中有草、不知孰名、唯食其根、而命至于今矣、即使官吏植其草於村落、其根形圓長、其氣味甘平、無害於百疾、於是贈之中山國王、中山國王亦贈之大父久基、實元祿十一年戊寅三月也、久基珍之、使家老西村權右衛門時乘、植於吾種子島邊邑石寺之野、漸以二三年、擴充於一島、其爲用也、作酢、作醬、作糖、作耐、作餅、作羹、作粉、千變萬化、不可勝數、其功不出百穀之下也、爾來傳於三州、而後汎濫於天下、而貴介公子、搢紳處士、老幼尊卑、無不嗜者、況於犬馬麋鹿乎、是以官吏慶於朝、農夫扑於野、餓者得食、病者以愈、使鰥寡孤獨廢疾者養生、喪死而無憾焉、是豈非大父久基之盛德而萬人之洪福乎、所謂聲名光輝、傳於千世、此之謂歟、

實曆十二年

種子島左内平久芳

大日本農史の文

農商務省農務局編纂に係る大日本農史は其事を大書して曰く、
元祿十一年戊寅三月、琉球國王尙貞より薩摩の國主島津氏の臣種子島彈正久基に、甘藷一筐を贈る、久基乃ち室老西村權右衛門時乘に命して之を邑地石寺の野に植えしむ、久基世々島津氏に仕へ、種子島の地を領す、人と爲り聰敏英毅、事務に練達す、下を待つ温恕、政を執る廉明、學を興し武を勧め、民に農業を課し、

久基君の品性

功 國分開墾の

尤も意を物産に留む、是を以て家足り人給り、人民聊賴し、制度大に備る、後國老と爲り、政化を更張し、制度一新、紀綱大に張る、當時新納久了も亦機務に關し、并に賢宰の名あり、嘗て郡奉行某々國分の地を墾き、民利を興さんと欲し、藩主に稟白する數回、然れども灌溉便ならざるを以て之を危懼し、敢て決する能はず、久基慨然奮勵し、該地に莅み、其地形水理を察し、郡奉行某々と議し、遂に藩主に稟承し、大に役を興し、數年を経て數百頃的美田功竣るを告ぐ、是に於て人久基の明毅雄斷に服すと云ふ、種子島氏家乘種子島久基小傳當時種子島西之表村下石寺と稱する處に、大瀬休左衛門なるものあり、製鹽を業となし、又農を業とす、人と爲り誠懇勤儉、里中の望と爲る、知遇を邑主久基に受け、鹿兒島の邸に出入し、寵賚優渥、短刀一口及び休左衛門夫妻壽藏碑石一基を與ふ、西村時乘久基の命を受け、琉球甘藷を植うるに當り、休左衛門をして之を栽培せしむ、之を甘藷栽培の始と爲すと傳へたり、

久基の事功を叙し得て、明晰正確、復た遺憾なし、其後八年を閱して寶永二年の條に、大日本農史に曰く、

甘藷栽培の始

利右衛門試植の年代

甘藷栽培の始は種子島久基に在り

甘藷の九州傳播

同年寶永二年薩摩國指宿郡山川郷の人、前田、利右衛門、琉球に航し、甘藷數顆を携へ歸りて之を郷里に試植し、其繁植を待て之を閩村に頒てり、成形圖說甘藷栽培の始は種子島久基に在り、元祿十一年の條參看すべし、

世或は誤りて利右衛門を甘藷の祖の如く云傳ふるものなきにあらず、後には其年代をさへ誤りつれど、薩藩の官板なる成形圖說に記す所斯くの如く明晰にして、大日本農史之に據り、剩さへ其始は久基に在るを反覆して、前文を參看せしむ、其事千歲不磨なりと謂ふ可し、

甘藷一たび久基濟民の策に因りて、本邦に傳はりてより、日用必需の食料として、民間に歡迎されしことは、亂世に鐵砲の歡迎されしが如く、其傳播は亦常に順風、奔空のみならず、ざりしに似たり、久芳の甘藷傳にも、二三年にして島内に充滿したりと云へば、二三年ならざるうちに早く既に其種子は薩隅日の間にも傳播せしに相違なく、延きて九州諸國に移植されしは、蓋し多く年所を費さざりしなるべし、有徳院殿實記の附録に、享保十七年元祿十一年後西國蝗災あり、農民飢饉せし時、深見新兵衛有隣に長崎凶荒のさまども尋ねとはれしに、長崎は五百戸に踰え

享保度西國の餓死十六萬九千餘人
甘藷に頼りて死を免る

甘藷の中國傳播

て産米は三千石に過ぎず、飢に及ぶへしとて甘藷を食料とし、薩摩にはとく之を作りて、農民日用の食と爲すよしを復命せしこと見え、農史にも、享保十八年西國大に疫し、狗多く病死し、山陰山陽は一頭を遺さず、米價甚だ貴く、西南諸道餓死する者十六萬九千九百餘人なり、薩摩、長崎は甘藷に頼りて、死を免れし者多しと見えたり、此年の凶荒に因りて、甘藷の民を濟ふや大なること世に知れ、先づ薩州より山陰道なる石州に移植せられて、始めて中國畿内に傳播せし者なり、其年は享保十六七年の交にして、其人は石見國數郡の代官井戸平左衛門正明の功なり、世之を甘藷代官と云ふ、農史の文に曰く、

同年癸丑享保十年石見國數郡の代官井戸平左衛門正明没す、正明は享保辛亥六年石見國數郡に來知し、大森邑に居る、性仁恕、郡民を撫育するに至らざる所なし、周く管下の村落を巡り、人民生産の薄きを視て、惘然之を救はんことを思ふ、適南海の一僧來るあり、正明之を延見し、話救民の事に及ぶ、僧曰く、薩摩の國に奇種あり、之を琉球に得、其味甘美、能く氣力を養ひ、以て糧食に充つべし、名けて甘藷と云ふと、正明之を聞き、欣然、廼ち官に請ひ、種を薩摩に求め、沿海數村に令

糧食の半を助く

甘藷の東國傳播

深見有隣の答申

して之を藝えしむ、其沙地に宜しきを以なり、然るに培養未だ其法を得ず、則ち多く朽腐す、一老農あり、能く培養の法を得、遂に能く蕃殖し、糧食の半を助くるに至り、民大に悦ぶ、一歳大に歉あり、正明管下を巡視し、東奔西馳、心を濟救に悉し、苦勞を憚らず、且つ官に請ふて租税を免し、又粟を他邦より購入し、之を賑救す、終に一人も流亡に至らしめず、是歲正明備中笠岡の官舎に没す、訃至る、民皆哀戚追戀、慈母を喪ふが如し、乃ち相議し、每村報德の碑を樹て、之を享祀すと云ふ、縣令井戸君表德碑記

其後幕府にて甘藷を薩摩より移植せし事實は、有徳院殿實記、并附録、仰高錄、昆陽漫録、甘藷先生傳、蕃薯錄等の諸書に炳然たり、復た絮説を用ひず、今其來由と梗概とを徵せんが爲に、左の二書を録す、
有徳院殿實記附録に曰く、砂糖に次ては甘藷をもつくらしめ、玉はんとて、あつく沙汰し玉へり、これは享保十七年西國蝗災ありて、農民飢饉せし時、深見新兵衛有隣に、長崎の邊凶荒のさまども尋とはせられしに、新兵衛答申けるは、某が父新右衛門貞恒、長崎にすまひけるが、彼の地はもと米三千石ばかり、いたす地

凶荒の助と爲る

甘藷に補益多し

青木文藏の蕃藷考

にして市中になりはひするものは五百戸にこえたれば、土地の米をば十日あまりにして食盡すべし、諸國運漕の米とだゆる時は、たちまち飢に及ぶべきことなりとて、甘藷を植て食料とすることを教けれど、農民の習、手なれざるはざをいとひ、其頃はさのみ植もせざりしかど、享保六年彼地にいたりてみれば、はや次第に植まして食用ともなせり、これは、こたびの凶荒にもおほくのたすけとなり侍るべし、これより先薩州にてはとくこれをつくり、農民日用の食と爲し侍れば、かしこに行かふ舟人等、かひもとめて江戸に來り、うりかふ事となりしに、いつしか痰の毒なりといひ出せしものありて、人々これをきらひしかは、再び賣るものもなくなりたり、されど毒ありと云ふはひが事にて、かへりて補益多く、薩州にては味噌にも作り、又は水にてさらし、葛にもかへ用ひ、濱邊などの五穀を生せざる鹵地にもおほくつくり、よく繁茂するものなりとて、培法など書きて奉れり、青木文藏、敦書も甘藷考など書きて進らす、其比長崎の鐵工平野良右衛門といへる者、江戸に來りしか、彼の培法に精しきよし、新兵衛より薦舉せしかば、文藏良右衛門して吹上の御庭にて作らしめ玉ひしに、これも年

江戸日用の食

青木文藏の獻白及主任

源之進と賞銀

二百餘年幾千萬人を救ふ

を経て繁殖しければ、それより近國の代官におほせて、温暖の地をゑらび、うえさせ玉ひしに、いくほごなく上總下總のあたりこれをつくるものおほくなりて、江戸にも常にもち來りてこれをひさぎ、後は日用の食となりし事、ひとへに御仁慈の御心天意にかなはせ玉ひしものなるべし、大日本農史に曰く、二十年乙卯(享保三)正月、是より先き幕府より蕃藷の種苗を薩摩國に徴し、江戸小石川養生所百七十坪へ薯種百八十一を植え、五千六百五十一を得たり、青木文藏之が主任となり、下總國千葉郡馬加村、及び上總國山邊不動堂村に移植す、御用薩摩守書類、青木昆陽申上書蕃藷を移すことは、青木文藏の獻白により、同書に曰く、同年(元年)上總國山邊郡不動堂村の農源之進、甘藷十七を藝て、二石七斗六升餘を得たり、幕府より、其賞として白銀一枚を下付す、青木昆陽申上書此より甘藷は關東諸國にも蔓延傳播し、二百餘年間幾千萬人を救ひて、鼓腹擊壤の樂を享けしむ、其源を尋ねれば、久基が一筐數十顆を獲て種子島に試植せしに、始まり、種子の島の名に負か、で生々無窮の功を致せしなり、久基にして一片愛民

生々無窮の功

濟世救民の功德

栖林大權現

甘藷を獻して其靈を祀る

濟世の志なからしめんか、中山國王の贈れりし一筐は、徒に海外の珍品佳貺として、一夕喫茶の點心たりしに止まりけんのみ、凶年飢饉には、享保度西國蝗災の時、の如く、十六七萬の餓死をも出しけんは、其幾度なるを知る可らず、凶年ならずとも、彼の鰥寡孤獨貧窮の徒か、或は一日の勞働に因り、或は門に立ちて乞丐しつゝ、數顆の薩摩芋に百年の命を繋ぐ者、其れ何に因りて路頭に斃るゝを免れん、唯久基平生心を民の疾苦に留られしばかりにて、此の濟世救民の一大産物を傳播す、其功や偉なりと謂ふべし、其徳や深しと謂ふ可し。

久基寛保元年辛酉七月十六日享年七十八歳を以て卒す、島民考妣を喪するが如く、其功德を追慕して、祠を本源寺射場の故址に建て、其靈を崇祀し、藩主より栖林大權現の神號を贈らる、島民甘藷の災あれば、其廟に禱禮し、甘藷熟すれば、先づ數顆を賽獻して、而して後之を食ひ、民今に至りて話次苟も栖林君の遺事に及べば、必ず襟を正し客を改めて後に之を聞かざる莫し、獨り島民を然りと爲すのみならず、薩隅日の間に於ては、故老猶其名を記し、其徳を慕ひ、甘藷を烹る毎に、先づ之を、其靈に獻して、以て本に報ゆる者あり。

栖林様の御恩

或、問、昔話に曰く、日本に唐芋御創業栖林様御勳功の事は、犬打童とても知らざるはなかるべし、去れど御高恩を尊信し奉る者は少からんと思へば、天罰勿體なし、去れど他所にても唐芋御創業は、彈正栖林様の御勳功よりして、今に傳はり難有しと尊敬し居るとかや、或時種子島の人、鹿兒島より根占ねぢめの方へ用事ありて、古郷ふるさとへ渡りしに、旅宿連日の大雨、二夜泊り、着の夕方、旅宿の亭主唐芋を炊きて夕飯と見及びしが、先づ菓子盆に唐芋を盛り、床の上に備へ、亭主何やらん口に唱えて拜禮するを、客人打見て、佛壇へは備へずして、床の上に備ふるは、定めて氏神などに奉るにやと思居けり、又翌朝も、其夕方も、二日が間、唐芋をだに煮れば、昨日の如く初穂を備えて、或時は亭主、或時は宿の妻、うや／＼しく拜禮すること、初はつの如し、客人不審暗れず、其仔細を尋ねしに、扱も御方様は種子島の御人と見受け候ふに、此の譯御存知なきは存外なり、唐芋を琉球より薩州へ御取寄せ、植え始めさせ給ひしは、御方様の御主人栖林彈正様の御勳功なり、其始は御私領なる種子島と申傳へたり、後人の今に至るまで、下賤の我々、腹鼓を打ちて渡世するは、栖林様の御恩なり、去れば此の灘目、新城、垂水、根占、古里、伊佐敷

初穂を獻す

の方は私ども能く存じ居る事なるが、其外御國御一統も同じく此の御恩蒙らぬは一人もなければ、年中毎日幾度にて唐芋を煮候節は、御初穂を、栖林様へ手向け奉り、其上家内子共までも下され申し候ふ事に候、其仔細御存知なきは不審なりと云ふに、客人痛く耻入りたりとなん(天保年中話)

千歳の憾事

然れども上國に至りては、薩摩いもと云ふ名に由来を留むるのみ、青木文藏あるを知りて、久基あるを知らず、大且つ深きこと如斯なる偉功盛徳は、殆んど將に溼没せんとし、朝廷も亦未だ其功に報ゆるの舉を見ず、誠に千載の憾事と謂ふ可し、今此に羽生六郎左衛門の或間昔話、下村惣太郎の聞書、平山西海の口碑録等に據りて、其遺事を集録し、以て其人と爲りを追慕せしめんと欲す。

栖林君遺事

我目分明記

附録栖林君遺事

○栖林君の著書一篇あり、我目分明記と曰ふ、島津氏の世系及び種子島氏の系譜大略、薩隅日三州并に琉球國の綱紀、民數戸數より貨殖の綱領、古今の沿革當時の典故、三府に關する用途、江戸往復の定例費用の徴に至るまで、巨細洩さず、一部の統計表とも云ふべく、一目瞭然、能く其名に副へり、此は平生施政の參考

櫻島の植紅葉

植蠟發達の源

として座右に置れしものならん、○植蠟は栖林君の奨勵に因りて發達せしこと前文に在り、或時藩主城中より櫻島を見渡し、櫻島に紅葉を植えなば、景色好らんと仰せしに、久基植こそ好けれ、植紅葉は其色賞すべく、其實は利ありと申あけられければ、藩主御感あり因りて櫻島に蠟を多く植えさせられけり、時彦按するに我國にて植蠟尤盛なりしは薩藩と爲す、農史に據れば、享保九年熊本藩にて植蠟を薩摩より得て、飽田郡春日村に植付け、其より各郡に分植奨勵し、享保十五年には筑前國那珂郡山田村の農高橋善藏植蠟の利を知り、隣國に到りて種樹の法を學び、其苗を上畑に植たりとあり、隣國とは肥後或は薩摩なるべし、紀州有田邊は蠟の木多し、此は大阪の町人某薩州に往來する者ありて、蠟の種樹法に通せしを雇ひて植始めし者の由、今は其人を崇祀せる小祠あり、幕府にて藪田助八數直と云ふ者に命し、紀州より蠟實を取寄せ、吹上御庭に植えさせられしは、享保三年にして、丸屋治兵衛といへる商人も薩摩の者にて、植蠟の製法に熟したるを召出されて製蠟ありけり、去

薩藩希有の
經世家

れば植蠟の九州にひろまりしも、關東に始まりしも、其本を尋れば薩摩を首功と爲し薩摩の製蠟獎勵の源に遡れば、久基君の功なり、久基君の機警にして事功多き一にして足らず、其薩藩希有の經世家として、古今に稱揚さるゝ、いも亦宜なり、

植林の斷行

石原渡右衛門の忠言

○栖林君御家督後始めて御下島ありし折とかや、沖合の船中より遙に種子島の景色を眺められ、松樹を多く植えずしては叶はぬ土地柄なりとの御物語ありけるが御着の翌日は、直に植林の令を下して即日決行せしめられしとぞ、此より松並木も繁榮して、山林の政も能く整頓しけり、其雄斷果決、往々如此し、○栖林君國老職の御時、太守家の庖丁に石原渡右衛門と云ふ者あり、太守御病氣の折、家老始め夜詰あり、御看病の人々へ御粥出でしに、煮方足らず、向後嗜むべしとの沙汰、御家老座より調味役渡右衛門に申し渡されければ、渡右衛門畏入り、殿様御難症にて、皆様御心痛の折柄、輕き我々風情も、寢食を安んぜず、試嘗は仕り候へど、其味を知らずして斯の仕合、恐入る旨申上げしより、御家老中には赤面せし人々もあり、此より栖林君の知を受けて度々伺候しけり、渡右衛門

渡右衛門の
化物退治

無學の御家
老叢醫者の
調劑

大剛の武士

大剛の者にて、或時福昌寺山に化物出るよし風聞あり、退治せんとて終夜山中に立籠り、何者も出でざりければ、市中の臆病話も止みけり、一夜渡右衛門伺候せし折、栖林君其方は大剛の者と聞く、世に恐しきものはなきやとの尋なり、渡右衛門化物は世に居らぬものなれば、恐ろしとも思ひ候はずと云ふ、戰場は如何にと仰すれば、一命をだに惜しと思はずば、何か恐しかるべきと申す、去らば世に恐ろしきものはなきやとの仰に、渡右衛門黙して答へず、重ねて其方とは多年の入魂なり、他客はなし、包まず語れとの御催促に、渡右衛門畏まり、餘儀なき仰なれば、申上ぐべし、何も世に恐ろしとは思候はねども、無學の御家老と叢醫者の調劑と、此の二だけは眞實恐ろしく候ふと申上げれば、栖林君容を改め給ひ、扱て其方は多年の懸意、一器量ありとは思ひしも、其程までとは思寄らざりき、當時太守の目代をも相勤むる彈正に向ひ、無學の家老こそ恐ろしけれとの諫言は、御上への御諫言も同様にて、誠に大剛の武士なり、我等同席にも其方存知の如く、殿様御難症にて、心此に在らざれば、食へども其味を知らずとも云ふへき折に、調味不熟の御叱り、誠に嘆はしき次第、斯では御政道も如何あら

勤儉の獎勵

んとての一言、辱しとの御沙汰にて、厚く御賞美ありしとなり、
 ○河内玄樺と云ふ醫師、鹿兒島の種子島屋敷に在て稽古し居けるが、極貧者に
 て、旅装も儘ならず、母の衣裳を縫直して晴着と爲し、儉約を守りて醫師の方へ
 通學しけるが、毎朝師の許へ赴く時、御本門顔見せの臺行燈の鏽漏り、油臺の上
 より油流れ居るを見て、冗費勿體なしと思ひ、毎朝紙にて拭取り、其油紙もて御
 門の扉餅金と間越の筋金とを拭ふこと怠らざりしを、誰とて知るものなかり
 しに、栖林君御通行の時、金具の光澤に御目を留られ、誰の仕業ぞと御尋あり、御
 番所より彼是れ取調べ、玄樺が仕業と知れて其旨言上せしに、栖林君仰に、彼は
 極貧者にて、女衣裳縫直して晴着と爲し、寫本の紙にも事缺くと聞くに、油紙の
 用意訝かし、其仔細糺せとあり、番所より玄樺に問糺せしに、耻入りたる體にて、
 紙は屋敷の長屋に取棄てありし紙屑を捨ひ、油は臺行燈鏽漏り流る、油を拭
 取りて、毎朝人通なきうち云々の旨申述べしより、其旨言上せしに、御感喜斜な
 らず、右様の者は諸役人氣付くべきを、緩怠なりと叱らせられて、玄樺へは古銀
 百目錢にして拾貫文を給はりけり、玄樺は百貫文にも相當すべく儉約して學

女衣裳の晴着

儉にして吝ならず

栖林君菊花を愛す

質素の家風

資と爲し稽古を怠らず、歸島の後は療治も手廣く、猶質素節儉を行ひて、持高を
 も買上けけるが、儉約なればとて吝嗇にはなく、一家親類へも其々持高を買増
 いて與えけるぞぞ。
 ○栖林君平日菊花を愛せられ、毎年數十鉢を御手植あり、或時菊花満開の比、御
 家老座の書役衆へ、今日八ツ時後下城がけに花見に參らるべしとの御沙汰あ
 り、書役衆は今日は御大家より花見の御招待、定めて御馳走あるべしと申合せ
 我もくと參られけるに、御座の間へは御招なく、中門より御庭に通され、何れ
 も列立ち、庭上より近く寄りて御覽あるべしとの御意にて、御自分も煙草盆を
 御縁端に携へられ、此の花は云々、彼の花は斯々と、花の名など叮嚀に御物語あ
 りて、いつまでも御馳走の體なきに、人々暫時拜見して御暇申されけるが、栖林
 君平日卑吝の御方ならんには、兎角の取沙汰あるべかりしも、方正廉潔の御方
 の事とて、人々質素の御家風を感じ、自分等の心底卑劣なりしを耻ぢ、世人にも
 物語りて一藩の口碑にぞ留れりける。
 ○栖林君國老職の時、去る町人内願の筋あり、結構なる懸物一軸持參して、役人

廉潔

華靡を禁す

煤竹色の御染

衆迄差出し、御進上申し度と申残せり、君素より書畫を好ませられければ、御歸邸の後、此の壹軸を見させられ、餘程御意に入りし御風情にて、見とれ給ひけるが、何方より参りしぞとの仰に、町人某進上の旨申上ければ、一刻も早く差返せとの御沙汰にて直に返戻に及びけり、

○栖林君の御時迄は、家臣中厚祿の家と雖も、書院は六疊に四疊より以上の家作を禁せられ、百姓など板壁障子は禁制なり、御入と稱して家臣の宅に臨ませらるゝも、料理の手厚きを御嫌にて、供人も御小姓一人、御女中一人、御小者を殘して、其他は一旦立歸らせ、御歸館の際御迎に参るへしとの御沙汰なりけり、

○或時御女中より此節の御衣裳は如何なる染色に仕るへきやと伺はれしに、御居間の古障子を指さし、此の通に仰せられしなり、其障子は三年に一度御張替あり、煤にて黄色になり居けり、去れば栖林君の御衣裳は盡く皆煤竹色染なり、或時御出ましの時、供の美座某棕栢柄の大小を帶しけるを、珍らしげに手に取りて御覽あり、餘はご手の内宜し、自分の腰物も斯様のこそよけれど、御賞詞なり、質素節儉を勧めらるゝこと如此し、去れば江戸に登り給ふにも、御装

古鐵砲の歌

寛闊大氣

家老と算盤

東華美ならず、御大身とも見えざりければ、世人の笑ひやしけん、御身分には自若として戯に一首をぞ詠せらる、

田舎より古鐵砲が登り來て都の町でなりの悪さよ、

鐵砲傳來の家なれば鐵砲に喩え、鳴と姿とを取合せての御戯いと面白し、此は元祿比の驕奢を矯正せんとなりけん、

○斯く質素の御行多けれども、亦寛闊大氣の御譽多し、栖林君の御時は、天鷲絨初めて流行せし比にして、一寸方の代錢百文とやうの價なりけるが、江戸にて御供廻には皆天鷲絨の脚絆を賜はり、いつも之を用ひさせられければ、此迄貴ばれし天鷲絨も、儉約人の種子島彈正殿御供廻の脚絆になれりとして、世人珍重せず、時價下落せし由、深き思召ありてなりけん、とぞ云傳へたる、

○國老職辭退の後、家老座の書役某御機嫌伺として罷出られたるに、此節御家老座の成行如何との御尋あり、左して變りたる儀もなく候へとも、但此の比は御勝手方細密なる御詮議にて、折々算盤などを用ひらるゝ事も候ふと申上ければ、扱々三ヶ國の政事を預け置かるゝ御家老座にて、算盤などを用らるゝと

嚴正にして
寛大

は、世の末かなどの御嘆息なりけり、大體に通じて察々たらざりしを見るべし、
○栖林君人を知りて能く任じ、嚴正にして假さず諸役人衆一月の内には屢御叱を蒙る事あり、去れど又功を賞し勞に酬ゆるには破格の沙汰あり、即座の御褒美に名器を吝まず、寛仁にして衆を容れらる、或時御庭を歩行し居られしに、小者一人通り過ぎて、碌々式禮もせず、御側衆屹度叱りつけしに、斯くと承りて驚き入り、失禮の御斷申上げしに、栖林君右の者いまだ予が顔を見知らざりければならん、過分の人を持ち居る故に、毎々召仕はず、自然疎遠の事ゆへ、右様の者もある筈との仰にて、御斷も御取揚なかりしより、人々感涙に咽びしとぞ其外賞罰必信恩威並施の事ども多し、

孝子の罪を
許す

○栖林君の時に、日高甚左衛門と云ふ極貧者あり、國上村の鹿は願立の上に打つべきを、忍行きて射取りしこと洩れ聞へて、栖林君御立腹あり、屹度糺明せよとの仰に呼出して糺明ありしに、即座の白狀には、私事老母一人あり、餘命覺束なく、何にても望ましきもの食はせ申たく相尋候へば、鹿の肉を飽まで食ひたくと申候ふより、極貧の私願立も叶はず、御法度は存じながら、國上の鹿射取り

恩に感じて
獵を廢す

母へ食せ申し候ふと云ふ、此旨御聞あり、近隣細密に取調ありしに、言行ともに無實の事なく、極貧なれども孝行者なる事相知れ、扱は孝心の餘に此の始末、甚左衛門が一生は願立に及ばずして、鹿射取御免仰せつけられけり、甚左衛門は輕くて流罪と覺悟したりしに、案外の御沙汰を蒙り、恐感措かす、元來鹿を射ること上手の甚左衛門も、向後鐵砲を手に取らざりしとなん、

駕取の術

○栖林君の申渡に、焼酎は面赤らむほど飲むなどあり、川口七郎兵衛と云ふ者あり、鎗術稽古なし居けるが、生來大酒にて或夜酩酊して打臥したりしを、栖林君へ言上せし者あり、御立腹にて翌日召出さる、七郎兵衛仰天して罷出でしに我等と鎗の稽古致すべき旨仰せらる、栖林君は元來初は運平流後には鏡智流を學びて、鎗の達人と聞へし方なれば、七郎兵衛思ふやう、御申渡に背きて焼酎飲みし上に、稽古未熟にては如何なる御不興を蒙らんも知れずと、念を入れ必死と爲りて試合を爲し、遂に勝利を得つ、其場を退出せしに改めて上下着御用召あり、肥前忠吉の大小并に鎗一筋を拜領し、向後は酒焼酎飲次第との御免ありけり、

酒焼酎飲次第

蚤取と兵學者

大石良雄と交善し
大石良雄の空吸物

○栖林君は山鹿流兵學の奥儀を極められ、高名の兵學者なりけるが、夏の比太守御前にて御物語あり、時に蚤多く、太守始め御家老衆も膝の邊を刺され、御難儀の體なりしに、太守御膝の前を飛廻れる蚤を、人さし指にて押へんとし、給へども押へられず、他の御家老衆も同じく人さし指にて押へんとすれども押へられず、やがて栖林君の御坐を飛廻れるを、御手の掌を擡げて、ヒタと押へつけ、一揉に揉潰されければ、太守も莞爾と打笑はせられ、扱々流石は兵學者なりと仰せられしとかや、事小なりと雖も兵學の大家として推重されしを知るべし。○栖林君と赤穂の大石良雄ぬしとは、同門の交にて、江戸上下の折は赤穂を過ぎて御訪問あり、其の時先々ゆるりと御話し下されたくとて吸物出でけり、去れど何時まで立ちても、吸物御取り下されよとの挨拶、主人大石ぬしの口より出てず、物語に時刻を移され、程へて又も吸物出でつ、前のご引かえ、此度は吸物御取下されよとの挨拶ありて酒宴を始まりける、此は珍客を返さじとて、始は空吸物を出して足を繋ぎ、料理調ひて引かえられしものならん、流石は兵學者と御物語ありし由、

大石良雄と玄關論

荒武者の平馬君
堀の鯉取

○大石良雄の話に、諸家の玄關表門より正面真向に在りて外觀よけれども、大事の時には見透きてわろきものなりとありし由、栖林君御物語ありしとかや、或時江戸大火にて薩摩屋敷近邊残らす類焼せしも、薩摩屋敷は半焼と爲りしを、人々喜び合へりしに、栖林君は火をかけて焼くべしとのことに餘儀なく火を放ちて全焼せしめしとなり、此は仔細ある事なるべし、其後新築ありし玄關は、御門の正面を御嫌ありしとぞ、其前赤穂の浪人吉良家に打入りし時も、正面玄關より矢を射入しと云へり、旁思合せ給ひてなりけんかし、○栖林君は太守島津光久の女婿にして、其子平馬君は光久の外孫なり、平馬君幼少の頃より、倜儻不羈にして武勇絶倫の荒武者なりけるが、十七八歳の時、或る夜御小姓羽生半五左衛門を召され思ふ仔細あり、之より網もて御城の堀の鯉を取て慰まんと思ふ、深更に及びて供せよとありしに、御堀の魚類を取は國家の大禁番所より咎め候は、如何と申す、其時は小聲にて、種子島平馬と名乗るべしと仰せられけるにぞ、半五左衛門も不敵の若者なりければ、天晴よき御覺悟、随分御供仕るべしと申し、深更を待ちて主従忍び出で、御堀に至りて網を

打ちしに、三尺に近き大鯉幾尾も掛れり、案の如く御番所の番衆走り出で、何者ぞと咎むるを、半五左衛門は小聲にて、種子島平馬と名乗りしに、殿様御外孫の事とて一言もなく引取りけり、平馬君は鯉二尾を携へて歸館あり、我れ慰にこそ網を下したれ、料理の望なしとて下々にぞ下されける、翌日番衆栖林君の御近習番所に参り、昨夜は云々の事候ひき、相顯はれ候ては御一大事、我々も口外は仕らず候へども、何卒彈正様より平馬様へ以後を御叱り下され度と申す、栖林君聞しめされ、平馬を呼べとの御沙汰に、御近習平馬君御部屋に参り見れば、鼾聲雷の如く、搖起せとも起き給はず、其旨申上ければ、莞爾として打笑はせられ、捨置けとあり、平馬は若年の荒武者、附添ひたる半五左衛門こそ不届なれとて、此を召さるゝに、半五左衛門も昨夜の疲に前後を知らず寢入りたり、彼程の大罪を犯しながら、主従揃ひも揃ひて大膽者哉と舌を巻きつゝ、漸く呼起し御不興の由申聞せしに、大欠伸して騒かぬ體なり、夜前の事ども糺明ありしに、去ればなり、平馬様より白晝は上への恐あり、忍ひて慰まん、咎めなば名乗れ、やがて一島の主ともなるべきものを、魚類に見替えらるゝやうにては、何の御用に

大膽者

天晴大剛

か立つべきとの仰、大量大膽の御氣象に感服し、且つ然るべきものと見立てられて私を御供に召さるゝ、辱さに、萬一の時は御主人に御難儀相掛ましくと決心し、勇み進みて御供申したりと云ふ、栖林君聞し召され、扱々主従とも大膽者かなと御意ありて、半五左衛門を御祈念所に推籠め置き、直に御登城ありて、太守の御前に推参し、仔細残らす申述べ、平馬は某が子とて太守の御外孫とて御容捨ありては、御國法相立す、然るべく典刑を正されたくと請はれしに、平馬は如何にしつる、半五左衛門とかやは如何など問はせ給ひ、主従とも今朝迄胸々として熟眠せし由申上げられしに、天晴大剛の者かな、彼程の者ならでは一朝の用に立ず、物事權道と云ふ者あり、此は權道もて處置すべき場合ぞ、斯る大量勇猛の武士を魚類に見替えては、城廓何如に堅固なりとも何の用にか立ん、平馬をも決して叱るな、半五左衛門をも許せ、表向こそ叶ふまじけれ、内々褒賞をも取らせよとの御沙汰に、栖林君も感激して其旨申渡し給ひ、程へて半五左衛門には御太刀一腰拜領せしめらる、平馬君も太守の意中果して我方寸と違はざりけりとて、此よりさしも、偶儻不羈の荒武者も、年比に似氣なく、大人いき御

兵六物語

大石兵六と
平馬君

振舞にぞ爲られける、因に記す薩摩に兵六物語とて、勇猛の兵兒が狐退治を爲すことを記し、一部の戯作あり、此は太守の命にて黒田嘉兵衛と云ふ人、一夜の中に作りしものとかや、其主人公なる大石兵六は即ち此の平馬君の事にして、兵六の父兵部左衛門とあるは、彈正君を指し、其外書中の人物皆據あり、當時の士風を寫したる一部の寓言なり、其姓を大石に作りしは、栖林君と大石良雄との交ありしに思合せてなりけん、

土工

深宮婦人三
土工

地は絶懸の孤島に於て、時は新事業の起し易からざる舊藩代に於て恩澤百世に沾被すべき三土工の纖弱なる深宮婦人の手に成れりと聞かば、誰か其人物事業の詳を聞くを冀はざらん、是をもて此に其事を特筆す、

順聖公の叔
母

廿三代久道の夫人は實に藩主島津重豪の女にして、彼の兒童走卒も知ざるなき順聖公の爲には叔母君なり、幼きより種子島家に養育せられたりけるが、久道に後れさせられてよりは、松壽院と號せり、其才識明敏にして、事を處すること果決

○土工

六二

夫人の才識

松壽院夫人
の徳政

人を使ふに器を以し、宏量偉度は鬚眉男子と雖如かさる者あり、人と爲り仁慈にして、賞或は借なるを免れざるも、爵は未だ嘗て濫ならず、窮を賑はし乏を周くするは其急なる所なり、不幸にして屢種子島家の長君なきに遇ひ、島政を興り聞く者數十年、常に民の爲に利を興すを己の任と爲せり、其役人に諭されし文に因て、其志の在る所を知るべし、曰く、

夫人の諭告

夫女さら事新敷出過す様にも存候得共、此方事幼少より參居り、御兩親様御叮嚀被遊、養育いたし、御厚恩之程筆紙に盡し難く、猶又御家法等あらまはしは案内之事候得者、今度存慮之程書附を以て三役以下役々末々迄申置度候、(中略)物奉行儀第一出入取締向無緩疎、用人之儀賞罰等見聞は勿論、若き面々文武のはげみ、禮義正敷方申論し、此外役々にて高奉行専ら勸農方引受け、年々取納方不引入様精勤肝要之事、何れ各役場無怠、正道相守御爲筋を可奉存候、殊更御家の儀は、御先代より嚴重なる御家法、此期に至り猥かましく成立候ては、是迄役々之勤向も詮無之、此方も氣之毒相考候、左候て前條之通御恩澤にも相預り候、此方にて候へば、何か往々御家の爲手印を殘し置度、先達手元失脚を以て平山村川

嚴重の家法

○土工

六三

土工の起る所以

直し、并に同所鹽濱等建立致し、其上不容易ながら御上へ御下金等願出で、地方
檢者野元三之助殿を相頼み、石工夫方多人數願下し、前が浦波戸築普請取企ひ
たすら三之助殿并かゝる役々初骨折にて、思通成就に相及び、旁安氣此事に候
是等ヶ條、何ぞ我身の勳功申立致にては、無之、御厚恩報ふは、いにもと、永年相傳
り候ふを、冥加までに存候、(略中)聊取違無之様申聞度存候へども、女の事にて心
に思ふばかりにて、跡先書様も計兼候間、何とぞ宜しく汲取、夫々取計候様存候、

文久元年辛酉九月

松壽院

所謂三土工とは文中に云へる川直しと鹽田と波戸の三事業にして、此は松壽院
夫人が民利と爲るべき紀念を、殘して、舅姑の厚恩に報ひんとてなりけり、

流域變更

平山村大浦川の流域變更は、端を安政元年に發したり、是より先き大浦川の川下
淤塞して、潮滿れば、渉るを得ず、田地も潮に浸されて荒れにけり、此の歲松壽院夫
人事の序に此邊を巡覽し、大浦川を坂井村の阿嶽川に堀通し、河尻を塞き、大浦濱
三十餘町の干潟を鹽田と爲し、古田の汐入をも防かんと思立ち、高奉行西村藏太
時措に命し、鹿兒島に至りて、其道に賢き人々に謀らせられしが、東海の風波荒け

築堤

れば萬全の工事覺束なし、今の姿にて域を擴め堤を築き、田地の鹽入を防ぎ、鹽は
追濱にて焚かんにはしかしこの事に一決しけれども、此處の田地三町餘は三十
年來干損の荒地となれるより、其間を東の岡に片よせ、川直しあらんには、水利の
みならず、田地鹽入の難を免れ、數町の川跡さへ後年美田になりもてゆかんとて、
時措只管心を盡して事を辨へ、物奉行森休兵衛檢者日高幸内宮浦半之丞をも其
掛役に命し、安政四年己の正月より堤を築き初め、春の農時には休み、又も六月よ
り着手し、新に掘りたる川土を以て西の方數町并に古川の首尾兩所に堤を築き、
十月初旬に至りて事竣りき、役夫凡そ壹萬二千四百八十五人にして、費用は松壽
院夫人の御手元金より貳百八十五兩をぞ支出されける、其秋より汐入の田地も
災を免れて收穫多く、村人の悦び響へんに物なし、此より河端の新堤を安政土手
と名け、新川を安政川と唱へ、川の邊に水天宮を崇めて、ときはかきはに動ならん
ことを祈れり、因て又石を其處に立て、夫人の恩澤を百世に不朽ならしむ、文は
薩摩の野元盛敏と云ふ人之を撰びき、
種子島に鹽焚くことは遠く信基朝臣の時より民に教えられ、六代時充の時に至

川直しの工
事費
安政川の恩
澤

鹽業の沿革

鎌倉流の鹽業

鹽の不足

ざつしやうの風俗

鹽田の工事

り海邊にて山野一里方の地を鹽業者に賜はり、其地の年貢を軽くして、鹽もて納しめ、其餘を一島の用に供せしめられしより、久しく其恩澤を蒙れり、其鹽屋凡二十餘ヶ所、名けて大鹽屋と云ふ、其釜は大なる竹網代を白灰もて塗こめ、火に乾かすこと六七十日にして、潮を汲入て煮なり、之を鎌倉流と云ひて、信基朝臣の鎌倉より下向ありし當時に傳はりしものなり、此の焚方は薪と人を費すこと夥しく、且つ一たび釜を損すれば、修復に月日を重ねて、業を休むこと久しきより、往々年貢を缺くことあり、鹽田は平山村の内に一ヶ所ありけれども、産出僅少なり、此故に一島の需要足らずして、他國より輸入する事毎年數百石に及び、海上不便にして、鹽舟來らざれば、缺乏を憂ふること多し、去れば種子島は尤食鹽を貴きものゝ爲し、吉事の贈物には雜餉とて焼酎二瓶と鹽を鉢に盛りたるを交換すること、古來の風俗なり、以て其不足を知べし、松壽院夫人深く之を憂ひ、男々しくも大に鹽田を開きて、島民を救はんと思立れしが、其地は平山村こそよかんめれとて、安政三年の冬、薩州市來より鹽田師二人を數十金にて雇ひ來り、西村時乘羽生道則をして監督せしめ、鹽田擴張に着手せしめらる、六月より九月に至りて成就せ

初度の工事費

防州傳の鹽業

再度の工事費

鹽の本釜焚

鹽の輸出

り、其費用通計錢百七十五貫九百十九文、米七石四升三合なり、此月より鹽子をして鹽を煮らしめ、安政五年十月まで試みらる、此は製法簡便にして、薪を費すこと古法の十分一に過ぎずして、收得數倍なり、之を網代焚と云ふ、去れど鹽田狭少にして、鹽を得ること多からず、夫人斯くては我志を成すに足らず、益鹽田を開きて、好製法を求めんと心を碎かれしが、薩州出水の鹽田は調所笑左衛門の開きしものにて、之を防州傳と云ひ、製法甚だ好しと聞き、翌六年時乘をして出水に至りて、其法を學はしめ、萬延元年三月出水より鹽子及び石工を雇入れ、此の年六月より、鹽田擴張に着手し、益堤防を築き、井樋を通し、翌文久元年の冬に至りて、工事竣れり、鹽田の内濱の廣さ凡三町八反、費す所は錢壹千八百四十七貫九百十七文、米十八石八斗八升六合餘に及べり、防州傳の製法は本釜焚と稱し、又遙に網代焚にまさりければ、此より鹽を得ること舊に數倍し、年に千石許にも及ぶへし、一島の需用に供して餘あり、因て古來特許を得たる八石米船に積て屋久島に賣出すに至りしかば、管に一島の民長く其恩澤に頼るのみならず、隣島の民をさへ救ひて、やがて費す所の米錢をも償ひけり、斯りければ誰かは其徳を仰がざらん、其恩を感

南海交通の衝

せざらん千載の下にも夫人の功德を傳へんとて、後醍院眞柱に請ひて文を作り、貞珉に勅して鹽田の側に立てたりき。後醍院眞柱が新波戸の記に、種子島赤尾木の浦は、島々の船の、人の國に渡るも、人の國なる船どもの、此島に至るも、専ら此浦をなん出入の港と爲し、將た南の島々の往來は更なり、おほやけ私くし、地方の船々のさかしまなる風に遇ひ、荒き波に漂ふも、此の浦を便に汐掛する處なりけりと記せり、實に、此の浦は、南海交通の衝に當り、渡唐船の昔より以來、往來出入の要港と稱せらるゝも、暗礁羅列して、熟練の者ならでは來維くを得ず、殊に南海の風潮險惡にして、波高きこと屋の如く、風怒れば岩も打碎かんずるけしきすさまじきに、汐掛の船、港内に在りてすら往々危難を免れず、安永天明比にもやありけん、港口に三十間ばかりの波戸を築きて之を築島と唱えしが、築島と相對して諸子瀬と云へるいと長き瀬あり、船は其間を通過するなり、築島を築足し、諸子瀬に新波戸を築きたらんには、港内安全なるべしと云合へれども、費用の夥しきと、工事の困難を思ひて着手する能ざりしが、女装せる偉男子とも云ふべき松壽院夫人は、慨然として波戸新築の志あり、去

波戸新築の志

三年間繼續事業 壹千貳百兩の補助金

起工

竣工

工事の概略

れど川直し鹽田等皆夫人の御手元金より成しものを、此度の企業は殊に困難なり、或は府庫を空費せんことを慮り、藩主の補助金を得て此業を成さんと決心せられけり、今の世の人の國庫より築港などの補助金を得んとするを見よ、如何に運動とやらん云ふ事に苦勞するか、事は小なれども一地方に於ける昔時の起工としては莫大なるを、夫人は藩主の骨肉とは云へ、一女子の手をもて遂に三年間の繼續事業として、一年に四百兩宛三年間合計壹千貳百兩の補助を得つ、因て地方検者にして吏務に練れて事を托すべき者を撰び、野元三之助盛敏に請ふて總宰たらしめ、家老前田宗誠物奉行西村時措を以て波戸築方掛と爲し、萬延元年甲申四月より起工せらる、女性の習として、此の工事若し神慮に叶はず、障碍あらば大事なりとて、島中の神佛へは、寺社として願文を捧げざるはなく、降福の祈禱に誠を擢てられしが、文久二年七月廿八日に至りて、工事の竣るを告げたり、諸子瀬の新波戸長さ四十二間餘、横十二間、高さは其瀬の高低に因り、或は壹丈、或は壹丈六七尺なる處もあり、築島の増築長さ八間餘、横六間、高さ壹丈九尺餘にして、石工大工木挽鍛冶より水手水夫に至るまで、人を用ゆること貳萬三千百三十壹人

屹として天門の如し

交通益開文物益進

百世の功德

石を運ぶこと四千七百七十六艘に及べり、波濤險惡の海岸に在ては、數閱月の事業猶且つ天變を恐るゝに、三年間に涉れる繼續事業にして、何の障礙もなく、工を竣り功を奏せしは、誠や神佛も夫人の誠を感じて擁護ありしに因りけん、此より築島と諸子瀬との新舊波戸は、蜿蜒として相連り、驚けず崩れず、舟は屹として天門の如き中を安らげく平らげく出入して、交通益開け、文物益進みゆくも、偏に千尋の海の底より深き夫人の恩澤にそありける、眞柱の撰ひし新波戸の記は石に刻して波戸の上に立られたり、

深宮婦人の手に成れる此の三土工は、一島内の小事業に似たれども、其功德の百世を沾す所以の者は、決して今日各地の大土木事業に劣らず、長く功德を一島に垂るゝは、亦長く國家を益する者に非ずや、

外交

神州の南徼に位して、古來外國との關係も亦多く、外航の船舶出入の要衝に居て、文明の輸入口と爲りし種子島は、國運の進歩に關して幾分の功を分たれざる可

種子島氏の外交

南邊の要徼

夷耶久國人

唐土の交通

らず而して難破船の救助に盡せる島主の功も亦豈淺しと爲さんや、故に此に一篇をものして種子島氏の外交事蹟を叙せん、とす、

種子島は古より南邊の要徼と稱せらる、拾芥抄に曰く、邊要國中、陸奥、出羽、佐渡對馬、多嶽、兩國三島爲邊要と、但し當時の多嶽島は屋久惠良部を合併せし者ならん、隋書に曰く、煬帝三年令羽騎朱寬入海求訪異俗、略中因到琉球國、言不相通、掠一人而還、明年令寬慰撫之、琉球不從、寬取其布甲還、時倭國使來、見之曰、此夷耶久國人所用也、と、煬帝三年は我推古天皇十五年にして、是歲秋七月大禮小野妹子を大唐に遣され、翌十六年夏四月歸朝しつれば、隋書に謂へる所の倭國使は小野妹子なるべし、所謂の夷耶久國は、瓊玖即ち後世の屋久島にして、夷耶久の夷は發語の辭ならん、去れば上古は多嶽屋久諸島を總稱して耶久と云ひしか、又は琉球以北の群島を總稱して斯く云ひしか、其は兎も角も、南海の邊要なれば、唐土との交通は久しく開けたりしなるべし、天平寶字六年遣唐大使平郡廣成等蘇洲江口を發して歸途に就き、雲霧風濤の爲に一行の四船相失ふて、廣成の船は多福島に漂着せし事ありき、其他薩州坊の津より出入したる遣唐の船舶は、種子島に船繫せしことも

唐人が浦

あるべけれど詳ならず、且つ種子島氏以前の事は此篇の主とする所に非ざるを以て詮索せず。信基朝臣より十一代時氏の比までは、家譜の録する所外交に關する者を見ず、此は十二代忠時君の時、文庫火を失ひて歴代の文書を烏有に歸せしにも因らんか、府元の北なる古城が原の下に唐人が浦と云へる港あり、何時の比より如何なる仔細を以て斯くは名けしやらん、或は往古唐人の來りて貿易せしに因るか、又は支那人の始て漂着せしことありしに因りて名けしか、未だ其詳を考へずと雖も、古來支那と關係ありし紀念と爲すに足れり。

渡唐船の新造

十二代忠時の時、即ち大永元年辛己將軍足利義晴の管領細川右京太夫高國より使を遣はして新に渡唐船を造らんことを囑す、此の冬高國一書を贈れり曰く、

細川高國の書牘

就渡唐船之儀吉川出雲守令下着候處無別儀之由候彌入魂可爲喜悅候恐々謹言

十一月十六日

高國判

種子島武藏守殿

二合船の渡明

渡明の要港

案するに大永元年(明世宗嘉靖二年)大内義興僧宗設及び謙導を遣はし、細川高國僧瑞佐及び宗素卿を遣はし、明の寧波に至りて貿易す、前例船舶入港の先後を以て序と爲す、瑞佐後れて至る、素卿と謀り、賄を以て宗設に先つ、宗設怒つて瑞佐と戦ひ、大監某を殺し、遂に都指揮劉錦を殺す、明素卿を獄に下して論死し、宗設瑞佐等僅に免れしことあり、渡唐船の新造は此の年と相符したり、蓋し別儀なく種子島に於て新造せられ遂に明國さして乗出しならんか、十四代時堯の時に、天文十二年四月十四日二合船解纜渡唐、同十四年六月十四日渡唐船歸朝、とあり、二合船の合は一號二號の號にて二號船なるべし、允澎入唐記に、十八日一號船出博多、掛子志賀島、二號船三號船同至志賀云々、去れば足利政府の渡明船は往々種子島に於て新造せられしのみならず、種子島に舩して出入し、此處を渡明の要港と爲せし者の如し、鐵砲記にも天文壬寅癸卯の交、新貢の三大船畿内以西の富家子弟進で商客と爲りし者を載せ、楫師篙師の舟を操ること神の如き者を乗組ませて、船を我島に舩し、天の時を持ちて乗出たりしことを記せり、且つ其船中に我僕臣松下五郎三郎と云へる者ありしと見ゆ、松下氏は信基朝臣に従て

日明貿易の盛

鎌倉より下向し、世々御船手の船頭を勤めし家柄なれば、五郎三郎も定めて舟を操ること神の如くなりし一人なりけん。種子島は古來海外に交通して、海路と貿易とに熟しけるが故に、薩摩群島を梯航し、琉球を経て南部支那に渡航せんには種子島より出入するを便と爲せしや明なり。鐵砲記中に彼の貢船は飽まで海貨蠻珍を載せて歸朝すとあるを見れば、日明の貿易いと盛なりしを知るべし。既に支那交通の出入經過地と爲りしとすれば、薩州防の津が遣唐使の出入以來、唐土文明の遺留品多かりしか如く、種子島も亦明國文明の輸入の幾分を惠與されたらんか。而して明國より來聘せし船舶も、亦種子島を経由せしものに似たり。天文八年冬唐船、國上村の港渚に漂泊し、西風の爲に破壊して乗組の唐人一人も死を免れず。因て緩怠の咎あり、一老平山備中守此の節の咎目自ら引受けんとて腹切られしこと家乗に見えたり。當時既に難破船の救助に注意したりこと親切なりしには相違なきも、緩怠を咎められて一老切腹せしほどなるは、明國の來聘船なりしが故か。とこそ思はるれ、其翌年も亦唐船漂來せり。此に注意すべき方言あり、種子島にては他人の物を掠めて強奪することを、バハ

明國來聘の船

「バハン」と云へる方言

八幡賊

倭寇の一群

琉球三司官の來狀

「と云へり、我は斯る品物を所持せしも、バハンせられたり、誰は彼の物を、バハンせりなど云へり、想ふに此は倭寇の紀念なるべし、足利氏の末造西南諸州不逞の士所在嘯集して黨を爲し、明國朝鮮國に押渡り、近海を襲撃して吏民を劫殺し、資財を掠奪せり、其旗幟は皆八幡の字を用ひしを、外人之を悞る、こと猛虎の如く稱して八幡賊と爲せり、八幡は支那音パーハンなど云ひけんを、バハンに訛りしなるべく、倭寇の本人もやがて其語を習ひ覺えて、人の物を強奪するをバハンとは云ひしなるべし。遂に方言と爲りて數百年の今日に存せしに見れば、足利氏の勘合船に乘組みて明國往來に慣れし種子島人は、後遂に所謂倭寇の一群と爲りて、明の邊海を犯せしものなり、彼の天文中の貢船に乘組み居たる松下五郎三郎が鐵砲を携帯せるにても、海賊防禦の爲に兵器を棄てざりしを知るべく、海賊防禦の兵器は、やがて海賊の用にも供せられけん。

琉球との交通貿易はいと久し、大永元年琉球三司官の來狀あり曰く、

今年貴國之以使者妙滿寺渡海、然者所蒙之草札、委細令拜見候、仍而兩國永々和親之儀、簡要に候、殊に四品之重貺不

勝萬感候、餞副別撰不宣

正徳十六年林鐘十五日(正徳は明武宗の年號)

三司官印

種子島武藏守殿

此の文に因れば當時は種子島を一國視して和親を望みし者なり、弘治元年中山國王より忠時の孫時堯に贈りし親書に曰く

回答

種子島殿平時堯公

不違多載之佳例見、投一壺之香芽、勝北苑先春、醒南華老夢、珍重曼福、表菲禮、線織物五端、進呈一覽、多幸不備。

丙申大呂十又三莢

琉球中山國王

首里之印

中山國王の來狀

享祿天文比の異國船

日源上人の殉難
鳩か瀬の遺跡

何ぞ其文意の恭しきや、多載の佳例と云へるに徴して、其應酬の久しきを知るべし、後十九代久基に至りて琉球の機務を管理し、中山王甘諸一筐を贈りて、此に濟世救民の偉功を成せしも、亦偶然に非ず、舊記に口碑を録して曰く、享祿天文の交、かよ異國船數艘赤尾木の浦に來航し、石火矢を放つこと絶間なく、防禦の用意甚だ急なりしが、十二代忠時の長子出家して日輪寺に居給へる日源上人、文才あり、異國船に至りて其故を詰問す、慈遠寺の日尊律師は社壇に立籠り、肝膽を碎きて祈禱すれども、其驗なきより、自ら神殿の御戸を蹴破しに、神殿の上なる春日山より山鳩二羽忽ち神殿の中に飛入り、香爐の火を衝みて海邊に飛去り、暫く汀の大石に憩ひしが、やがて風上なる異國船の檣の上に休むよと見し間に、船火事起りて風下の異國船に燃移り、盡く焼失し、訖んぬ、之か爲に彼の日源上人主従三人は異國船に在りて焼死し給へり、彼の鳩の憩ひし大石は鳩が瀬と名つけて今に存したりと、此の事固より種子島氏の家譜には見當らず、慈遠寺などの舊記中には書留めけんも、廢佛と共に文書散亂して参考すべきなし、山鳩の話は固より法林の慣用手段にして、法力の廣大を示さ

孤島の口碑傳説

んが爲めに、附會して婦人孺子を欺くものなんめれど、果して異國船の渡來なかりしとも云ひ難し、唐船ならば其比の人皆見知れる事なれば、さして怪むまじく、異國船と云傳ふるは、其比東南洋諸島を劫し來れる海賊船なりしか、日源上人の燒死は、必ず事實なるべく、或は上人死を決して異國船に乗込み、自ら火を放ちて、其身諸共に船を燒きしか、抑偶然にも船火事を生したりしか、孤島の口碑傳説は、正直に聞傳え語り繼ぐが故に、往々史料と爲る者あり、此の一節多少の附會ありとも全然虚構の妄談にあらざるべし、暫らく記して以て疑を存す、

我國と歐羅巴との正確なる交通の端を開きしは、實に天文十二年癸卯八月廿五日鐵砲傳來の時に在り、十四代彈正忠時堯の日歐交通の先鞭者たる偉功に因つて當時明儒五峯と筆談して其の端緒を開きし我が祖西村織部丞時貫も亦其餘榮を荷ふを得たり、是れより先き歐人の始めて日本に來りし年代に就きては、諸説紛々たり、日歐交通起源史は表を作りて之を示せしが、要するに天文十二年の鐵砲傳來より以前に來れりと爲す所の者は、二説あり、一は天文十年と云ひ、大友

日歐交通起源の諸説

日歐交通の始

記。外交史稿。接蕃年表。通航一覽。采。一は、天文十一年と云ふ、
覽異言。草木六部耕種法。國史。暎。采。一は、天文十一年と云ふ、
其他西洋書。

出處漠然

神宮寺浦説の不明

人豊後の神宮寺浦に漂着せりと云ふは、則ち一なり、同一事にして年代に異説あるは、畢竟其出處漠然として據るに足らざるに因らずんば、あらず、且つ起源史著者は、西南より來れる船にして、途上殆んど墻垣の如くなる琉球群島種子屋久及び九州南角を素通に通過し、潮流風向の便利もなきに、突然、回入せる瀬戸内海、神宮寺浦に漂着せしことを深く危疑に堪へずと云へり、而して中に神宮寺浦に漂到せし葡人は、初め種子島に到り、坊津に入り、次て豊後に到れりと云ふ者あれど、果して史料精確なりや、神宮寺浦漂到を天文十一年と爲せる者は、伊國羅馬府に大友宗麟の遣はしたる使者の墓あるに徴して信を取る如きも、外交史稿交聘篇には、大友宗麟の使を遣せしを先づ天正十二年甲申と記し、其前々年天正十年にも二人の使者を贈りし事あるを記せり、其間に四十餘年の差あり、鐵砲傳來後には、葡人屢來れるを以て、葡人の豊後に到りしは、天文十二年後に在らんか、兎も角も其事實漠然たるを以て、予は正確なる史料に據りて、日歐交通の起源と認むべき者は、我種子島時堯なるを信する者なり、拊此の葡人が通商を請はんが爲に來り、島人と貿易し、且つ時堯も亦大金を抛ちて鐵砲二挺を買入れられしは、ピン

日歐貿易の
第一着

世人の頌辭

難破船の救
助

トの紀行に徴すべく、日歐貿易の第一着は、此孤島に開かれ、時堯初來の歐人に初對面して厚遇優待せし大度量は因て以て文明の利器を輸入し、因て以て製造の法を創始し、因て以て日本國の文明を世界に發揮せり、日歐交通起源史の著者は之を頌して曰く、嗚呼時堯は薩南一小島の領主のみ二千有餘年の歴史を有する大日本帝國が開闢以還始めて待遇したる泰西の賓客に面接するの任務を帯び、克く臨機の處置を行ひ、克く領主の職責を盡したるのみならず、實に三百五十餘年後の今日、吾人日本國民をして文明開化を謳歌せしむるの起源を開く、其勳偉なりと謂はざる可らず、今や叡聖文武明治天皇上に立ち給ひ、王澤上下に洩し時堯の如き者恩澤に浴するも蓋し遠きにあらざる可しと、予輩は深く種子島氏に恩怨なき無邪氣の著者の口より此の頌辭を開くことを喜ぶ、

葡人は其後天文十三年春再來せしこと鐵砲記に記せしが、外交史稿には弘治元年乙卯西歷一千五百五十五年五月葡船又種子島に來れりと記せり、其後元和元年に至る七十餘年は唐船の外は家譜舊記に見へず、今元和元年以後に續出せる唐船の漂泊及び難破船の救助を列舉せんに、

唐船の漂泊

- 元和元年冬唐船赤尾木の浦に漂着し、長崎へ送らる、云々
- 寛永十六年正月十七日唐船住吉浦に漂着す、同三月七日唐船長崎へ送り遣はさる、云々
- 寛永十七年十二月唐船坂井村熊野浦に漂着す、船客百五十九人長崎へ送らる、云々
- 正保元年二月唐船平山村濱田が浦に漂着す、長崎に送る、警固に誰々云々
- 承應三年正月、歸唐船難風に遇ひ、國上村の小濱に漂來し、忽ち破船に及び、溺死者多し、積荷物白銀三百貫目、銅木綿類過分なれども、引揚容易ならず、唐人六人を以て破船場を警固させ、長崎に訴へて水練の者を召寄す、云々
- 同年五月長崎より水練の者下島し、檢使勝目新右衛門同船なり、六月海中より引揚く、唐人六人を長崎に送る、
- 貞享四年六月十日莖永村竹崎の沖に唐船漂泊す、漁船數十艘して、赤尾木浦に引廻し、長崎に送る、
- 元祿四年琉球國王より泡盛燒酎一壺青銅千疋を贈らる、是れ去年九月琉球

八重山島の端船二十八人乗船國上村田尾に漂着せしより、琉人二十八人を手船にて送り届けしを謝してなり、

○元祿七年十二月馬毛島の種子島に唐船漂來す浦船數十艘にて赤尾木浦に掣き來り、翌年鹿兒島へ護送し長崎へ送り届けらる、

○元祿十二年八月唐船野間中山の沖に漂泊す、赤尾木の浦に掣き來り、長崎護送其翌年の記に先達唐船漂着の届書文中相違の廉あり、役人中中之村本善寺へ四十日間山越寺預仰付けらるるあり

元和より元祿迄八九十年間を調査してすら、此數度の唐船漂來あり、元祿以下維新迄の難破外船復た枚舉すへからず、一口に唐船と云へど、支那朝鮮を混同したるも知る可らず、其漂泊する毎に救助と警固とに、人と米錢とを費し、以て長崎護送の手續を了し、以て我帝國をして善隣の誼を全くせしむ、護送の手續も亦一通ならざりしは、届書に手落ありて、役人の寺預と爲りしに徴すべし、去れども古來外國船の待遇に慣れし種子島は、能く救助と護送との任務を全くせしもの、如く、承應三年の唐人護送に對する長崎奉行甲斐庄喜右衛門正利黒川與兵衛正直の復書左の如し、

護送の手續

長崎奉行の復書

家吉市郎右衛門方へ之御狀令披見候然者當正月於其元破損申候唐舟之荷物上ゲ殘水入之者、見分之通、又此度御取上ゲさせ、其元に殘置候唐人六人、警固兩人、被相添御越、唐人并荷物共請取申候、實被入御念候之通、最前江戸へ申上候、又此度も可申上候、唐人共も忝かり申候、委細警固之衆へ申達候、恐々謹言

七月三日

黒川與兵衛 正直判

甲斐庄喜右衛門正利判

種子島三郎次郎殿三郎次郎は職人久時の初通稱なり

英船の難破

其用意周到なりしこと以て知るべし、近代にては慶應二年六月廿九日大風雨の夕、英船一艘竹崎の小島に破壊し、英人二名黒奴一名のみ生命を免れて、其餘皆溺死しけり、翌日浦人海岸の磯上に鬼の如きもの立ちて手もて打招くを見て打驚き、近きて人なるを知り、救助して民舎に至り、役所に届出でしより、家老西村段左衛門以下出張せしに、役人中に稍洋音を解する者ありて、彼等は英國商人なるが、甌子多羅利亞より石炭を上海に運送する途中、昨夕の風雨に遇ひて難破せしものなるを知れり、因て乗組員の屍の浮上りしは之を收埋し、三人の生存者は西之

英人其親切
を謝す

善隣の誼を
資くるや大
なり

表の慈遠寺に收容せしが、折しも鹿兒島灣の事平きて、英國と和成りし後なりければ、待遇最厚かりけるにぞ、英人等は深く撫存の恩を謝しけり、斯くて是の月二十日鹿兒島に護送し鹿兒島より英國公使へ引渡せしに、亦厚く救助の懇到を謝したりと、なん猶水練者をして海底に沈みし貨物を採らしめ、大砲二門、大小鐵鎖二聯、及び鉛錫の數若干を獲けるが、藩命にて之を我に與えられけり、願ふに島民は四方の交通皆船を以し、海上の生活を是れ事とするより、危險に遭遇すること多く、隨て種子島氏は難破船救助の事多きより、外國の遭難者に對する同情も亦深くして、叮嚀親切に救護すること、島民を救護する如くなりしなるべし、當時の外交思想は固より幼稚なりけんこと疑ふ可らざるも、天理人道の自然に發して、同情と熟練とを以したる外國遭難者救助は如何に彼等を感動せしめけん、而して之を聞傳へたる外國民は如何に我國の文明を稱しけん、其善隣の誼を資けしや大なりと謂ふ可し、古來親切なる種子島氏の外國遭難者救助方は維新後にも失却せられずして、痛く外國人を感動せしめたり、明治十八年九月十五日安城の村民岩坪平左衛門と云ふ者舞床の海濱に出て、亂礁の間を望

米國船の遭
難

金牌を贈る
米國政府の
謝金

見せしに、人ありて蠢動するが如きを怪しみ、往きて之を窺へば、外國人七人四肢を損して困頓起つ能はず、因て扶持して家に歸り、衣食を與えて介抱し、醫を招きて其創を療治せしめ、同じく二十日伊關と云ふ處にも五人の外國人漂着し、村民古田貞吉に救はれしが、貞吉も亦厚く之を介抱して村吏に引渡し、此の十二人は西之表に送られたり、此は米國風帆船カシユミウル號の乗組員にして、本島の東二百里外にて颶風に遭ひ、船體破壊して乗員悉皆溺死し、此の十二人のみぞ生命を萬死の中に得たりける、留ること旬餘にして鹿兒島縣廳に送る、其より長崎の米國領事に送られて歸國したりしが、米國政府は深く島民の救助懇切なりしを感じ、岩坪古田二人に各金牌一と、金廿五圓とを贈り、更に米金五千弗を村人に贈り、以て恤恤救護の厚きに報ひたり、時の縣知事は外務大臣に稟議し、其金を折半して伊關安城の村人に分與せしが、村人は各公債を買ひ、其息を以て村校の教育に充てつ、郷儒平山椒垣の文を石に刻して兩村學校の前に建て、更に尾形直十をして其文を英譯せしめ、學校の寫眞を添えて之を米國政府に贈り、以て其德に答えたりき、米國政府は如何に日本國內の一孤島が文明の風儀に慣れて優にやさ

種子島氏の
流風遺澤

趣味と光輝
ある歴史

い、く、情、あ、る、を、感、じ、け、ん、一、孤、島、猶、且、つ、然、り、と、て、如、何、に、日、本、國、内、の、文、明、を、稱、し、け、
ん、而、し、て、日、米、の、交、誼、を、資、く、る、如、何、ば、か、り、ぞ、や、亦、是、れ、種、子、島、氏、の、流、風、遺、澤、な、る、
を、忘、る、可、ら、ず、

種子島が日本の南端に絶懸せるを不幸なりとのみな嘆きそ、幸に南端に絶懸し
て、幸に古來より好領主を戴きつればこそ、如此き趣味ある光輝ある對外の歴史
を有すれ、而して此の歴史は竟に世人をし種子島を一顧せざらしむる能はざる
ぞかし、

結論

其發祥を尋ねれば、則鎌倉に起り、其門地を問へば、則平氏の正統を以て南海の小
諸侯に封せられ、一變して附庸と爲り、再變して雄藩の一族に擬せられつ、猶賓
禮を失はず、以て先業を二十七世七百有餘年の久しきに持せし名門右族なり、地
を開き業を勤めて、以て衣食を給し戸口を殖し、學を興し教を敷きて、以て風を移
し俗を易えて王化を宣布し、民を愛し士を養ひて、以て軍勢に服し武功を建て、以

門地功德の
概要

て、克く君國に報せし者は、信基以下累代の功績と爲す、中に就きて時堯は則鐵
砲製造の業を創し、以て文明利器の傳來を謀り、久基は則甘藷傳播の祖と爲りて、
以て世を濟ひ民を救ひて飢餓に免れしめ、且つ夫れ南邊の要衝に居て外國交通
の衝に當り、或は日明貿易の出入と爲り、或は日歐交通の起源を開き、或は力を外
國船遭難の救助に盡して、以て善隣の國交を助けし者、淺少なからず、是れ實に種子
島氏歴史の概要なり、嗚呼、其功業德澤の國と民とに在る者、亦大に且つ深からず
や、

維新後の華
族

恩光赫耀

武門の專權

伏して惟ふに明治維新の後は、古來の名門右族と古今の功業德澤の大且つ深き
者とを華族に列せられ、授くるに五等の爵を以して、皇室の藩屏と爲し玉へり、
是に於て乎幽を聞き微を顯はし、廢を興し絶を嗣ぎ、名門の蓬幕に沈淪する者、忽
ち隆爵を賜ひ、潜徳の草莽に湮没する者、亦高位に叙せられ、一國一城の主より神
官僧侶の徒に至るまで、恩光門戸に赫耀せり、嗚呼、盛なる哉、蓋武門政を執るに當
りては、天子空しく虚器を擁し、名器官爵は、一に其專濫に任して、恩を樹て柄を
弄ぶの具に供せられしかば、苟名門右族の優遇すべき者ありとて、功業德澤の

名門偉功の
沉淪湮没

種子島氏の
事績湮没

華族の種類

諸家との比
較

表彰すべき者ありども、皇室は武門を憚りて爵位を興ふること能はず、以て其をして沈淪湮没せしむる者蓋久しかりき。王政維新なるに及びては、大權古に復し、百事更張せり、是に於て乎名門の後を録して、功臣の裔を賞し、屈者始て伸び、潜者始て顯はれ、以て天下後世をして于々然として明治の盛典美舉を謳歌せしむるに至れり、而して種子島氏の門地功德並に高きこと斯の如く、時堯久基の殊勳も亦大なること彼が如くにして、而かも未だ皇家の恩典に浴せざるは、何ぞや、豈其事蹟の湮没して顯はれざるが爲か、

近時維新の鴻業を翼賛せしを以て、新に授爵の典を拜せし者最多し、而かも是より先き未だ必しも維新の功あらずと雖、舊時小藩主小諸侯たりしが故を以て此榮を荷ひし者あり、唯名門の末右族の後たりしを以の故に恩典に預りし者も、亦蓋し之なきに非ず、維新の功の外に、銃器改良、北地開墾等の功をも録せられしことありとかや、事固より特旨に屬す、豈草莽の宜しく議すべき所ならんや、然れども嘗て私に種子島氏を以て彼に比するに、七百年來の名族にして、壹萬石の舊封を終始領有したる諸侯は、世に其類なく、草萊を開き教化を敷き、戸殖し家富み

數者を兼有
す

皇室の藩屏

しは、古今の差こそあれ、未だ必しも北海道開墾の功に劣らず、自ら開きし壹萬石を以て多數の家臣を養ひ、以て國に盡したる軍役武功は、固より四五萬石の小城主に比して遜色なし、其累代心を外國交通に留めて、善隣の誼を資けしか如きは、内地小諸侯の夢想だに及はざる所にして、國交日に繁く、外艱月に急なる當今に在りては、帝國政府の忘る可らざる者にあらざるか、當時大發明に異ならざる鐵砲製造の創業は、今日の銃器改良に比して如何ん久基の始て甘藷を獲て海内に傳播せしめて、以て餓死を救ひし德澤は、殆んど其比を見ず、此に一あるも、以て特別の禮遇門戸の光輝を増して、天下後世を照すに足れり、況んや種子島氏は此の數者を兼有するをや、而かも今猶微々舊臣と伍して、家格揚らす、蓋し其功績の世に顯はれざるが爲のみ。

恭しく思ふに、皇室の藩屏たるべき貴族は、卒伍より將相に上りて殊功偉勳を建てし人々は言ふを待ざれど、其他少くも歴史ある根據あらんには、若かず、否らされば、槿花一朝の榮の如く、行潦蹄涔の水の如く、朝夕を待ずして衰へ、復た榮ゆべき根據あらずして、辱を先人に貽し、遂に禮遇を停めらる、者少しと爲さじ、歴

歴史ある根
據

史ある根、據とは、其家の舊くして且つ長く一地方を領して威望を持し、數多の家臣を養ひし者を云ふ、斯程の家ならんには舊君臣の情義も自ら浹洽にして、舊主は皇恩王化を舊臣に傳へ、其殖産及び教育にも助力し、舊臣は舊主に化せられて、益奉公の忠勇を抽んで、一旦家道振はざるとあるに遇ふとも、舊臣の情義として力を戮せ心を協せて其中興を謀るべく、相依り相扶けて國に盡し君に報ひ、復た辱を貽し累を及すに至るまじ、斯くてこそ天壤と窮なき皇室の藩屏として、憾なかるべし、種子島氏の如きも亦門地功業と共に此歴史ある根、據の上に家道を維持せり、二十五代久尙の第二子を以て、兄時丸の早世したるが爲に其後を襲ひし守時、七歳にして怙恃を喪ひ、骨肉盡く逝き、天地間犛々として依る所なき孤兒と爲れり、七百餘年來の情義を以て世々厥美を濟せる種子島の舊臣は斯く見て報恩の秋なりと爲し、奉して舊領地に還り、二千餘の士族相議して、師傅一人と家從數人とを公選し、忠實公亮の徒をして之を保育せしめたりき、公選されし此人々は朝な夕な此孤獨なる舊主の側に侍して、教育と家政の整理とに任せしが、名門の後唯此の一塊肉あるのみなるに對して、男泣に泣く者あり、全島の士族

種子島氏の
根、據

孤兒の保育

忠厚の至

父老の涙

聖代の盛典
謹で恩光を
祈る

は四時折々誠實なる見舞を怠らす、以て十四五年の久しきに及び、今は居然たる偉丈夫に育あげつ、家道も亦振へり亦忠厚の至ならずや、今や種子島氏は舊領土に居住して、尤力を舊子弟の教育に盡せり、而して舊領土の父老は、舊君家の家格の他に比して下れるを嘆きつ、思を雲井に馳せて、涙を草屋に注げり、嗚呼斯る根、據を有する名門こそ世にも稀なんめれ、之を要するに斯る事蹟の埋もれて世に顯はれざればこそ、門地功德並に高く、且つ美るはしき歴史を有しながら、蓬華の下に沈淪して、禮遇を蒙るに至らざるものなるべけれ、先德善あり、世に昭々たる能はざる者は後世の過なりと、鐵砲記にも云へり、因て潜德の萬一を發揚せんとして、精確なる史料に據りて、累代治績の要を叙すること斯くの如し伏して惟みるに、名門を禮遇し、功に報ひ、勳を賞し、旌すに爵位を以て、天壤無窮の皇運を護する所以の者は、誠に聖代の盛典なり、謹んで此に恩光の種子島氏に及ぶも亦當に遠からざるべきことを祈る。

南島偉功傳卷下終

正誤
 系圖ノ二頁信貞ハ信眞ノ誤時元ハ時充ノ誤
 下卷六二頁一行目黒田嘉兵衛ハ毛利某ノ誤

明治三十二年六月一日印刷
 明治三十二年六月十五日發行

正價金四拾錢



著者

西村時



發行者

東京市神田區鍛冶町四番地
 伊藤岩治郎



印刷者

東京市京橋區築地三丁目十五番地
 野村宗十郎



發行所

東京市神田區今川橋通リ
 誠之堂書店

(電話本局九百四十九番)

印刷所

東京市京橋區築地二丁目十七番地
 株式會社東京築地活版製造所

賣捌所

鹿兒島市中町
 鹿兒島市山下町
 鹿兒島市中町

吉田幸兵衛
 久永金光堂
 谷村藤吉

(乞を記附御旨る據に告廣の義講會究研は方御の文注御り依に告廣此)

新刊

西村天因居士著

(簡井年峰畫)

紀行八種

全一冊 正價金卅錢 郵稅四錢

目録

◎金山

列風雷雨の日金山に登り古山伏と雨後の月を賞し南朝の遺跡を吊へり

◎風流順禮

嚴島に遊びて山陽道を上れる道の記にして同伴は風流の一法師なり

◎雲の行方

水曾の山奥深く分入りて浮世に遠き山村の人情風俗を叙したり

◎觀佛記

地獄谷の榛莽を拂ふて岩石に彫れる佛像を求め以て幽を聞き微を願はせり

◎河内紀行

天野山に登り觀心寺に遊びて南朝の古蹟遺物を見て遂に楠母の養趾を索めたり

◎奥山羽水

奥羽の山水を探りて浮島の奇境を寫せり

◎睿珍輕筇錄

大和に天珠組を祭り伏見に九烈士の墓を訪ひ足利の木像を評して嵯峨野なる小楠公首基の由來を録す

◎奈良巡

奈良巡の深にて名勝及び古實物を訪ひて委しく品評を費せり

東京 神田區 鍛冶町 誠之堂 書店 出版
電話 本局 九百四十九番

文科大學教授 黑川真頼先生序
 文科大學教授 飯田武郷先生序
 文科大學教授 松平武靜先生著
 文科大學教授 芳賀矢一先生序
 文科大學教授 渡邊文雄先生補助

枕草子紙解

中古の日記、物語、隨筆等を讀むに第一困難なるは、裝束、器具、建築、儀式等の詳に知り得ざるにあり、文意の接續の簡單ならざるにあり、詞の今と異りて耳遠きにあり、枕の冊子は其最たる者なり、かゝる源氏物語もまた難中の難書あれども、古來幾多の學者が丹精を凝らし、其の註釋書は幾十種となく存せるを以て、その書を研究するに大に便ありといふべし。而るにこの書と相馳駢して軒輊し難き此枕の冊子に於ては、唯僅に、北村翁の春曙抄一部あるのみ。勿論、天文五年古鈔本、加藤磐齋の磐齋抄、清水濱臣翁校合本、黒川春村翁校合本、活字本等、ありと雖も、今は殆ど其名のみを知るのみにて、容易に見る事を得ざる者なり、近年に至りて、一二の註釋、講義録等の中に散見せりと雖も、なほ春曙抄の抄出に過ぎざるか如し、未だ全部に通して、詳に解釋せしものあらざるあり、是從來斯學者の大に遺憾とする所にあり、や、弊室夙に之に感あり、今般學を専修せる松平静氏の詳解の著あるを聞き請うて出版し以て昔く學者の研究の資に充てんと欲す、且つ著者は親しく黒川博士に就きて講義を受けたる者、而して博士は先代春村翁より枕草紙を深く研究せられたる餘、更に博士多年の研究の高説を述べられたる者なれば、從來世に行はれたる註釋書とは、決して全日の論に非らざるは、弊室が確證する所なり、加之さうに日本紀通釋を著し、今更喋をせず、さて老先生の親炙して先生の高説をも交へたり、先生の古學に精通せられたるは今更喋をせず、さてこの書の特色の二三を列舉すれば、第一困難なる裝束、器具、建築、儀式等從來の誤を并し、二老先生の説の外には國學者先生等の説をも交へたり庶幾くはそれ完全なる註釋書といふべき歟、幸に大方の學者速に一本を求めて座右にたかれん事を、また季吟翁の春曙抄と相對して繕かは更に大に相啓發して、數百年の疑問も自ら氷解するを得ん。

全三冊 每冊附錄圖入
 和裝洋紙摺菊版美本
 每冊紙數凡四百餘頁
 定價各四十五錢郵稅八錢宛

發行所 東京市神田區 鍛冶町四番地 (電話本局九百四九) 誠之堂書店

從二位伯耆東久世通禧君題
 從三位子爵福羽美靜君題詞
 大教正本居豐顯大人闕
 從五位末松謙澄先生叙
 從六位小中村清知大人序
 松風增田于信君譯

新編紫史

一名 通俗源氏物語

初編より四編迄廿四條既刊
 和仕立 合本全十決(二十冊) 特別買置款 一册(金七十五錢宛) 細表紙付上等製本 二冊二付廿五錢宛
 洋紙摺 壹冊(明和本) 買置四十五錢宛 上等美製洋紙(合本) 廿錢宛

新編紫史は源氏物語を通俗したるものなり夫源氏物語は我邦小説の巨擘にして空前絶後の大著感神泣鬼の妙筆なること古來既に説ありされは鎌倉時代より今日に至るまで學士文人これに注釋を施すもの殆ど四十家に下らず然とも猶其讀み難く解し易からざるを以て後世の人其書を耳にして其文を目にせずは以て京傳馬琴以上には小説なしと爲して徒々支那西洋の稗史に存想す豈悲しきわさならずや松風先生嘗て大いに在りて本邦の文學を修め文辭を精妙を推さる今此書を譯して容易くこれを通讀するを得るの便を與へられたり文は曾て原書の意を失はず語は右雅に偏せず俚俗に陥らざらん坊間刊行の小説に比すれば真に玉石の別あり抑本書の利益は意匠の絶妙のみならず當時の人情風俗及び京洛の景況宮中并に朝紳の有様等より一般の世態を詳に叙したれば人をし親しく一千年前の時代を經歷せしむるの想あらしむは他の歴史等に於ては決して見ることを得ざるものたり尙皇國入たるものは先一讀すべし
 東京市神田區西福田町一番地 誠之堂

東京府城北中學校長 今泉定介先生述

平家物語講義

合卷全五冊(挿圖)
菊判紙數凡壹千二百頁
壹冊正價 金二十五錢
郵稅各 金六錢宛

漢文を用ひずして能く漢文の莊重をうつし國文を用ひてよく國文の軟弱に陥らざるものは戰記文にしくはなし特に平家物語は其の調の流暢なるもの文の自在なる優に源平盛衰記れよび太平記を凌駕せり古來世人の賞賛しておかざるも亦故ありといふべし然れども是等戰記文の常とし或は故實に涉り或は漢土の故事を引き又忽ちに深奥なる佛理を説く等極めて解し難き事多しされば古人も戰記文を解釋せるもの殆稀なり今日中等教育普通文の模範として最も適當なる本書の一の詳解なく學生諸君をして隔靴搔癢の歎あらしむるは誠に教育界及文學界の一大缺點といふべし本店こゝに見る所あり今般今泉先生に請ひて數年間先生刻苦の稿を世に公にする事をゆるさる本書の價値はこゝにいふまでもなく讀者諸君の公評にまかせん唯本書の最も特色とする所を掲ぐれば左の如し

- (第一) 本書本文は數本を以て最も鄭重に校訂したる事
- (第二) 講義は最も簡にして其の要を得たれば初學の人と雖も容易に解せらるべき事
- (第三) 每卷甲冑刀劍弓矢等すべて武家の故實に關する圖を附して詳解したる事

今泉定介先生講述 方丈記講義

正價 金拾八錢
郵稅 金二錢

國 民 必 讀

服部 誠一 先生 著

尚武 吳孫 講義 論評

菊 判 合 本 全 壹 冊
正 價 金 卅 五 錢 郵 稅 六 錢

發兌元

東京 誠之堂

本書ハ服部先生軍國ノ景観ニ感シ時世ノ必要ニ促サレ孫吳二書ノ要義ヲ極密ニ講述セラレ且古今内外ノ實戰ヲ引例シテ之ニ割切壯快ナル評論ヲ下シ以テ武風鼓舞ノ材料ニ供シタル兵要書ニシテ身ヲ軍務ニ置ク者ハ勿論尙モ我國民トシテ尙武ノ必要ヲ知ル者ハ須ラテ熱讀スヘキ刺下最モ有益ナル新著ナリ孫吳二氏ノ兵法ハ万世不磨ノ兵經タルヲ以テ曾テ之ヲ講スル者アリト雖モ唯々其書義ヲ説クニ止リ未タ之ヲ實例ニ照シテ研究評論シタル者アラス本書ハ先生ノ新機軸ニ出テ讀者ハ自ラ感激奮興シ覺エヌ勇力ヲシテ物知ラシム其尙武ノ時世ニ實益アルハ一讀ヲ俟テ後ヲ知ラサルナリ今ヤ我邦ハ戰捷國トシテ國威ヲ宣揚シ万邦ヲ協助セシメタリト雖モ益々武風ヲ鼓舞シ兵力ヲ養成スルニアラサレハ一大強國トシテ東洋ニ雄飛シ以テ社稷ヲ泰山ノ基礎ニ置クコト能ハサルハ具眼者ノ皆能ク知ル所ナリ豈ニ一達ニ安シ小安ヲ偷ムヘキノ軟ナランヤ國家ヲ憂ル者ハ前途大ニ武風ヲ振ヒ進シテ兵事ヲ識セサルヘカラス先生ノ本書アル實ニ此ニ出ルナリ苟モ日本國土ニ生レ固有ノ武風ニ養成セラレタル忠勇男兒ハ必讀セサルヘカラサル空前絶後ノ新書ナリ

◎本講義に類書あり服部氏著の孫吳講義と御指名を乞

講義科目及講師

- 源氏物語
- 落久保物語
- 大葉集
- 萬葉集
- 日本書紀
- 藩翰譜
- 紫式部日記
- 古事記
- 文藝學史
- 右職古實

小杉 榎 郁
中村 秋 香
栗島 山之助
飯田 武 郷
渡邊 文 雄
内藤 耻 叟
三木 五 枝
飯田 武 郷
天野 茂 雄
栗島 山之助

以上の外、茶花物語、古今集、平家物語、保元物語、平治物語、増鏡、水鏡、折焚柴之記、更日記、新學史、美術史、聲音學、國書解題、文學者記傳等知名講師講演す。●應問答を載す。●論說、教育、宗、哲、學、美術、歴史等に関する専門大家の名論。●新作を載す。●美文、和歌、文壇諸大家の歴史等諸學界、教育、宗、哲、學、美術を載す。●何員詞林、會員に係る美文、和歌、文壇諸大家の歴史等諸學界、教育、宗、哲、學、美術を載す。●何員詞林、會員に係る美文、和歌、文壇諸大家の歴史等諸學界、教育、宗、哲、學、美術を載す。

校外生申込所
東京市神田區鍛冶町
誠之堂
電話 本局 九四九番

●所賣は全國各書林誌大賣捌神田表神保町東京堂

東京市神田中學校構内
國文學研究會編

每月一回發行
二月十五日
第一號
五月一日既刊
一冊定價十五錢郵稅四錢
●每號紙數凡百頁
以上の外、茶花物語、古今集、平家物語、保元物語、平治物語、増鏡、水鏡、折焚柴之記、更日記、新學史、美術史、聲音學、國書解題、文學者記傳等知名講師講演す。●應問答を載す。●論說、教育、宗、哲、學、美術、歴史等に関する専門大家の名論。●新作を載す。●美文、和歌、文壇諸大家の歴史等諸學界、教育、宗、哲、學、美術を載す。●何員詞林、會員に係る美文、和歌、文壇諸大家の歴史等諸學界、教育、宗、哲、學、美術を載す。

國文學研究會講義錄

雙木園主人編
江戸時代

戲曲小說通志

挿畫入和裝半紙本全四冊美裝

正價四十二錢

後編二冊各六錢
正價金四十錢

若し本邦に於ける文學發達の最盛期を擧ぐれば、江戸時代に若くものなるべし。和漢の文學のさして置き、殊に戯曲と小説とに於て。最も絢爛の結果を見る。孟群芳の書を破り、百廿の香を放つも。以て其の華美に於てふるに足らざる也。夜雨下碎け、高山水落るの妙響あるものに於てを乎。近世英人動もすれば一糸もさすべし。朝を擧げて、其の文學の發達を論る。然れども。本邦江戸時代の文學の。未必らずしも。之に下らざるなり。然るに。從來の慣習として。戯曲小説としいへば。婦人孩提の玩物の如く輕視し。背て識者の取る所とならざりし。實に一大恨事なり。云はざるべからず。要するに。戯曲と小説との。社會の反映なり。人心の汚隆。邦家の盛衰共之に關係して。相離れざるものなれば。其の源委流氷の如き。尙も文學に志あるもの、知らざるべからざるものとす。今雙木園主人此に慨する所あり。近世に起れる。戯曲小説の事歴を網羅し。名けて江戸時代戯曲小説通志といふ。上の寛永慶安より。下の文久慶應にいたるまで。江戸開府以來。凡二百四十餘年間の文學歴史にして。第一篇。戯曲の部に。淨瑠璃本。及び演劇脚本の發達を叙し。併せて其の發達より。遂に實録物。讀本。滑稽本の邊沿革に及ぼし。又文例をも示せり。第三篇。傳記の部。小瀬由庵。鈴木正三。井原西鶴。近松門左衛門。竹田出雲。並木。輔。福内鬼外。山東京傳。曲亭馬琴。式亭三馬。十返舎一九。爲永存水を始め。外數百名にかゝる。奇行逸話を採録し。殊に作者の肖像は勿論。淨瑠璃本。小説本の挿畫凡數十種。一々古風を模刻して。當時の真相を失はざらんことを務め。又年表。索引をも付載したれば。極めて人名の搜索に便なり。希くハ諸君子一本を御購請の上。近來の奇書なりと賞し賜は。書店の幸榮。之に過ぎず。

男女必讀自衛衛生新書

注意目錄

第一章 普通妊娠論
 第二章 產科婦人科補田病院長 補田謙義先生問並序 同醫師 渡邊光次先生著
 第三章 小兒と設くる法
 第四章 小兒養育法
 第五章 小兒の病
 第六章 小兒の衛生
 第七章 小兒の食料
 第八章 小兒の衣服
 第九章 小兒の遊び
 第十章 小兒の睡眠
 第十一章 小兒の排泄
 第十二章 小兒の呼吸
 第十三章 小兒の循環
 第十四章 小兒の消化
 第十五章 小兒の泌尿
 第十六章 小兒の生殖
 第十七章 小兒の神經
 第十八章 小兒の感覺
 第十九章 小兒の運動
 第二十章 小兒の思考
 第二十一章 小兒の情緒
 第二十二章 小兒の習慣
 第二十三章 小兒の教育
 第二十四章 小兒の訓練
 第二十五章 小兒の保護
 第二十六章 小兒の救護
 第二十七章 小兒の看護
 第二十八章 小兒の接生
 第二十九章 小兒の消毒
 第三十章 小兒の隔離
 第三十一章 小兒の埋葬
 第三十二章 小兒の殮葬
 第三十三章 小兒の火葬
 第三十四章 小兒の解剖
 第三十五章 小兒の病理
 第三十六章 小兒の生理
 第三十七章 小兒の解剖
 第三十八章 小兒の生理
 第三十九章 小兒の解剖
 第四十章 小兒の生理

普通妊娠論

附 妊婦の攝生

小兒と設くる法

石版 附圖四十個
 徳くろす金文字入組る美装
 紙つつけのつとと
 正 紙 四 錢 郵 券 代 用 一 割 増
 郵 稅 四 錢 郵 券 代 用 一 割 増

小兒養育法

目次
 第一章 天然養育法
 第二章 乳哺の衛生法
 第三章 飲食物の起居運動
 第四章 小兒の病
 第五章 小兒の衛生
 第六章 小兒の食料
 第七章 小兒の衣服
 第八章 小兒の遊び
 第九章 小兒の睡眠
 第十章 小兒の排泄
 第十一章 小兒の呼吸
 第十二章 小兒の循環
 第十三章 小兒の消化
 第十四章 小兒の泌尿
 第十五章 小兒の生殖
 第十六章 小兒の神經
 第十七章 小兒の感覺
 第十八章 小兒の運動
 第十九章 小兒の思考
 第二十章 小兒の情緒
 第二十一章 小兒の習慣
 第二十二章 小兒の教育
 第二十三章 小兒の訓練
 第二十四章 小兒の保護
 第二十五章 小兒の救護
 第二十六章 小兒の看護
 第二十七章 小兒の接生
 第二十八章 小兒の消毒
 第二十九章 小兒の隔離
 第三十章 小兒の埋葬
 第三十一章 小兒の殮葬
 第三十二章 小兒の火葬
 第三十三章 小兒の解剖
 第三十四章 小兒の病理
 第三十五章 小兒の生理
 第三十六章 小兒の解剖
 第三十七章 小兒の生理
 第三十八章 小兒の解剖
 第三十九章 小兒の生理
 第四十章 小兒の解剖

正 價 金 拾 五 錢
 郵 稅 貳 錢

産科婦人科補田病院長 補田謙義先生問並序 同醫師 渡邊光次先生著

中西著 漢學活論


大 一 册 價 金 卅 五 錢
 郵 稅 金 六 錢

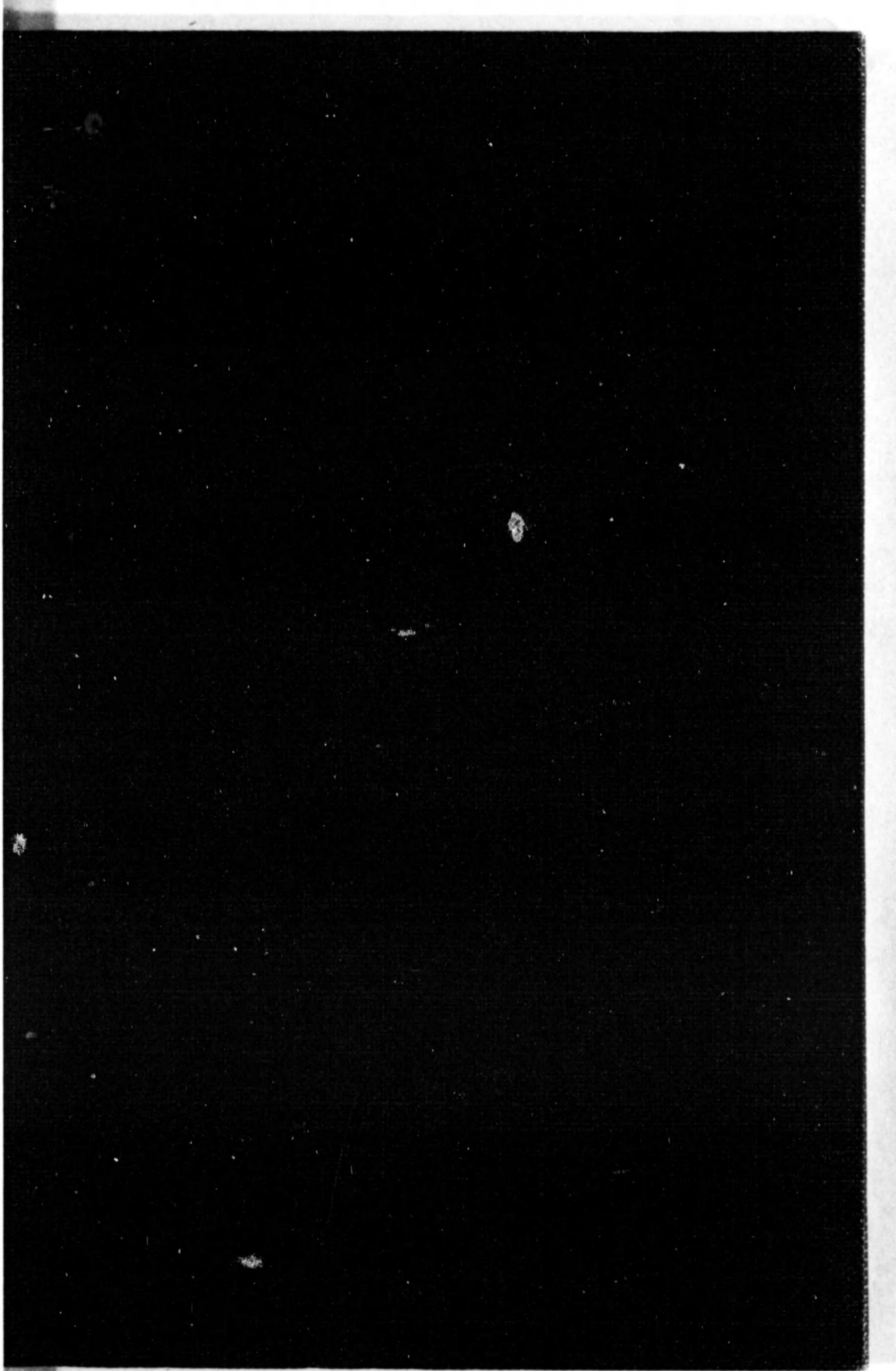
今や日清兩國の間其關係を一變し我は戰勝者の増進に在りて彼は戰敗者の増進に在りて我は保護國の地位にありて彼は被保護國の地位に在り是れより我日本國民が東洋進歩の先導者なを以て支那を代りて經營籌辦すべき文明の事業は一にして足らず而して之が準備として支那固有の特性即ち分析すれば宗教道徳習慣風俗制度文物等を研究せざるべからず是時より方りて漢學の必要ある豈復た言を待たんや然れども從來漢學の研究法は唯是支那を以て師範とし之を崇拜し之を欽仰し之を跪慕して然る後之を研究するを以て批評の方面より觀れば毫も價值なし今日漢學の必要は支那を東洋の一國民として其宗教道徳習慣風俗制度文物の特性特質を研究するあり即其研究の精神たるや崇拜的ならずして批評的ならざる可らず形式的ならずして實用的ならざる可らず昔日漢學の研究は獨り學者文人に限りたるも今日漢學の研究は尤も我邦の政事教育家宗教家實業家等も必要となりぬ著者茲に感ずる所ありて本書を著す蓋し其主眼とする所は支那數千年間宗教道徳習慣風俗制度文物の大本大源たる四子六經を研究して支那國民が特性特質を明示するあり而して其研究法の果して批評的なるや實用的なるやは大方君子一體の上高眼を下されんとを希ふのみ

三島 中州先生題字 一辭 文章形容詞範

和 本 金 二 冊
 實 價 金 卅 錢
 郵 稅 金 四 錢

形容詞(慣習語の類)の文に要するものは手まれば足るもの談話に要するものは如し手まれば足るもの非れば尋常言語の言ひ顯し得ざる處言見わし得る者なく形容詞の文に要する此の如し而して世に其書なし此書の梓に上る所以也集むる所は悉く古來の名家が用ひし者にして語々雅雅妥當部門を類し此を引用し便し每語其用書用例を掲げ以て其語り處有るを示し特其字義に至ては精校再訂以て初も難解なきを期す正確固匪此書の如きは實に作文者譯文者必須の書なる也





219.7

N8/2n

004834-000-4

219.7-N812n

南島偉功伝

西村 時彦/著

M32

ACE-1545



